

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 8 日

午前 9 時 0 0 分 開 会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

嶋 田 善 行

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

小 林 誠

浦 野 圭 司

里 川 宜 志 子

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長	小 城 利 重	副 町 長	池 田 善 紀
教 育 長	栗 本 裕 美	総 務 部 長	清 水 建 也
総 務 課 長	乾 善 亮	企 画 財 政 課 長	西 川 肇
住 民 生 活 部 長	西 本 喜 一	福 祉 課 長	佐 藤 滋 生
福 祉 課 参 事	清 水 修 一	国 保 医 療 課 長	面 卷 昭 男
国 保 医 療 課 参 事	寺 田 良 信	健 康 対 策 課 長	西 梶 浩 司
住 民 課 長	清 水 昭 雄	環 境 対 策 課 長	栗 本 公 生
都 市 建 設 部 長	藤 川 岳 志	建 設 課 長	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和	都 市 整 備 課 長	加 藤 保 幸
都 市 整 備 課 参 事	井 上 貴 至	会 計 管 理 者	野 崎 一 也
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	清 水 孝 悦
下 水 道 課 長	上 田 俊 雄		

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長 藤 原 伸 宏 係 長 安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○嶋田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

おとといに引き続き、第3款、民生費についての説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、住民生活部の所管いたします第3款、民生費の決算状況につきましてご説明申し上げます。座らせていただいてご説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。第3款、民生費でございますが、平成21年度歳入決算書では110ページからとなっております。また、平成21年度主要な施策の成果報告書では131ページから172ページにかけてでございます。

それでは、決算書の110ページをご覧いただきたいと存じます。第3款、民生費、全体の決算額は、予算現額20億4,067万9,114円に対しまして、決算額は19億7,094万1,481円で、執行率は96.5%でございます。

では、主要な施策の成果報告書131ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、131ページ第1項、社会福祉費、第1目社会福祉総務費であります。予算現額3億5,201万4,000円に対しまして、決算額は3億4,761万7,972円で、98.8%の執行率であります。職員の人件費及び国民健康保険事業特別会計への繰出金並びに社会福祉協議会等への補助金が主なものでございます。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、民生児童委員活動の支援では、民生児童委員44人、主任児童委員3人に対しまして活動の助成を行っております。

次に、132ページ、福祉のまちづくりの推進としまして、社会福祉協議会との連携では、地域の福祉向上の推進役として活動しており、また介護保険指定事業者でもある社会福祉協議会と連携してボランティア活動の育成、小地域福祉活動の活動支援、相談援助など、地域ぐるみの福祉活動の推進を行ったところでございます。

また、各福祉団体への支援では、遺族会、保護司会の各種福祉団体に助成し、その活動を支援し、戦没者追悼式の開催では、5月26日に中央公民館において戦没者のご遺族や関係の方々に多数ご参列をいただき、先の大戦において亡くなられました方々に哀悼の意をささげました。

また、福祉基金の活用では、高齢者福祉や障害者福祉等の福祉活動促進のため、福祉基金の活用を図りました。平成21年度末での積立額は3億2,553万532円とな

っており、この基金の運用益を施策の充実を図り活用するため、平成21年度は在宅ねたきり老人介護手当の支給事業に充当しております。

133ページ、国民健康保険事業への支援であります。一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出しとなっており、人件費及び療養給付費にかかる町負担などの法定繰出金1億9,586万7,789円のほか、制度上における介護納付金分の赤字補てん、2,147万8,008円を繰出し、国民健康保険制度の安定的な運営を支援しました。

次に133ページ、防災・消防としまして、災害時要援護者把握実態調査の実施を行いました。これは、独居高齢者や障害者といった災害時に自力で避難できない方について文書による実態調査を行い、現在の身体や家族世帯の状況や災害時の避難支援の要否等につき、その実態把握に努めました。

133ページの消費者意識の向上として、生活学校の活動支援では、地域の環境問題や生活等の課題に取り組み、住みよい地域づくりの推進に努めておられる生活学校に6万9,000円を補助し、その活動を支援しました。

次に134ページ、第2目、国民年金事務取扱費であります。予算現額893万8,000円に対して、決算額は873万4,124円で、執行率は97.7%となっております。国民年金の充実として、国が行う国民年金事務のうち、第1号被保険者の資格関係届、保険料年度申請、学生納付特例申請、年金裁定請求などの手続きや窓口相談について、法定受託事務として、引き続き窓口事務を行いました。

次に135ページ、第3目、老人福祉費であります。予算現額7,844万8,000円に対しまして、決算額は6,802万2,734円で、執行率は86.7%であります。高齢者福祉の増進を図るため、各事業に取り組んだところでございます。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、緊急通報装置等の設置では、ひとり暮らしの高齢者等が自宅で緊急事態に陥ったとき、迅速かつ適切な対応が図られるよう緊急通報装置を貸与し、協力員や消防署と連携し、在宅生活を送っていただける体制づくりに努めたところでございます。

次に、生きがいつくりであります。高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者が健康で生き生きとした生活をおくってもらえるように各事業に取り組みました。

まず、敬老式典の開催では、9月12日にいかるがホールで敬老式典を開催し、480名の方のご参加をいただきました。また136ページ、老人クラブへの助成では、人生経験豊かな高齢者の知識と経験を生かし、生きがいつくりと健康づくりの増進、多様

な社会活動をされている老人クラブの活動に対しまして助成を行いました。

さらに、高齢者優待券の交付、高齢者優待利用券の交付では、高齢者の社会参加を促進するため、70歳以上の方々を対象に奈良交通のバスカードの高齢者優待乗車券と、いきいきの里の入浴に使用できる高齢者優待入館券を交付し、今年度は高齢者優待乗車券は1,999人、高齢者優待入館券については261人の方に交付をいたしました。これらの事業を通しまして、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進の一助になったのではないかと考えております。

次に137ページ、介護保険サービスの推進としまして、老人福祉施設三室園組合との連携では、広域圏で設置しています一部事務組合の三室園の運営に要します費用の負担を行い、施設機能とサービスの充実に努めました。

続きまして、138ページから139にかけての介護予防・生活支援の推進としまして、過去におきまして、身体や精神あるいは環境及び経済的理由等により、生計維持が困難な高齢者に対してまして、養護老人ホームへの入所を実施したのをはじめ、火災警報器などの日常生活用具の給付、軽度生活援助サービスの提供、訪問理美容サービスの提供、愛の訪問サービスの提供、在宅寝たきり老人介護手当の支給などを実施し、在宅のひとり暮らしの高齢者等の自立と生活の質の確保を図ることにより、要介護状態に陥らないように生活支援サービスを提供いたしました。

また、140ページの老人保健の充実であります。老人保健への支援として一般会計から老人保健特別会計への繰出しとなっております。医療給付にかかる町負担などの法定経費111万8,202円及び老人保健を円滑に運営するための事務費64万8,730円の繰出し、老人保健制度の安定的な運営を支援しました。

平成20年4月から老人保健制度は後期高齢者医療制度に移行し、平成21年度の老人保健法に基づく医療の給付は、平成20年3月までの診療等で、主に月遅れにより請求されるものやレセプトの過誤返戻処理により再請求されるものとなっておりますことから前年度と比較して大きく減少しております。

次に141ページ、第4目、老人憩の家運営費であります。予算現額2,001万9,000円に対しまして、決算額は1,932万5,106円で、96.5%の執行率となっております。平成21年度は、東・西の両老人憩の家とも296日の開館を行い、東・西の老人憩の家を合わせまして、3万6,227人の方々にご利用いただきました。

老人憩の家では、入浴とともにカラオケや囲碁・将棋を楽しんでいただいたり、老人クラブの集会等にも利用されており、高齢者の生きがいの場の提供や、健康づくりの促

進に役立っているのではないかと考えております。また、地上デジタル放送への対応では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、地上デジタル放送に対応するテレビを設置し、地上デジタル放送への対応を行いました。

次に142ページから144ページ、第5目、医療対策費についてであります。予算現額1億2,462万1,000円に対しまして、決算額は1億1,754万2,419円で、執行率は94.3%となっております。

福祉医療の充実として、老人、乳幼児、障がいのある人、母子家庭の人にかかる医療費について、それぞれの対象者に対しまして自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、対象者の保健の向上と福祉の増進を図りました。これらの助成は、原則として県の補助を受けて実施しておりますが、本町では、特に子育て世代の医療費の負担を少なくするため、乳幼児医療費の入院費用について小学生まで無料化を拡大し、平成21年度から所得制限なしで自己負担なしとしております。また、心身障害者医療費では、県基準に加えて、身体障害者手帳の3級、また療育手帳B保持者にまで広げたうえで、自己負担なしとしております。その他、老人医療費、重度心身障害老人等医療費、精神障害者医療費等の福祉医療費制度においても、県基準では一部自己負担がございますが、当町では独自で自己負担なしで助成を行っております。

次に145ページ、第6目、人権対策費であります。予算現額74万5,000円に対しまして決算額は69万3,500円で93.1%の執行率であります。人権教育の推進としまして、人権問題職員研修の実施では、職員の人権意識の高揚を図るため、各種の研修に参加しました。

146ページの啓発活動の促進としましては、差別をなくす強調月間や人権週間に差別をなくす町民集会や人権講演会の開催を行い、人権意識の高揚を図りましたほか、街頭啓発等も行い、人権啓発にも努めました。また、迅速に関係機関との連携による解決を図るため、インターネット人権相談の実施により、相談体制を整えております。今後も、すべての人が生まれてきてよかった、生きることはこんなにも素晴らしいと実感できる社会の実現をめざし、引き続き人権侵害を許さない社会的雰囲気をつくり、あらゆる差別の撤廃に向けた、なお一層の啓発活動の推進をしてまいりたいと考えております。

次に147ページ、第7目、あゆみの家管理運営費であります。予算現額42万1,000円に対しまして、決算額は41万172円で97.4%の執行率となっております。あゆみの家の管理運営では、あゆみの家の維持管理に伴います経費が主なものであります。児童の育成、発達の促進や障がい者の福祉向上の場として、その環境を整える必要

があることから、あゆみの家の施設維持及び管理に努めたところであります。

次に148ページ、第8目障害福祉費であります。予算現額2億8,645万9,000円に対しまして、決算額は2億8,005万9,572円、執行率は97.8%であります。障害者福祉につきましては、障がいを持つ人が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、必要なサービスが利用できるよう、障害者自立支援法にもとづき介護給付、訓練等給付、自立支援医療等の障害福祉サービスを提供し、また相談支援、コミュニケーション支援、移動支援等の地域生活支援事業を推進し、自立と社会参加の促進を図りました。まず、社会参加の促進支援としまして、障害者福祉計画推進協議会の開催では、平成21年3月に策定した斑鳩町障害者福祉計画及び第2期斑鳩町障害者福祉計画を進めるにあたって、必要とすべき措置についての有識者の意見・助言を求めるため、障害者福祉計画推進協議会を平成22年2月に開催しました。

また、各種障害者福祉団体への活動支援では、身体障害者福祉協会などの福祉団体に助成を行い、その活動の支援に努めました。

また、149ページ、重度身体障害者の移動支援では、常時車いすを利用され、外出機会の少ない重度の障害者のために、リフト付き乗用車による移動支援を行いました。

150ページの手話奉仕員の養成では、聴覚・言語機能障害者等の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化の推進と障害への理解を深めるため、手話奉仕員の養成講座を開催し、平成21年度から中途失聴・難聴者の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化の推進と障害への理解を深めるために、要約筆記奉仕員の養成講座の開催を開始し、聴覚障害者や中途失聴者等が社会生活においてコミュニケーションができるよう充実に努めました。

次に151ページ、手話通訳者の設置・派遣では、コミュニケーション支援事業として、聴覚障害や言語機能障がいの方のために、役場庁舎内に1名、さらに平成21年度からは、生き生きプラザ斑鳩内に1名の手話通訳者を配置し、窓口業務の対応のほか、障がい者等の要請に応じ、学校・病院等や町主催の講演会等における手話通訳者の派遣などの障がいに応じた支援の充実に努めました。

また、心身障害者（児）ふれあいの集いの開催及び、152ページの身体障害者ふれあいの集いの開催につきましては、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、例年どおり実施しており、それぞれ兵庫県神戸市と三重県長島市へ行きました。参加いただいた障がい者の方々には楽しい思い出になり、また保護者の方には日ごろの疲れを癒し

ていただける機会になったのではないかと考えております。

また、車いす昇降用リフト付マイクロバスの運行であります。町公共施設の利用や社会参加の促進を図るため、障害者または高齢者の方々に主に構成されます団体の交通手段としまして、社会福祉協議会の委託を行い、バスの運行を行っているところであります。

続きまして、152ページ後段の自立支援策の充実であります。障害を持つ人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう、障害者自立支援法が施行されております。自立支援法にもとづくサービス利用についてであります。まず、身体障害者（児）の生活を支援として、日常生活を容易にするために、身体障害者（児）補装具の交付及び修理や、153ページの重度障害者（児）日常生活用具の給付を行ったところであります。また、重度心身障害者等福祉年金の支給では、重度心身障害者の生活の安定を図り、福祉タクシー利用料金の助成事業で社会参加の促進を図りました。

また、154ページの障害者移動入浴サービスの実施や、障害を軽減、除去、障がいの進行を防ぐための更生医療費の支給や更生訓練費の支給を行い、障害を持つ人々への社会参加等への支援に努めました。

また、自立支援認定審査会の運営では、障害程度区分の認定事務を王寺周辺広域休日応急診療施設組合に委託し、西和七町合同で実施しております。

さらに、155ページの高額障害福祉サービスの給付では、障害福祉サービスと介護保険サービスを同時に受けている世帯について、所得に応じてサービス利用者の負担額の軽減を図り、障害者相談の支援では、西和7町で生活支援センター「ななつぼし」に委託し、身体、知的、精神障害の相談に対応できる相談員を配置し、延べ93人の障害者や介護者から1,782件の相談がありました。

また、障害者の移動支援では、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出の移動を支援し、156ページの日中一時支援サービスの提供では、障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図りました。

また、障害者介護給付・訓練等給付費の支給では、地域生活への移行に結びつくよう、住まいの場における介護サービスや、日中における機能訓練等のサービスなどを実施し、地域活動支援センターの機能強化では、創作的な活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターに支援を行いました。

続きまして、157ページの療育・保育・教育の充実としまして、療育教室の開催では、心身の発達等について心配のある幼児に対しまして、遊びをとおした集団活動等により、身体の発達や知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めており、利用者は30人でありました。

次に、158ページ、第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。予算現額3,662万9,000円に対しまして、決算額は3,608万6,128円、98.5%の執行率であります。主に、ふれあい交流センターいきいきの里の職員の人件費及び施設の維持管理に伴います経費であります。

当施設は多世代間の交流の場として、開館以来多くの方々にご利用いただいているところであります。平成21年度は4万678人の方々のご利用がございました。前年度と比較しますと、総数として254名の減になっておりますが、減少理由としては平成21年7月から小広間の使用料500円を徴収することになったことによる小広間の利用者数の減少が原因であります。また、これまで入浴者には入浴料を徴収しておりましたが、入浴されない方は無料で入場できたことから、入浴料の利用負担を行ったことが大広間や小広間で入浴後にくつろげない状況が生じ、その改善といたしまして平成21年7月から入浴料と同額の入館料徴収となりました。入浴入館者数につきましては、前年度と比べ87名の増加となっております。町内利用者につきましては、従前から行ってきた70歳以上の方に希望により交付いたします斑鳩町高齢者優待入場券や、敬老記念品として配布するふれあい交流センターいきいきの里入館券の利用の浸透などで、利用促進の機会の増加を図ってきたため、前年度に比べて418名の増加になったと考えております。また、地上デジタル放送への対応では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、地上デジタル放送に対応するテレビを設置し、地上デジタル放送の対応を行いました。

次に159ページ、第10目介護保険事業繰出費であります。予算現額2億4,099万2,000円に対しまして、決算額は2億3,393万6,126円で、執行率は97.0%となっております。介護保険事業特別会計にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業費に要する所要額を当科目より繰出しを行い、介護保健事業の円滑な推進に努めたところであります。

次に160ページ、第11目総合保健福祉会館管理運営費であります。予算現額3,448万7,000円に対しまして、決算額3,104万6,550円、執行率90.0%であります。斑鳩町総合保健福祉会館、生き生きプラザ斑鳩は、平成20年9月1

日に開館し、保健・福祉の拠点として多くの方々にご利用いただいております。ここでは、この総合保健福祉会館、生き生きプラザ斑鳩の維持管理に要する経費で、総合管理委託料と、光熱水費が主なものであります。住民の皆様の健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とし、がん検診や健康教室、介護予防事業などの事業を集約し、多くの方々にご利用いただいております。

平成21年度では、子どもから高齢者、障害者など、より多くの皆様方にご利用いただけるよう、毎月第4土曜日に子育て支援講座、パパママスクール、音楽会等を実施し、9月5日には生き生きプラザ斑鳩開館1周年記念事業を実施いたしました。

また、全国的に新型インフルエンザの感染が拡大する中、1歳から中学3年生を対象に新型インフルエンザワクチンの集団接種を生き生きプラザ斑鳩において実施し、多い日には保護者の方を含め約1,000人の方が来館されましたが、保健センターだけでなく、広いエントランスホールも利用することにより、混乱することなく集団の予防接種を行うことができました。今後とも、幅広く、世代をこえて、多くの皆様方にご来館をいただき、健康づくりや福祉等について認識を深めながら、つどいの広場、歩行浴室、足湯や喫茶コーナーもご利用いただき、一日をゆっくり過ごしていただけるような取り組みを社会福祉協議会とも協力しながら進め、保健・福祉の活動拠点として、また気軽に楽しくご利用いただけるような施設になるように努めてまいります。

次に161ページ、第12目後期高齢者医療費であります。予算現額2億2,529万円に対しまして、決算額は2億2,298万4,087円で、執行率は98.9%となっております。後期高齢者医療制度の支援として、広域連合が行う後期高齢者医療の給付等にかかる費用について、市町村の負担割合であります12分の1に相当する額を療養給付費負担金として広域連合に1億7,322万8,800円を支出いたしました。

また、後期高齢者医療制度の運営に必要となる事務経費として、特別会計事務費繰出金436万3,516円、広域連合事務費負担金繰出金1,332万1,000円のほか、低所得者に対する保険料軽減の補てん分3,187万771円を保険基盤安定繰出金として繰出し、後期高齢者医療制度の安定的な運営を支援しました。

続きまして162ページ、第2項、児童福祉費、第1目児童福祉総務費であります。予算現額2,481万2,000円に対しまして、決算額は2,314万8,404円で、執行率は93.3%でございます。職員の人件費が主なものでございますが、子育て支援の充実としまして、次世代育成支援地域協議会の運営では、次世代育成支援地域協議会において計画の進捗管理を行いました。また、平成21年度から斑鳩町次世代育

成支援前期行動計画の最終年度であったり、前期計画をもとに少子化のためのさまざまな施策を展開し、昨今の住民皆様のニーズの変化に的確に対応できるよう斑鳩町次世代育成支援後期行動計画の策定についてご審議を賜ったところであります。

次に、遺児福祉年金の支給では、両親のいない遺児に1人あたり3万6,000円、片親のいない遺児に1人あたり年額1万8,000円の給付を行いました。対象世帯数は23世帯、対象児童は36名であります。

次に163ページ、保護者が病気等のため、子どもの養育が困難なときに一時的に児童福祉施設で子どもを保護するショートステイサービスの提供を行い、1名のご利用がありました。

また、一日里親会の実施では、7月29日滋賀県の近江八幡水郷めぐりと滋賀県立琵琶湖博物館を見学し、当日参加した57名の子どもたちには楽しい夏休みの思い出になったのではないかと思います。

次に164ページ、地域子育て支援センターの運営につきましては、生き生きプラザ斑鳩に設置し、子育てサークルの育成支援事業、子育て相談事業、子育て支援講座を実施したほか、子育て情報の提供等も行いました。また、つどいの広場事業は、生き生きプラザ斑鳩にて月曜から金曜の週5回に加えて第4土曜日も拡充して実施し、その充実に努めたところであり、その利用状況は延べ7,946人でありました。

次に、次世代育成支援行動計画の策定では、親と子の笑顔をきらめく子育ての応援まちづくりを目指して、前期計画をもとに、少子化のためのさまざまな施策を展開し、住民の皆様だれもが、地域の子育てに参加するまちづくりを推進するために、次世代育成支援地域協議会のご意見等も聴くなか、平成22年から5か年の計画として斑鳩町次世代育成支援後期行動計画を策定しました。

次に、要保護児童対策地域協議会の運営では、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関による情報の共有化と児童虐待の防止に関する施策を推進する要保護児童対策地域協議会の設置を平成21年度から行い、要保護児童に対する支援の強化を図ったところであります。

また、幼児2人同乗用自転車購入費の助成では、安心して子育てができるやさしいまちづくりを推進するため、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の普及を促進し、幼児や保護者等の交通安全を確保し、また、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、購入費の一部を7名の方々に助成しました。

次に165ページ、第2目、児童手当費であります。予算現額1億9,602万5,

000円に対しまして、決算額は1億9,577万6,888円で、99.9%の執行率であります。児童手当の給付に要した経費が主なものであります。受給者数としましては、3歳未満の児童では603人に、3歳以上小学校修了前までの児童では1,294人に児童手当を支給しました。

次に166ページ、第3目、保育園費であります。予算現額3億2,343万7,000円に対しまして、決算額3億1,147万6,303円で、96.3%の執行率であります。保育士、給食調理員の人件費と施設の維持管理に伴います経費が主なものであります。保育体制の充実につきましては、たつた、あわの両保育園に289人の園児を受け入れ、通常保育以外に特別保育事業といたしまして、午後6時30分まで保育を行います長時間保育では、たつた保育園で110人、あわ保育園で137人の園児のご利用があり、午後8時まで保育をいたします延長保育では、たつた保育園で延べ333人、実人数16人、あわ保育園で延べ643人、実人数13人のご利用がありました。また、保護者の傷病等により、家庭内保育が困難な場合に、あわ保育園で実施をしております一時保育事業では、延べ41人、延べ日数で312日のご利用がありました。

次に167ページ、広域入所の充実では、保護者の勤務の都合等により、本町以外の市町村において相互に入所いたします広域入所を実施し、8市町へ76人の保育委託を行いました。それに要しました経費として5,682万7,590円を支出しております。逆に、5市町から6人の児童を受託児として保育いたしました。

次に168ページ、地域ぐるみの子育ての支援の充実としまして、保育園において、電話での子育て相談をはじめ、家庭支援講座の開催や人形劇、園庭開放を行うなど、世代間や異年齢児の交流を図り、地域の子育て支援を推進しております。また、高齢者や地域の未就園児などとの交流も行い、より地域に根ざし、地域に開かれた保育園を目指してその運営に努めていくものであります。また、保育園の充実としまして、平成21年度は老朽化した大型ガス釜や給湯器、アスレチックなどの大型遊具等の更新を行い、より安全性の向上と保育しやすい環境づくりに努めました。そして、地上デジタル放送への対応では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、あわ・たつた両保育園において地上デジタル放送に対応するテレビを設置しました。

次に169ページ、第4目、学童保育運営費であります。予算現額6,702万7,000円に対しまして決算額は6,038万9,307円で、90.1%の執行率であります。子育て支援の充実として学童保育室を開設しており、指導員の人件費及び施設の維持管理に要します経費が主なものであります。斑鳩学童保育室では118人、西学

童保育室では34人、東学童保育室では53人の合計205人の児童を、放課後及び学校休業日に開室して児童の健全育成に努めております。

また、学童保育室の新設といたしまして、平成22年度からの国の学童保育の基準に適合させるため、斑鳩学童、東学童保育室において、昨年8月に各1施設を増設し、児童の健全育成と快適な施設環境構築に努めました。次に地上デジタル放送の対応では、保育園と同じく、デジタルテレビの設置を行いました。

次に170ページ、第5目、子育て応援特別手当支給事業費であります。予算現額1,545万1,114円に対しまして、決算額は1,369万2,089円で、88.6%の執行率であります。子育て応援特別手当支給事業費につきましては、多子世帯の幼児教育の負担に配慮する観点から、幼児教育期の第2子以降の子ども、就学前3年間に該当する子どものいる世帯主に、子ども1人あたり3万6,000円を342世帯、359名の児童に支給をいたしました。

次に171ページ、第6目、子ども手当支給事業費であります。予算現額486万2,000円に対しまして、決算額はゼロで未執行でございます。次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において中学校修了前までの子ども1人につき子ども手当月額1万3,000円を支給しますが、平成21年度は子ども手当の支給を円滑に行うため、子ども手当システムの電算の開発に要する費用を計上しておりましたが、年度内でのシステムの構築ができなかったことから、その全額を翌年へ繰り越しとなりました。

最後に172ページ、第3項、災害救助費、第1目災害救助費であります。災害の発生がなく、未執行となっております。以上で第3款、民生費に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第3款、民生費について質疑をお受けいたします。里川委員。

○里川委員 聞きたいことは結構いろいろあるんですけど、この際ですので、担当常任委員会で今まで聞いてきたこともございますが、やっぱり決算、予算や決算にかかわっていろんな他の所属の委員さん、皆さんがいらっしゃる場所でもきちっと押さえておきたい問題っていうものもございますので、この際ですのでお尋ねをしていきたいと思っております。まず、成果報告書の131ページに民生児童委員活動の支援というふうにあります。この民生児童委員さんの活動につきましては、この間に事務局というんですか、担当していただく事務局の問題として、以前、社会福祉協議会で事務局を担当されて、そ

の後、町が事務局をやるというような形になって、そして、また社協へ事務局を担当を移したというような、この間にそういう流れがあったと思うんですね。そのときに私自身は、何でそういう不安定な事務局体制をとるのに担当が変わるのかというのが、そのときもよくわからなかったんですが、町の方針として、きちっとお尋ねをしておきたいと思うんですが、この民生児童委員活動につきまして、担当の事務局というのは平成21年度当時あったのが、そして今後どうであるのかということにつきまして考え方をきちっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 民生児童委員協議会のほうの事務局の件でございますけれども、委員のおっしゃっていたとおり、以前、社協が担当しており、町に戻って、もう一度社協のほうに移ったわけですが、他町におきましても多く社協のほうを担当しているということがございます。それと、私は昔のゆえんはちょっとわかりませんが、平成21年度社協のほうで事務局を担当していただいて、例えば、町から見ると何か不都合があったということはないと思います。ですので、今後以降についても、それをかえていかなければならないというような考えはございません。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 じゃあ、何で途中でいったん町のほうに事務局が移されたのかということについて、私、それならなおちょっと理解ができないんですけどね。他町でも社協が事務局やってはる、それで問題もなかったというのに、何で一時期、町のほうで事務局を担当したのか。社協に関しましては、そうやって何か、何の都合かわからないんですけど、結構対応がころころかわったりするっていうような状況もあります。ここにも出てきてます療育教室もそうです。療育教室は、社協にもともと委託していたものが町が直営となったと、委託をやめたというような経緯もあるんですね。そのようにして、社協絡みでは結構何かそのときの都合で、都合都合で、こうやり取りをしてるっていうような、どうもそういうふうに私は見えて仕方がないんですね。行政の都合、社協の都合なんかどうかわからないんですけど、そういうやり方っていうのは、やはり住民から見ると不信感を与えるのではないかなと。方針を決めたら、やっぱりその方針どおりにやっていただくっていうことが重要だと思うんですけども。じゃあ、今後も民生児童委員の活動をやっていただく事務局としては、社会福祉協議会であると。今後、そういうことについては変更はないという認識でよろしいのでしょうか。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 社会福祉協議会に民生児童委員協議会の事務局、平成21年度から移管されました。これは、ひとつには生き生きプラザ斑鳩ができて、民生児童委員さんの活動の拠点、福祉活動の拠点となっていますので、民生児童委員さんも生き生きプラザを中心に今活動を行っていただいております。そこへ社会福祉協議会も入っておりますので、その連携はよくとられているとこのように考えておりますので、今後もその連携を保つという意味で、事務局のほうを社会福祉協議会にゆだねていきたいと、このように思っています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そういう答弁をいただくと、逆に、じゃ、何で療育教室は町直営なんやと。あそこに社協があって、療育教室もつくって、療育教室やるときに町から職員さんぎょうさんあっちへ行かなあかんわけですよ。これまでやったら療育教室を社協へ委託してはったのに、何でそうなったんかというのが、今の部長の答弁からいうと、私は何か、また疑問っていうんか、何かちょっと納得しにくいなど。何でそんなことになってるのかなと。社協さんがやっぱりいろんな事業を委託してやっていただくっていうことも重要なことですし、地域の社会福祉のための活動を行っていただくということでは重要ですし、これまであゆみの家でやってるときも社協さんに委託してやっていただいていたのにね。生き生きプラザでやるようになってるのに、今まさにそういうご答弁されてるのに、町直営となっているのは、じゃ、どういうわけなんでしょうか。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 療育教室につきましては、まず開催が週1回、毎週月曜日でございます、それも午前中が主でございます。そういったこともございまして、また、社協のほうから町に戻しましたときは平成20年度でございまして、まだあゆみの家で一部利用していたときでございます。その前の段階で検討いたしました中で、今後、社会福祉協議会の事業を見据える中で、療育教室については町でやるのがベターであろうと戻したわけでございます。今おっしゃいますように、生き生きプラザで週1回でやっておりますが、またそのあたりも今後連携を保つ中では社会福祉協議会にゆだねていくことも視野には入れていきたいとは思いますが、今段階では町のほうに戻しまして、まだ時期が浅うございますので、もうしばらくは町のほうでやっていくと、このように考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうなんですよね。何か社協の事業の見直しとか言われて、せっかく黒字に

なっているような事業を切ってしまうと、赤字の事業を切るんやったらわかるんですけどね。黒字の事業まで切ってしまうような動きもある中で、療育教室なんかも委託していたものを、町が引き上げて町の直営にしたというようなことの中で、社協の事業っていうのが私よくわからないんですよ。町が社協に対して何を望んでおられて、社協という位置づけをどうしようとしてはるのかっていうのがよくわからないんです、見ててね。筋が通ってないっていうたらええのか、ふらふらしてるっていうたらええのか、それでも社協の会長は町長なんですよね。町長が会長をされている社会福祉協議会がふらふらしてたり、21年度は私は社協に関しましては、リフト付きバスの委託料について猛烈に町のほうに反対をして申し上げた経過があります。何でこんな急に委託金、委託料が上がるのかと、おかしいじゃないですかということです。ずっと言うた経過があるんですけど。片一方では補助金減らしてますよって、ここでも出てくるんですけど、片一方で補助金減らしたかって、委託料をふやしたら何してることかわかりません。総合しましたらすごい金額が出されてるんじゃないですか。必要が事業をやっていただくのにお金を出すのはいいですけども、例年やってきた同じ事業であるにもかかわらず、同じようなやり方でやっておられるのに委託料が何倍にもなるというのは不自然です、おかしいですねということで、去年大分言わせていただきましたし、その辺、それだけではなく、いろいろ、どう言うたらいいんですかね、本当にこっちにやったり、事業の委託こっちにやったり、それでせっかく黒字の事業をやめてしまったりとか、町長が会長ということもありますし、今後、連結決算をやっていく中では、社協も対象にもなってくるかとは思いますが、私たちはそういう問題についてもきちっと見ていかないといけないというふうには思っているわけなんですけれども。

そこで、いろいろ申し上げましたけれども、リフト付きバスですね、問題を問題視させていただきましたリフト付きバスの利用の人数が今回見させていただきましたら、ちょっと委託料は跳ね上がりましたが、利用者は減っているんですけどもね。そのリフト付きバスの運行の利用者だけがぼんと出てくるんですけども、もう少し内容について利用回数であったり、バスが出た日数であったり、もう少し内訳的なものについてお尋ねをしておきたいというふうに思うんですけども。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 リフト付きバスの運行の内容です、詳細についてのご質問でございます。実績といたしましては、ここに出ておりますとおり若干落ちておりますけども、利用実績からいいますと、真夏の暑いとき、それと真冬におきましては、当然利用者はちよっ

と減っていきます。いきますので、それを除きますと、以前ちょっと計算したんですけども、そういう2、3カ月を除きますと1週間あたり週4日ぐらい利用しているということで、利用的にはよく利用していただいていると思っています。また、特に11月なんですけども、11月につきましては、土・日関係なしで、ほとんど利用されているような月もございますので、最終的には先ほどいいましたようによく利用していただいていると考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 あくまでも3カ月抜いた状況の中で週4日というような形ですので、行政の計算の仕方というのは、私よくわからないんですけども、これで考えますと、お一人あたりの利用コストっていうんですか、この委託料でいきますと、お一人あたりの利用コストっていうのは非常に高いものになっているのではないかとこのように考えております。それで、今後委託をする場合の委託料っていうのは、やはり明確にきちっと妥当なものとして計上していただかないと、議会としてはチェックをする場合、私は一応この一般会計承認されていますけども、私はこのとき承認できなかったということがございましたので、今後そういうことのないように、十分なきちんとした計上していただきたいと思います。このときに申し上げましたのは、職員レベルで予算を組んでいくと思うんです。各担当、まず係長クラスが予算を組んであげていくと思うんですけども、多分担当課レベルでこんな急激に委託料を跳ね上げるっていうような作業は絶対にできないと私は思っています。きちっと昨年にととってやっていると思っております。ところが、上へ持っていくと、その数字の操作のような形でこういう形で出てきているのではないかとこのように不信感も持っているということ、私はきちっと再度この場で申し上げておきたいというふうに思います。そういう数字のマジックっていうのは、数字の操作っていうことがもう絶対にしないでいただきたいと思います。そういうことをまた私たちは見抜いて、きちっとチェックしていかなければならないとも思っておりますが、まず、そもそも出してくる段階でそういうことのないようにしていただきたいと思います。この際ですのできちっとお願いをしておきたいと思っております。

それとあわせまして、いろいろとお尋ねをしておきたいと思うことがあるんですけども。私、ちょっとこれまできちん認識をしておらなかったのを教えていただきたいと思います。出産育児一時金、成果報告書の133ページに出ています。出産育児一時金は一般会計から繰出をいただいているということなんですけれども、ここでちょっと聞いてわかるかな。21年度におきまして、出生数っていうくらいあって、国保に関係

する、国保加入者のほうでの出生数がいくらあったのか。そして、この出産育児一時金ってというのは、全く町が単独で一般会計からお金を支出しているという性格のものなのかどうかということをお教えいただきたいと思うんですが。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 出産育児にかかります一般財源等の関係なんですけれども、出産育児に係ります一時金の支給基準額、これ39万円。また、産科医療保障制度に加入されている分娩機関での制度対象分娩の場合は42万円となっているところであり、これの3分の2に相当する額が一般会計から繰り入れる額となっております。なお、妊産婦の経済的な負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、平成21年度におきまして、緊急の少子化対策として21年10月から国庫補助事業として実施されております出産育児金の支給限度額が引き上げになりましたので、これらに係る分が4万円引き上げとなっております。このうち、2万円は国庫補助金の対象となっております、残り2分の1の2万円、このうち3分の2が1万3,000円程度ですね、この分につきまして繰り出しの対象となっておりますので、20年度と21年度、21年度途中から繰り出しの対象の経費がちょっとかわっておりますので、ただ単に3分の2を掛けた分が繰り出ししているということは、そういうこともありますので、若干難しい部分があるのかなということがございます。国保の関係で出産された数っていうのはどれだけあるのかなということなんです、これ、やはり37件ございました。これは、繰り出しを出している件数なんで37件ございました。前年度で46件なんで、若干減っている傾向にはございます。以上です。

○嶋田委員長 全体の出生数は。

西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成21年度の出生者数ですけども、4月から3月で、238人のお子さんが出生されております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 国保が占める割合というのは、非常に意外と低いなど。加入の状況からいくと国保は加入者が多いのですけれども、出生は少ないということは国保の加入状況というのはやはり高齢者が多くて、若い世代の人たちは少ない、そしてまた、逆にとても若い、まだ出産とか関係ない、いろんな仕事安定しない若い方たちが加入しておられたりとかいうような状況があるっていうことの表れかなというふうに今見させていただいて思いました。続きまして、報告書の143ページにあります乳幼児医療費の助成に関

することなんですけれども、この乳幼児医療費の町単独の事業のところの受給件数とか支給額とか出てるんですけれどもね。この内訳、もう少し、例えば平成21年度からは小学生の入院医療費を新たに町単独事業の対象にしたとかいうこともあったりしますので、町が、県の事業からかぶせて町の事業をやっているものと、町が完全に単独でやっているものとあると思うんですけれども、その県の事業を超えた部分で、町がやっている事業のもう少し内訳的なものを教えていただけたらありがたいなと思うんですけれども。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 平成21年度に小学校の入院に係る助成金を拡大させて実施させていただきました。その実績というのが入院、件数で23件、助成額といたしまして94万7,406円となっております。なお、県を上回る部分で、どれだけの需要額があるのかっていうことなんですけれども、これは表に書いておりますとおり、平成21年度の町事業、支給額で1,109万4,000円。受給者として85名。受給件数として1,596件となっております。その内数として23件が入院で助成額が94万8,000円余りということになっております。以上でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。それと、成果報告書の145ページにあります人権問題職員研修の実施ということなんです。この人権研修につきましては、これまで長年にわたりまして、私もいろんな意見を申し上げてきまして、偏った研修を受けているのではないか。あるひとつの特定の団体の研修に数多くの職員を派遣しているということについて問題があるのではないかとということをお願いしてきた中では、だんだんこの点について町としては是正をしてきていただいているということにつきましては、ご努力いただいたことにつきましては認識をさせていただいているわけなんですけれども、改めてお聞きしたいんですけれども、この人権問題職員研修の実施で使われている金額につきましては、ここでどの程度ここに書き上げていただいておりますけれども、それぞれ、どの程度費用がかかっているのかっていうのを内訳を聞かせていただきたいと思います。それとあわせて、泊まりがけで1泊でいく研修以前に、全国大会ですね、2名参加させておられたのを1名にされた。そして、さらにその後どういうことになっているのか、宿泊を伴う人権研修につきましては、どのようになったのかという点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 金額の内訳については、また調べさせてもらって、報告させていただきたいと思います。それから、研修の中の宿泊に伴う件は、それにつきましては行っておりません。

○嶋田委員長 後日ということによろしいですか。 里川委員。

○里川委員 ここにこのように分けて書いていただいているので、すぐに出るのかと思ったのですが、申しわけありません。そしたら、とりあえず研修を受けるとしたら費用がどれぐらいかかるのかということもきちっと見たいなと思いますので、用意できた段階で提出をしていただくというのか、答弁をしていただくという形をお願いをしたいと思います。それと、もう1件、ちょっときちっと聞いておきたいと思う問題があるんですが、福祉課にかかわります3事業、ここの成果報告書にもあげられておりますが、心身ふれあいの集い、身体ふれあいの集い、1日里親、これはもう慣例なのか何かわからないんですが、以前から議会の厚生常任委員会が付添いでついていくんだというような形で事業が進んでまいりました。この間に複数常任委員会制をとりまして、委員がふえたということもあって、そして、議会から参加することについて厚生委員会としてはいろんな協議をさせていただきましたけれどもね。せっかくの機会ですので、この厚生常任委員会がこの事業についていくことに関しまして、明らかにしておいていただけたらなと思うんですが。私は、仕事の一環だと思って参加をさせていただいてきました。仕事だと思って参加してたんですけれども、議員の中には、その考え方には温度差があったかもわからないんですが、ただ、議員さんが参加していただくに当たって、以前食べて泊まっていたのに食事代ぐらいは議員さんのほうから出していただけないかという話があって、そんなことを私は仕事だと思っているので、そんなんという話をさせていただいたときに、費用弁償をカットするというので、これまで費用弁償を議会もいただいていたのを費用弁償は今はいただかない。出張費というものをいただかずに参加をさせていただいてます。それとともに、ついていくのに車を観光駐車場に置かせていただくについては、車を置くのに駐車料金をいただくということで、バイクでもいただくと、バイクを置いてもいただくというようなことの中で進めてこられているというふうに思うんですが。この際ですので、はっきりお尋ねをしておきたいと思うんですが、私、そもそもはこれどういうことやったんかわからないんですが、私は、あくまでも職員さんが平日に全部で出かけられない、窓口業務や普通の業務がある中で職員だけではやっていけないので、議会も一緒についていってお手伝いをさせていただくという考えに立って、私は仕事のつもりで参加をさせていただいてたんですけれども、これは、議会から

参加をさせていただくのは、そもそもがちょっとよくわからなかったんですが、町のほうから要請を受けて議会が参加をしたという経過が、議会から勝手に参加するということは多分なかったと思うんですけどもね。この点につきましては、どういう考え方に立てばいいのか。せっかくの機会ですので、厚生委員会の中だけで議論するのではなくて、この際、ここできちっとどういう形で議会が参加をしているのかと町がお考えになっているのかということを引きちっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 今年も夏の3事業に皆さん方にはお世話いただきました。ありがたいと思っております。私が思うには、議会から来ていただいた皆さん方には委員さんお仕事ということですけども、民生児童委員さんも出席をしていただいております。また、そういった中で、私たち実施主体は町でございますので、それのお手伝いをいただいていると、このように考えております。当初、議員の皆様方が参加されるにあたりまして、町からの要請があったのか、また、皆さん方の自主的なご参加の中で、これは私たちとは定かではございませんけども、私が認識しているところでは、町の事業に、今おっしゃいました、職員が行くのに人が足りないということでお手伝いをいただいているというふうに認識をしております。また、食事代の支出につきましては、昨今のいろいろ住民さんからの公務員への目というものがございまして、食事代とか宿泊代等につきまして、議員さんからの一部負担金もとったほうがいいのではないかと。また、そういう思いもあった中で、一度ご相談申し上げたところでございます。実際としましては、そういった実費負担金とはっておらない状態でございます。また、日当のカット、実費弁償のカットにつきましては、これに尽きましてもご相談申し上げました中で、先ほど申しましたように、議員さん皆さん方のある意味で自主的なお手伝いというふうに理解させていただいておりますので、カットになったところではないかと考えております。なお、駐車料金につきましては、バイク100円というふうにことしからかわりました。当初、この6月の厚生常任委員会の中では、町の事業に参加する方につきましては、1日100円を徴収すると駐車料金を100円と、600円から100円ということのご説明の中で、バイクも100円と申しあげましたが、その後、実態としましてバイクは無料となっております。それにつきましては、ちょっと報告はしていなかったんですけども、バイクは無料となりましたので、その辺はちょっと説明不足で申しわけなかったんですけども、この際、ご説明させていただきたいと思っております。以上、言った中で、私が考えるには、お手伝いをいただいておりますと、ご協力をいただいているということに理解

をしております。よろしくお願いをしたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 車の駐車料金をそのときとられるということで、私はバイクに乗っていったんですけれども、バイクも同じようにいただくと。金額に差があったわけなんですけど、ことしは、自動車、車を100円にしますと。厚生常任委員会の中で、じゃバイクはどうなんですかというたら、車もバイクも同じようにいただきますということでした。でも、私は、1台でも邪魔になったら困るだろうと思って、ことしもバイクで出かけさせていただき、朝、私は2日分200円をお支払いさせていただきました。そして、帰ってきましたら、町の職員さんが自宅まで200円を返しにこられたんです。そういうやり方が、町のやり方としては、すごくいい加減だなという印象として、その前から厚生委員会の私も尋ねているのに、そのときに答え出さんとね、後から当日、しかも払っているのに、次の日返しにきたというような。そのバタバタとしたやり方で行政としていいんかどうかっていうのが、どうもちょっと不信感を持っているわけなんです。何か、お金がかかるとか、かかれへんの問題ではなく、そう決まったんなら、決まったように私は守りたいと思って、守ったんですけれども。そういうことが行われるということ。何か、そのときそのときで何かかわるってというようなやり方っていうのは、やっぱり行政としては不信感を町民に対して与えてしまいますので、私、その点についてはもうちょっときちっと意見が出た時点で十分精査をして、前もって検討し、対応するというふうな形をとってもらわないと、そのときになってバタバタっていうのは、ちょっと私、腑に落ちなかったもんですから、議会の参加の立場というのがどうなのかということに合わせまして、これはことしあったことなんですけれども、あわせて申し上げさせていただきました。今後もいろいろ厚生常任委員会、私が委員長のとときにこれいろいろ対応した問題だったもんですからね、でも、厚生常任委員会だけの判断でいいのかどうかという問題もありましたので、この際ですのでこの予算決算の委員さん皆さんのいらっしゃるところで、こういうことだという形で町からの説明を受けたという形を残したかったので、あえて質問をさせていただきました。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 あゆみの家のこれは維持管理、147やねんけども、ことしの9月、今月の末をもって、長年続けてこられた空き缶集めというんですか、あれをもう廃止されるというような状況になっておるといふふうに、うち、かなりいつでも集積して渡してお

たんですねんけれども、それが何か騒音というんですか、「くうかん鳥」というのか、何か知らんけど、それが騒音によって何かそれが休止というのか、廃止になるというような形でね。やっぱり自立支援というんですか、やはりそういう仕事というのがない中で、そないして今まで何年も続けてこられた事業が、そないしてなくなるというのは、やっぱりあそこにおられる何人の方々が困られるのではないのかなということ、ちょっとそんな急にやめられたらということ。いや、もうその9月30日をもって廃止しますという、その回覧板を、幸前自治会の中でもかなり協力していただいた方がおられるのでね。これは、町の決算とはえらく関係ないのかもしれないけど、そやけど、これはあゆみの家の運営については、やはり町も関して責任持ってやっていただいているので、やっぱり、そういうふうな急に廃止になるということは、今まで一番よかったときやったら、年間70万ぐらいあったやつが、最近では30万か、何か35万か、年間で大分半減しているからもうやめんねとかいうような形になってきた。そしてまた、もうはっきりとやめるから、それ回覧板に回してほしいというような回覧板と、それとその施設というんですか、あゆみの家に働いておられる方の顔写真とともに持ってこられたのですけども。やっぱり何か騒音を発しないような何を考えてこられなかったのかなと。あれは、町はさらの何をはじめ渡しておられないということで、騒音も発生したんかなというふうに思ってね。やっぱり何かその仕事がない言われながら、ましてそないして空き缶の何でわずかながらでも、そないして今まで何年も続けてこられたやつが、全く廃止になるということは、何かちょっと私にとっては協力してきたのに、そないして急にそないしてやめになるということは、何かちょっと腑に落ちないですねんけど。町のほうはそういう件に対して、これは、こないして維持管理だけやなしに、運営費としても何ぼか何らかの何を出してはるのやけども、それに対して、どういうふうな考えでおられるのかということをもっとお聞かせ願いたいと思います。

○嶋田委員長 小町町長。

○小町町長 空き缶の関係等については、最初はやっぱり民生児童委員のひとりの方がそういう点で努力されて、何とかしていこうと。ただ、問題は、やっぱり幅を範囲を広げ過ぎられた、広げられすぎて、くうかん鳥がやかましいとかそういう問題よりも、やっぱり朝からずっと車で私のほうのところも回ってアルミ缶を集めておられますけども、やっぱり限度が私はあると思うんです。やっぱりもうお年寄りですから、そういう点についてですね、その辺のところをやっぱりもう少し考えていかなかったら、やめるとかやめんの問題よりも、結局はやっぱり資金面として70万あったやつが30万になったら、

もうアルミ缶の値段が底を打ったということで、大変やということでございますけども。やっぱりそういうことの実情をやっぱり十分把握していかなかったら、やっぱり継続していくことは一番大事ですけども、なかなかそういう点では、今もうあゆみの家の関係等について、やっぱりあれだけ広げすぎたら、なかなか戻ってこない。そして、またやっぱりしんどくなってくる。こういう活動の状況を考えないと。そういう点で、私はやっぱりあゆみの家としては、空き缶の回収はやめようというような話をされたんではないかなと。我々にも相談があれば、またそら話をしますけど、そういう点については、ただ端から聞くだけの話やって、そういう点について、もう少しやっぱり、皆さんが自分らでできる範囲というものを考えていかなかったら、なかなか一遍にこれは、財源としては、70万という一番ピークのときは70万ですけども。やっぱりアルミ缶というのはやっぱり値段の左右が、変動がありますから、そこらを十分に考えていかなかったら。やっぱり手伝っていただける、世話をしていただける方々がおられたらいいんですけども、やっぱり何人かは来られますけども、町長、くうかん鳥も何ぼしたかて悪なってるよってに、町の新しいもんいただきませんか。これは直ちに持っていくとかそういう形はとってますけども。やっぱりそういう点について、くうかん鳥も何ぼ努力をしたかて、そら機械ですから、やっぱり悪なることもございますし。そこらも十分兼ね備えた、そしてやっぱり木田委員もおっしゃるように、やっぱり集めにいくというのは、やっぱりかなり大変だと私は思います。やっぱりそうして持ち込んでいただいたら、一番楽ですけども。それはなかなか持ち込んでいただけるという現状はないわけですから。そこら今後やっぱりやめるなかで、再開するとしたら、そういうことも考えていかなかったらいけませんし。これからのやっぱり空き缶の関係等については、やっぱり難しさはやっぱり車、軽四でも回って巡回をされる、そういう運転される方、そういう方のボランティアとか、そういうものが兼ね備えりゃ十分いけますけども。あゆみの家の育成者あるだけで行かれるということは大変だと私は思いますし、ここはやっぱりそういうことの関係等については、相談をしていただいたら、十分やっぱり対応していきたいと思っています。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 施設というんですか、あゆみの家自体が、もう耐用年数も過ぎておるような感じの建物というんですか、施設ですのでね。やっぱりこれから改築とかそういうことを考えたら、やっぱり何ぼかでもそうして収益をあげて、そして、今まで何ぼかでも積み立ててこられたというふうに、私はそういうふうに思って協力はさせてもらってたんで

すけども。やっぱりこれからいつまでもあのような施設のままでやっていけないような感じにとれますのでね。だから、できるだけやっぱりそないして、町全体からでも協力していただいたということに対して、やっぱりありがとうございますというふうな形で挨拶状というんですか、それは配布されておられますねんけども。やっぱりそういうことは残念でならないんですねんけどね。やっぱりいったん事業を始められたら、もう途中であきらめるといようなことは、なかなか、それは時代とともにそこに入っておられる方々の親御さんなんかも大分高齢者になっておられるというのは、それはわかりますねんけども。それに対して、やっぱり町も、やっぱりこの自立支援、自立支援って、国の方針やけど、それ言われながらですね、やっぱりそれに対してそういう仕事を取り上げるといのか、もうやめられるといのは、今の総理大臣でも雇用、雇用って言うておられるような状況の中で、やっぱり何かほかに手だてがあるのやったらええねんけども、それをなくすことによって、やっぱり運営費といのか、そこに跳ね返ってくるのではないかなといふふうに思いますねんけども、それか親の負担がふえるといふんですかな。今、1万何ぼか毎月払っておられると思いますねんけども、それに対して、やっぱりもうちょっと町のほうでも考えてあげていただきたいなといふことはお願いしたいと思います。

それと、老人憩の家ですね、2カ所、東と西とあるのやけども、これ、結構利用者もあって、施設にしてはありがたいことなんですなねんけども。もうこれも今、あゆみの家と同じように、もうぼつぼつ耐用年数がきてるのではないのかなといふふうに思います。そして、その施設、今、学校関係とか公共施設とかの耐震済の調査はもう済まされておるといふ思いますねんけども、その他の公共施設といふんですか、老人憩の家だけやなしに、そういうあゆみの家とか、あるいはまた、焼却場とか、まだ耐震の診断を受けておられない施設がかなりまだ残っておるといふ思いますねんけども、それらについては、順次やっていただけるものと思いますねんけれども。やはり、人が集中的に集まる場所において、そういう地震とかが発生した場合に、かなりあそこにはああいう煙突もあるし、大きな建物もあるといふことで、これは焼却場内なんですけども。そうした場合に、やっぱりそういう人的な被害が発生するといふことも考えられるので、やっぱりそういう診断といふんですか、耐震診断は早いことやっていただきたいなといふふうに、私はそういうふうに思いますねんけれども、今後のスケジュールについて、どういふふうに思っておられるのか、そういうところ、それを聞かせてもらいたいなと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今も東・西の憩の家、あるいはまた焼却場の関係等も耐震ですけれども、西の憩の家は昭和52年ですから、これは耐震判定はあると思いますけれども、焼却場は58年稼働ですから、56年以前のものについては、耐震をしなきゃいけませんけれども、58年ですから、焼却場は耐震に堪え得るということがいえると思います。そういう点では、耐震の関係等については、58年の後ですから、そういう点については、東憩の家はいいと思います。西は52年ですから、建物については考えていかないといけないと思います。

○木田委員 それで結構ですけどね。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 135ページの緊急通報装置のやつですねんけど、そこのその内容に書いてある「地域支援体制等（協力員や消防署等）」とこう書かれて、「24時間緊急支援センターに委託」と。この辺ちょっと関係、もう少し細かくちょっとお願いしたいんですが。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 緊急通報装置の件でございます。一番先には、委託しております24時間受付している事業者のほうへ連絡がいきます。はじめにそちらの方から連絡あったところに確認をし、確認がなければ、協力員さんお二人おられますんで、順次そちらのほうへ連絡させていただいて、そちらのほうから確認をしていただくと。それで、連絡つければそれでオッケーなんですけれど、それで連絡つかなければ、消防署のほうで、救急車ですかね、そういう関係で行っていただくというような形です。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今、ご答弁いただいたこの協力員さん二人というのは、どんな身分の方になるんですか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 身分といいますか、申し込みいただくときに、その申込者が協力員として例えば近くの方とか、ご親戚とか、そういう形で申し込んでいただきます。そして、その方のほうに連絡がいくということです。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。これ、平成21年度で、この事業、これ100利用者数となっているんですが、これ何か上限をつけられているとか、また、これ高齢者のひとり暮らしですけど、この高齢者のひとり暮らしは何歳以上とかいうのは、もうちょっと説明を

お願いします。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 最大何人さんまで受け付けするということは考えておりません。ですんで、広報等でもお知らせをして、今現在ふえてきているのかなというように考えています。それから、今のその年齢の関係なんですけども、通常からいいますと、高齢者ですので65歳以上。それとひとり暮らしですけれども、基本的には、ひとり暮らし高齢者世帯が対象になってくるかと思います。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 非常にいいこれ事業やと思うんですね。ひとり暮らしの方が、こういうような装置があって、安心して暮らせると。町長がいつもおっしゃっている安心安全という面でも非常にこれいいことやと思うんですが、実質的にこの65歳以上の方で、おひとり暮らしという対象からいくと100という数字が非常に小さいと思うんですが、大体把握されている世帯数というのはどれぐらいになるんですかね。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 実態のほうは、実質ちょっとこちらのほうではわかりません。しかし、その緊急通報装置だけが、そういう意味での見守りということではなくて、その他の事業、ヤクルトの愛の訪問サービス、配食サービスと、いろいろございます。やっぱり、小地域、地元では小地域福祉会で、皆さんで見守りしていただいているとかございます。全体として、そういう事態を回避するような態勢で動いているということで考えております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今、ちょうど愛の訪問サービスの話していただきましたように、139ページの真ん中のやつですね、これヤクルトのやつ。これは88件の申し込みで、さっきのは100の緊急通報の。この辺は、やっぱり重複されている、それとも重複されずに、やっぱりこれはこれで申し込まれている、このあたりの実態はどうですか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 重複はしたらだめだとはなっておりませんので、当然、例えば愛の訪問サービスにつきましても、うちのほうの担当の者が申請ありましたら、いきまして、そういう聞き取り調査をして、必要かどうかを判断しておりますので、必要であれば行うというような形です。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 愛の訪問サービスの場合は、これ高齢者のみ、ということは、おひとり暮らしでなくても申し込まれているというような感じに、この文面からは思うんですが。このひとり暮らしの方、またその高齢者のみの、これの比率というのは、どんなもんですか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 すいません。その比率についてはちょっとわかっておりません。申しわけございません。

○嶋田委員長 これ、後ほどわかるということなんですか。それとも、把握しておられないということなんですか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 調べさせていただいて、もう1度ご報告させていただきます。

○嶋田委員長 ほかに。 伴委員。

○伴委員 その次に、すいません、158ページのいきいきの里のやつですねんけど、この使用料収入というのは、これは有料で入られた、その優待券というようなものを含まずの金額で考えさせていただいていいわけですか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 はい。無料では収入になりませんので、そのとおりでございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

浦野委員。

○浦野委員 成果報告書の170ページですけども、子育て応援特別手当、多子世帯に3万6,000円を支給したということですけども、これは全世帯に支給されたんですか。それとも申込者だけに支給されたんですか。

○嶋田委員長 清水福祉課参事。

○清水福祉課参事 ここに、成果表に書いておりますように、支給世帯数は342世帯で、支給児童数は359人。これは斑鳩町で全世帯、もれおちなく全員申請された数字でございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

小林委員。

○小林委員 すいません。3点ほどあるんですけども、まず、150ページの手話奉仕員の育成講座、これなんですけれども、これ受講生の女性の比率をまず教えていただきたいんですけども。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 すいません。男女比率、ちょっとわかっておりませんので、調べて報告させていただきます。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 結構、斑鳩町、昔からこの育成講座をやっていただいていますけれども、この手話の関係の通訳士とか、手話検定、結構女性、手話通訳士とか結構受けられるのは女性が9割の方が女性ですので、やっぱり女性の就労支援とかもあるのかなというふうに思っているんですけれども。これ、結構何年も講座を受けられたら、そういう資格を取れるようになるんですけれども、この受講された方で、受講された方が、後にその手話検定の1級、2級取られたとか、手話通訳士になられたとかいうことはわかっているんですかね。そういう情報は入ってきているのかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 今言われた、奉仕員の養成講座を修了されて、最終的に手話通訳者になられた方の人数だと思うんですが、ちょっと把握しておりません。ただ、実態としましては、奉仕員の養成講座の後、県の養成講座を受けられたりとか、サークルの「鳩の会」の中に入られ活動されたりしながら、研鑽されて、最終的には「鳩の会」と聴覚障害者協会のほうですが、その推薦で、この表にあります8人ですね、最終そういう形で実際活動ができるかたちになっていると考えています。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 毎年予算を組んでいただいて、斑鳩町はこういうふうにご提供いただいているのでありがたいですし、それで、ここの養成講座に受けられている方に、さらに手話通訳士の受験料とか1万8,000円しますし、合格率も30%って、結構難しいのかなと思ってますし。手話検定もやっぱり数千円、5,000円、8,000円、1級、2級になったら1万円でしたかね、かかりますし。そういうのを目標にさせていただいて、それで、町のほうもその受験料、もし受かったらある程度の補助もできるとか、そういう、さらに講座が終わった後の希望を持てるじゃないですけども、そういうふうにご提供いただける、資格を取り意欲を持てるような、また支援もしていただいたらありがたいなというふうにご要望しておきます。

2つ目が、153ページの福祉電話基本料金の助成なんですけれども、これ、18年、19年同じ方が1名ということで2年前ですか、お聞きしたんですけれども。それで、平成20年度も1名だったんで、同じ人かなと思ってたんですけれども、そしたら、平成21年度予算をとっていただければ、予定していたというふうにご記載してあるんです

けれども。ということは、緊急通報装置がこの方は要らなかったというのは、向こうの必要だったこの方が申請してこなかったから、21年度はゼロになったのか、それとも向こうの方のご都合でゼロになったのか。ちょっとそれが今、ちょっと問題になって、ちょっと気になりますので、お聞かせ願いたいんですけれども。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 ここに書いてある福祉電話の助成の関係ですね、この方については、利用者がお亡くなりになったということです。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 最後に、167ページの延長保育の給食の関係なんですけれども、平成20年度は179万円の委託料があって、21年度委託料がなくなりまして、データがあれば結構なんですけれども、1食あたりの1食の単価、わかるようでしたらお答え願いたいのと、20年度と21年度、現場がちょっと仕事の内容とか変わったとか、現場が変わりましたんで、その現場の方の反応はどういうふうになってどうなったのかなというのを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○嶋田委員長 清水福祉課参事。

○清水福祉課参事 まず、後のご質問でございますが、延長保育で、今まで委託しておりました、その中で利用者が少ないという中で、今年度22年度から委託をやめて直営にしております。その中で、まずこういう表で説明させていただきますと、まず、21年度で、延長保育が延べ975名の利用がございました。その中で夕食を使われた人数は、たつた保育園では、1日1.6食程度でございます、そして、あわ保育園では、1日3食程度でございましたので、今年度、これではあまりにも委託料が高いということの中で、直営という形にしました。その中で、たつたのほうは1日1人あたり1人ぐらいの利用がございましたが、あわは1日2人か3人という中で、直営の中で今栄養士が献立を立てて、調理というか、3人分、あわせて3人分をつくっていると。それで、今、実際現場でいろいろ話を聞いておりますが、ほとんど負担になっておらないということで順調に進んでおります。そして、あとは、1食あたりの単価ですか、21年度の単価をお聞きになっておられますか。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 平成20年度、確か1食あたりの単価が2,083円。今の時点で、ないようでしたら、ちょっと今資料ないようでしたら。

○嶋田委員長 今の時点というのは、平成22年ですか、それとも21年。

○小林委員 21年で。

○嶋田委員長 21年度の単価をお願いします。

○清水福祉課参事 21年度では、あわと、たつたあわせて、239食の飲食の利用者がございました。それを179万円を239人で割りますと、3,867円が1食あたりの単価でございます。

○嶋田委員長 ちなみに22年度のはわかりますか。わかりませんか。

○清水福祉課参事 22年度は、もう直営でやっておりますから。

○嶋田委員長 いくら徴収しているとか、そういうのは。

○清水福祉課参事 それは保育料の中でじゃなしに、3歳児未満が100円。3歳児以上が200円の材料代を徴収しております。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

小林委員、ほか、よろしいか。ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 ちょっと聞き忘れていたことがありますので。成果報告書の149ページなんですけれども、自動車運転免許取得と車の改造の支援なんですけれども、これ20年度も21年度もゼロ、ゼロってきてるんですね。せつかくある制度が、これ以外でも斑鳩町では制度があって利用なしっていうような状況がいろいろあると思うんですけれども。何でこう利用してもらえないのかなっていう中のひとつの問題としては、助成を、これも一部助成ですので、その助成をしていただける範囲の問題もあるのかなというふうに思っているんですが。これ、運転免許取得については、どれだけの助成、そして自動車改造についてはどれだけの助成、大体費用として、いくらかかるというふうに見ておられて、そして、そのいくらかかる費用に対して、どれだけの助成をすることを考えているのかっていうことについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 まず、運転免許のほうの助成の件なんですけれども、障害の内容によってかわりますけれども、経費の3分の2補助で10万円上限か、3分の1補助で5万円上限か、どちらかになります。それから、自動車改造につきましては、上限10万円までは補助させていただくということです。それから、費用がいくらかかってっていうお話

ですけど、普通運転免許につきましては、30万円ぐらいかかるかなと考えております。それから、自動車改造につきましては、もうこれは、それぞれの内容ですね、障害者の方の内容によって全然かわりますんで、いくらというのは難しいかなと考えてます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 私、何年か前にも一遍言うたことあると思うんですけどね。車の免許を取るかて、この制度できたときはどうやったか知らんですけどね。現状は、車の免許を取るのに、今課長も言わはったように30万、30万超えてますわ、30数万円かかるはずなんですけどね。3分の2を限度として10万って、そんな計算、全然成り立たへんような補助の仕方でおかしいですよんか。これ、つくったときは知りませんよ。この制度をつくったときはどうだか知らないけれども、やっぱりこういうのは見直しをして、3分の2補助までいかななくても、2分の1補助、2分の1補助でも15万円とかになってきますからね。もうちょっとこの辺、県とも連携しながら、ちょっと補助をあれしてあげんと、結局3分の2補助とか数字だけ、えらいええ数字いうときながら、実質はそうなってなかったら、受けにくいですよん。自分で出す金額も多いですし、障害持たれてる方で、社会参加していこうと思ったら、特に車の関係は、事故とか、突然の事故とかで障害を負った場合、なかなかこういうその間に免許の申請、うまいこといなくて、免許がもう一遍とるような形に、1から取らなければならなくなったとか、それとか、また新たにやっぱり社会参加するのに取ろうということになると、そりゃちょっとなかなかすっとはいかないんで、普通30数万やけど、30数万で終わらない場合もあったりするかもわかりませんしね。もうちょっと実態に応じた形での補助金の設定っていうものが必要なんかなっていうふうに思いますので、そして、やっぱり利用していただく、本当にこの事業の目的を果たすために、障害持った方が社会参加、特に就労ということ、やっぱりこれは大きいことですので、生きがいにもなりますし、ぜひ、利用者がゼロっていうのがこれ続いているようでは、もうちょっと見直しをしてもらう必要があるということをお願いしておきたいというふうに思います。

それと、成果報告書の167ページにあります広域入所の充実なんですけど、広域入所を充実させていただいているのは結構なんですけど、76名も委託しておられるという状況があるんですね。結局、斑鳩町に住んでいて、保育所、まあいうたら、今ほんまに私も一般質問しましたけど、入りきらへんような状況があって、広域の入所をお勧めしているような状況があって、こうやって広域入所の数がかかりの数、斑鳩町で平成21年度でやったら、たつた・あわ、合わせて289人プラス委託しているのが76人。こ

れプラス76人いてるわけですよ。それと費用を見ましたら、289人に対してかかっている費用と76人に対してかかっている費用、広域入所の関係でいうと、その費用なんかを見ると、どうなんかなど。広域入所ってというのは、待機児童を出さないためにお勧めをして、広域入所していただくのがいいんだけども、費用的にはどういう状況なんかなど。ちょっと今、この数字を見てて、広域入所でお入りいただく方がおひとりにつき、コスト高、割高になっているような気がするんですけども。その辺はどうなんでしょうか。どう見ればよろしいのでしょうか。

○嶋田委員長 清水福祉課参事。

○清水福祉課参事 今おっしゃったように、広域入所で21年度76名委託しております。その中で、まず、斑鳩町の広域入所を含めた保育料は、平均約2万1,000円でございます。その中で、この広域入所に斑鳩から他市町にお金を払っている委託料、これが21年度で申し上げますと5,682万7,590円。これを76人分を委託して、6市町村に払っております。ということは、平均しますと、月額6万2,310円がひとりあたり払っているという計算になりますが、公立の保育所の場合は、交付税算入で交付税が入ってくると。私立保育園の場合は、補助金の計算は、保育単価、例えば0歳やったら15万円とか1歳やったら12万円とかいろいろありますけど、その保育単価から国の徴収金額金を引いて、その2分の1が国から入ってき、そして、あとの4分の1は県から入ってくるという計算になります。その中で、今、国費と県費を入れた「入」が2,308万1,692円が国・県からの補助金として入ってくるという計算でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 すごく今、話聞いてても複雑なんで、まだ私の中で、頭の中ではきちっと整理ができてないんですけども、ただ、月額6万2,000幾らというのは、いうたら斑鳩町でも3歳未満児で最高金額に近い金額になっていますよね。最高で6万4,000何ぼか、6万8,000何ぼかですからね。未満児さんでね。だけど、そういう形でいえば、広域入所に対応する、せざるを得ないところもあるのかなど。保育所が結構いっぱいな状況があるということもあるんでね。広域入所を勧めているような状況もあるんじゃないかなど、私は思ってるんですけどもね。でも、実際問題としては、町が負担する金額としては、広域入所であっても、普通に保育園へ入園していただいても、町の持ち出す金額としては、町がかかるお金としては同じでなければならぬけれども、そのところはそうなってるんかどうかっていうのが、ちょっとそこまでがわからない

んで、私。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 まずは、基本的に広域入所した場合におきましては、相手方へ、町に払う金額は保育単価、国で決められた保育単価のみで払います。ですから、例えば、これ見てもらって、1人あたり約74万7,000円になってまいります。町立保育園の場合、果たして国で決められた保育単価で運営できるかというたら、そうではないわけです。町立保育園の場合、どうしても人件費が私立幼稚園より高くなってまいります。そういうことから町立保育園の場合は、1人あたり単価、約97万3,000円となってまいります。経費といたしましたら、当然広域入所のほうが安くなってくるのが当然なんです。安くなってまいります、それは。もう1点、広域入所を奨励しているのではなくて、働くお母さん方の職場が非常に広域化しておりますので、自分の職場の保育園で働きたいというお母さんがふえてきておると。それと共稼ぎ家庭がふえてきておるといことになってまいりますので、どうしても広域入所がふえる状況になってくるという状況になっております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

これをもって、第3款、民生費についての審査を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。次に、第4款、衛生費について説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 第4款、衛生費のご説明をさせていただきます。座らせてもらって、させていただきます。第4款、衛生費でございますが、平成21年度の歳入歳出決算書の130ページの下の方から147ページにかけてとなっております。

また、主な施策の成果報告書は173ページから210ページにかけてでございます。それでは、決算書の130ページの下の方をご覧いただきたいと存じます。

第4款、衛生費、全体の決算額は、予算現額9億7,287万5,000円に対しまして、決算額8億9,435万1,048円、執行率91.9%であります。

それでは、主要な施策の成果報告書173ページをご覧いただきたいと存じます。

第1項、保健衛生費、第1目、保健衛生総務費であります。予算現額1億4,153万4,000円に対しまして、決算額1億4,095万8,714円、執行率99.

6%であります。はじめに予防・相談体制の充実といたしまして、住民皆様の健康増進と健康意識の向上を図るため、町医師会、歯科医師会や栄養士会などの各種団体と連携を取りながら、乳児から高齢者までの予防接種や健診、食育の推進など、健康づくりのための支援に努めたところであります。また、精神障害者への相談にも応じるなど、保健・医療・福祉の連携にも努めております。

次に174ページの保健体制の充実といたしまして、王寺周辺広域休日応急診療施設組合との連携を図るとともに、休日応急診療体制の充実に努めたところであります。

また、公害の未然防止の徹底といたしまして、西和衛生試験センターとの連携ではあります。環境基本法によりまして、環境基準の定められております大和川、竜田川、富雄川の水質検査及び廃棄物処理施設のダイオキシン類やばいじん濃度等の測定を西和衛生試験センターと連携して定期的実施しました。河川の水質状況につきましては、一部、平成20年度よりやや水質が悪化した河川もございましたが、3河川ともにアユが生息できるといわれておりますBOD5ミリグラムリットルを下回っており、公共下水道の整備とともに、これまでの生活排水対策の効果があらわれてきているのではないかと考えているところであります。

次に175ページ、第2目、感染症予防費であります。予算現額7,956万4,000円に対しまして、決算額5,440万1,525円、執行率68.4%であります。予防・相談体制の充実といたしまして、175ページから178ページまでに掲げてあります高齢者インフルエンザ、日本脳炎、二種混合、三種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCGの各種予防接種と今年度は新型インフルエンザの予防接種を実施しました。また、175ページの高齢者インフルエンザ予防接種の実施であります。新型インフルエンザの流行の影響もあり、接種者が3,475人で、昨年度より333人減少しており、接種率は51.4%となっております。広報やポスター等で咳エチケットなどの啓発に努めてきたところであり、引き続き接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、特に177ページの麻しん・風しん予防接種の実施につきましては、第2期、第3期の中学1年生、第4期の高校3年生に個人通知を行い、早期に接種していただけるように啓発に努め、接種率の向上に努めたところではありますが、接種率が前年と比べ4.9%減となっております。新型インフルエンザの影響により、接種の機会を逃してしまったものではないかと考えております。

また、178ページの新型インフルエンザへの対応につきましては、昨年、国内外で新型インフルエンザが発生し、当町においては新型インフルエンザ対策本部並びに、各

種団体からなる新型インフルエンザ連絡会議を設置し、関係機関と連携を図り、町ホームページやチラシなどによる住民皆さんへの周知を行うとともに、公共施設に消毒液の設置やマスク等の備蓄品の確保を図りました。また、安心して子どもを産み育てられるまちづくりのより一層の推進を図るため、町単独助成事業として、1歳から中学生まで、妊婦、1歳未満の保護者に対し、ワクチン接種費用の助成を行いました。さらに、町医師会等の協力を得まして、1歳から中学3年生までを対象に集団接種を実施し、保健センターで延べ3,003人の方が接種をされ、新型インフルエンザのまん延と小児の重症化の防止を図ったところであります。なお、平成21年度中に低所得世帯等の希望者全員に接種できないこと等から、接種費用の助成金として1,605万4,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

次に179ページ、第3目、母子衛生費であります。予算現額2,244万1,000円に対しまして、決算額2,177万9,204円、執行率97.1%であります。母子保健事業では「安心して子どもを産み育てる いかるがっ子プラン」にもとづき、保健事業に努めたところであります。まず予防・相談体制の充実といたしまして、179ページから182ページまでに取り上げております乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診、2歳6カ月児健診及び妊婦一般健康診査等を実施しました。3歳児健診につきましては、未受診者に繰り返し受診勧奨を行ったことや、幼稚園、保育園との連携により、保護者に健診の必要性を理解していただいたことが受診率の向上につながったものと考えております。妊婦一般健康診査におきましては、健診費用の受診助成回数を5回から15回に拡大し、妊婦の経済的負担の軽減に努めたところであります。また保健センターでは、定期的な受診状況を把握できることで妊婦の健康管理にも努めたところであります。

次に183ページ、保健体制の充実といたしましては、183ページから185ページまでに掲げております新生児訪問、パパ・ママスクール、子育て教室などを実施しました。新生児訪問の実施では、21年度から助産師による訪問を行い、産後早い時期から授乳指導や産後の過ごし方など、具体的な指導を行うことで、母親の育児不安の軽減に努めました。また、健診や予防接種の受診勧奨を行うとともに、子育ての教室や相談など、親が孤立することなく子育てを楽しむことができるよう、支援に努めたところであります。子育て教室の実施では、親の育児力の向上を目指し、特に不安の大きい乳児期の教室の開催回数をふやすなど、子どもの成長発達に応じた教室を開催しました。また、近年ふえてきている双子の保護者を対象とした「双子クラブ」や、父親の育児参加

を促すために「パパと遊ぼう」を企画し、家庭で子どもの成長発達を促すための遊び方を学ぶ機会として教室の開催をいたしました。その後、教室終了後も親どうしの交流を図ることにより、自主グループ活動も見られております。

また、185ページの母子保健推進活動の支援といたしましては、母子保健推進員が妊娠期から親とのかかわりを持ち、親が孤立することなく安心して子育てができるためのサポートをする一方、子育て教室の企画など保健センターと協働できる母子保健推進員の支援に努めたところであります。

次に、186ページの妊産婦相談・指導の実施であります。母体の健康管理や母親や父親の自覚を高め、協働して育児ができるように母子健康手帳や父子健康手帳を発行するとともに、マタニティキーホルダーを配布しました。また、高齢出産や双子出産などのハイリスク妊婦や、育児に不慣れな産後の相談が多く、必要に応じて訪問するなど、情報提供や生活指導を行うほか、出産や育児への不安軽減に努めてまいりました。

また、食育の推進であります。乳幼児期は生涯の食習慣の基礎となる大切な時期であることから、妊娠時期のパパ・ママスクールや乳児期の離乳食教室、幼児期の子育て教室などを通して、食事を楽しく食べること、食に対して興味を持つことができるための支援をしてまいりました。今後も食の大切さを伝えてまいりたいと考えています。

次に、母子保健講座の実施であります。21年度より小児科医、産婦人科を講師をまねき、「子どもの感染症について」や「増えている若年層の婦人科疾患について」と題して健康講座を開催し、親の育児力の向上に努めたところであります。産婦人科一次救急医療体制の整備であります。平成21年度より産婦人科の一次救急体制を整備し、救急時に必ず診療できる医療機関を県内に確保し、安心して妊娠出産できる体制を確保するために、周産期医療体制の支援に努めたところであります。

次に187ページ、第4目、健康増進事業であります。予算現額3,853万6,000円に対しまして、決算額3,375万5,216円、執行率87.6%であります。健康増進事業では、生活習慣病を予防するために「健康いかるが21計画」にもとづき、食べる、動く、たばこ、健康管理を柱とした各種保健事業を実施し、住民の皆様一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援をしているところであります。

まず、意識啓発と健康づくり活動の支援といたしましては、健康手帳の作成を行い、主に20歳以上の方を対象に健康手帳を交付し、健診の記録や自己の健康管理についての意識向上に努めました。

次に予防・相談体制の充実であります。187ページから193ページに掲げてお

ります健康診査をはじめ、各種がん検診や健康相談、健康教育等を実施しました。まず187ページの健康診査の実施では、年度途中で国民健康保険に加入されました方や生活保護者等を対象としました健康増進法による健康診査を実施しました。なお、平成21年度、26人の方が受診をされました。また平成21年度からは、広域連合の受託事業として後期高齢者の健康診査を実施し、受診者数は706人で、受診率は23.7%となっております。これらの健康増進法による健康診査を受けられた方と国保加入者で、特定健康診査を受けられた40歳から74歳の方の中で、メタボリックシンドロームが疑われる方やメタボリックシンドローム予備軍の方に対しまして、よりよい生活習慣の改善を図るため、保健士、栄養士などによる個別相談、また指導や教室への参加を勧めるなど、生活習慣病の予防に向けて啓発をしてまいりました。

また、各種がん検診におきましては、受診者の利便性を考慮し、子宮がん、乳がん検診においては、集団検診、個別検診の両方で実施するなど、延べ6,273人の方が受診され、がんと診断された方は大腸がん1人、乳がん3人、子宮がん2人となっております。肺がん検診につきましては、受診率は横ばいとなっております。平成19年度より3年間の事業としまして、石綿ばく露健康リスク調査を県が環境省の委託を受けて実施しており、平成21年度は142人の方が受診をされております。乳がん・子宮がん検診につきましては、平成21年度より女性特有のがん検診啓発と受診率の向上の目的で、子宮がんは20歳から40歳までの節目の方に、乳がんは40歳から60歳までの節目の方にがん検診手帳とがん検診無料クーポン券を送付いたしました。このことにより、検診に対する意識が高まり、受診率の向上につながったのではないかと考えております。がんは、死因の約30%を占めていることから、今後も各種がん検診の周知啓発に努め、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に191ページの健康相談の充実では、平成20年度より特定健康診査、特定保健指導が始まったことにより、電話や来所による検診の受診の方法や結果についての相談が増加してはりましたが、平成21年度は精神的な相談や禁煙に関する相談件数が多くなってきております。皆様の健康に対する意識が高まっていることが今後も気軽に相談できる体制を整えることが重要と考えております。

次に、192ページの健康教育の実施であります。平成21年度は生活習慣病の気になる方や特定保健指導対象者の集団指導の場としてメタボリックシンドローム予防教室を新たに実施しました。メタボリックシンドロームは、食生活や運動習慣など、日々の生活習慣の積み重ねで起こることから、生活習慣の改善に重点を置き、保健師、栄養

士、歯科衛生士、健康運動指導士など、いわゆる専門的な指導を行い、参加者が生活の中で継続して実践できるよう支援しました。また、健康診査の受診の必要性や検診結果を自己の健康管理に生かせるよう、「生活習慣病予防について」と題して講演会も行いました。今後もさまざまな機会を通して、生活習慣病予防の大切さを理解していただき、行動変容につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に193ページの訪問指導の充実であります。検診の結果、精密検査や生活習慣の改善の必要な方を対象に、生活の場において個々の状況に合わせた指導を行うための訪問を実施しました。訪問は本人だけでなく、その家族にも相談・指導を行うことができるよい機会でもあり、今後も家族単位で健康意識を高めていきたいと考えております。

骨密度測定の実施においては、寝たきりの原因になりやすい骨粗しょう症を予防するため、骨密度測定を実施しました。測定後には、相談や教室への参加するなど、生活習慣改善の定着に努めたところであります。

続きまして194ページ、第5目、狂犬病予防費であります。予算現額38万3,000円に対しまして、決算額34万2,487円、執行率は89.4%であります。狂犬病予防法にもとづきます蓄犬登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等を実施しました。狂犬病予防免疫の実施としまして、狂犬病予防注射済票交付業務では、奈良県獣医師会と連携して、狂犬病予防集合注射を町内4会場で実施いたしました。注射済件数は平成20年度より52頭少ない1,098頭となったところであります。なお散歩時の犬のふん放置、無駄吠え、放し飼いなど、飼い主のマナーが問われています中、狂犬病予防集合注射の会場での啓発活動、また、担当の環境保全推進委員によります地域の巡視、週1回巡回をしております環境パトロールでの街頭広報のほか、平成21年度におきましては、広報紙におきまして、特集記事を掲載するなどを含み、2回の関連記事を掲載しました。また、それにより啓発の充実を図ったところであります。

次に195ページ、第6目、火葬場費であります。予算現額3,557万円に対しまして、決算額3,449万1,610円、執行率97.0%であります。火葬場の運営といたしまして、火葬場の維持管理では、火葬業務、火葬場の日常的な維持管理を行うため、業務の一部を委託するとともに、設備の保守点検などを行い、常日頃から適切な業務、施設の維持管理に努めているところであります。また、平成9年3月の供用開始から12年がたち、火葬の自動運転を制御するプログラムコントローラーが配線等に劣化が見られはじめ、緊急停止などの誤作動を起こす危険性が高まってきたため、平成21年度におきまして、プログラムコントローラーの交換等を行ったところであります。

また、火葬場の周辺対策につきましては、火葬場周辺の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、適切に運営をいたしますため、周辺環境整備に努めたところであります。

次に196ページから199ページ、第7目、環境対策費であります。予算現額544万4,000円に対しまして、決算額261万211円、執行率47.9%であります。まず196ページの環境と共生するまちづくりの推進といたしまして、地球温暖化防止事業であります。関西電力会社主催の環境意識啓発事業を利用いたしました原子力発電所見学ツアーをはじめ、意識の向上を図るための体験型学習会を開催し、2講座で67名の参加を得たところであります。

次に、平成21年度の新規事業であります。バイオディーゼル燃料の活用であります。地球温暖化防止を目的に、学校給食から発生する廃食用オイルをバイオディーゼル燃料化、以下BDFという呼び方でいわせていただきますが、BDFをごみ収集車の一部に代替燃料として使用いたしました。なお、使用いたしましたBDFは4,660リットルで、ごみ収集車に占めます燃料の18.5%をBDFで賄ったところであります。

次に197ページの環境保全意識の高揚といたしまして、環境教室の充実であります。親子で環境について考える機会を提供することによりまして、環境問題への意識を深め行動を起こしていただく契機にさせていただくために、親子環境教室を2講座開催しましたところ、平成20年度を24名上回る78名の参加を得たところでございます。

次に198ページ、住民活動の支援としまして、環境保全推進委員の充実であります。第6期環境保全推進委員は、平成21年3月31日をもって任期満了になったことに伴いまして、平成21年4月1日より第7期環境保全推進委員を各自治会に1名ずつ、計117名を委嘱したところであります。平成17年度、第5期より各自治会に1名ずつ環境保全推進委員の設置しましてから、ごみ分別やペットの散歩時のマナーなどにつきまして、直接声をかけてのお願いや自治会の集会などで事例を報告していただきながら、啓発をされるなど、活発な活動を展開していただいているところであります。

次に、省資源型・省エネルギー型都市づくりとしまして、ISO14001の推進であります。平成21年度は平成15年2月に奈良県の市町村で初めてISOを認証を取得いたしました。3期目の登録期間初年度であり、環境に著しい影響のある事務事業44項目につきまして目的・目標を定め、取り組みを進めましたところ、32項目につきまして目標を達成したところであります。

次に199ページ、公害の未然防止の徹底といたしまして、公害指導の実施では、遊休地の適正管理に対します指導を28件行うとともに、住民の皆様から寄せられました

公害等に関します苦情相談 88 件としまして、調査指導を行いすべての事案につきまして、一定の解決をみたところであります。

続きまして 200 ページ、第 2 項、清掃費、第 1 目、清掃総務費であります。予算現額 1,602 万 2,000 円に対しまして、決算額 1,593 万 4,243 円、執行率 99.5% であります。まず、環境保全意識の高揚としまして、美化推進活動の充実、美化推進啓発の充実であります。平成 20 年度まで美化推進活動につきまして、第 4 目美化推進費の予算化をしておりましたが、平成 21 年度より清掃総務費に統合し、予算化をされたところであります。ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上などを図るため、クリーンキャンペーン実施や環境パトロール時に啓発広報を実施したところであります。特に、いかるがの里クリーンキャンペーンにつきましては、従来の町内清掃の形態から、各家庭から思い思いのコース、場所を清掃しながら集合し、環境イベントにも参加する形態へと実施方法を変更いたしました結果、子どもから大人まで約 3,000 名以上の方にご参加をいただき、自分たちが住むまちをきれいにしながら、環境を考える貴重な 1 日になったものと考えているところであります。

続きまして 201 ページから 208 ページ、第 2 目、塵芥処理費であります。予算現額 4 億 6,036 万 9,000 円に対しまして、決算額 4 億 2,493 万 7,733 円、執行率 92.3% であります。ごみ処理につきましては、最終処分場の残余容量の逼迫といった全国的な問題に加えまして、当町におきましては、焼却処理施設の老朽化といった独自の課題も抱えており、一層のごみ減量化を進めていく必要がございます。このことから平成 21 年度におきましても、引き続きその課題に対応するため、ごみ減量化、資源化の推進に努めました。

まず 201 ページ、ダイオキシン・騒音対策等の徹底としまして、ばい煙検査の実施では、ダイオキシン類をはじめ、煤塵などの濃度検査を定期的の実施し、処理場周辺の住民の皆様の不安解消に努めたところであります。特にダイオキシン類濃度につきましては、法律では年 1 回以上の検査が義務付けられておりますが、当町では年 4 回検査を実施しており、いずれの検査でも法律で規制されております 5 ナノグラムを大きく下回っており、付近住民の皆様安心して暮らしていただける施設運営となっております。

次に 202 ページ、ごみ減量化・資源化の推進につきまして、ごみ減量化・資源化の啓発では、自分たちが出したごみや資源物がどのような工程を経て最終処理されていくのかを追跡し、分別やごみ減量化の必要性等を認識していただく「ごみのゆくえ探検ツアー」を大人編 2 回、親子編 1 回の計 3 回開催をいたしましたところ、95 名のご参加

をいただいたところでもあります。また、不燃物のリサイクル、及び203ページの資源物のリサイクルなど、住民の皆様に対しまして、再生利用をするための排出時の遵守を広報誌、環境問題学習会などで常に呼びかけているところでもあります。その結果、リサイクル処理に移行した当初は60%前後であったその他プラスチック類の資源化率が徐々に上昇し、平成21年度では資源の90%を超える量がリサイクル処理され、最終処分場の削減に大きく貢献できたところでもあります。

また、焼却処理及び最終処分量の削減をさらに推進していくため、平成25年度までに生ごみの30%以上を堆肥化処理に移行することを目標に、平成21年度より生ごみ分別収集のモデル事業に着手しており、初年度は平成21年10月よりモデル地区2自治会156世帯、モデル世帯20世帯の計176世帯で生ごみ分別収集を実施しました。その結果、学校での給食の残渣をあわせまして、30.03トンの生ごみの堆肥化処理をしたところでもあります。これまでは、個別事業として取り組んでおりましたBDF事業、剪定枝葉・刈草の堆肥化、生ごみの堆肥化などは、すべて有機性資源、いわゆるバイオマスの有効利活用であります。当町では、これらのバイオマスを今後、計画的、総合的に利活用していくために、平成22年2月にバイオマスタウン構想を策定し、農林水産省から当町がバイオマスタウンとして公表をされたところで、今後はバイオマスタウン構想に基づき、環境、農業、観光が一体となった取り組みを目指していくものであります。

次に205ページ、リサイクル活動の推進としまして、紙製容器包装類のモニター回収であります。平成18年度より可燃ごみの焼却量を削減するため、古紙類回収業者では取り扱いのない紙製容器包装類の分別回収に向け、排出時の問題点、回収の際の課題等を掘りおこすモニター回収を実施しておりましたが、平成21年度中に当町の資源物集団回収団体と契約しているすべての古紙類回収業者と町の間におきまして、紙製容器包装類を回収品目に加えることで合意をいたしましたことから、平成21年度末をもってモニター回収事業は廃止し、平成22年4月より資源物集団回収で回収をされているところでもあります。

次に206ページ、空き缶の分別回収では、平成21年度におきましては、これまで従来の発券式空き缶回収機を設置している東公民館、西公民館につきまして、老朽化により故障が頻繁に発生し、利用できない日が多くなってきたことや、役場北庁舎や生き生きプラザ斑鳩に設置しましたポイントカード式への統一を望む声があることから、平成21年7月に東公民館、西公民館ともに発券式からポイントカード式の空き缶回収機

に更新をしたところでもあります。このようなごみ減量化・資源化への取り組みによりまして、平成21年度におきますごみ資源物の排出量は、平成20年度425.8トン下回る6,816.1トンとなったところでもあります。

また、住民1人1日あたりのゴミ排出量は、平成20年度と比較して6%、量にいたしまして40グラム少ない632グラムとなったところで、平成12年度のごみ処理有料化導入以後、最も少ない排出量を記録したところでもあります。

一方、全廃棄物発生量のうち、資源化された割合、いわゆる資源化率につきましては、剪定や刈草の処理量増加とともに、生ごみ堆肥化モデル事業の実施などによりまして、平成20年度と比較して2.9ポイント上昇の35.4%が再生利用をされているところでもあります。これらの状況を全国平均、県平均で比較しますと、現時点では平成19年度のデータしか公表されておられません、その時点との比較になりますが、住民1人1日あたりの排出量では、全国平均が1,089グラム、県平均が999グラムとなっており、当町の排出量はかなり少ない数値となっております。一方、資源化率は、全国平均が20.3%、県平均が15.9%となり、資源化率では逆に高い数値となっております。このことから、当町はごみの排出量が少なく、資源化率が高い傾向で、平成21年度におきましても、最終処分場の延命に寄与できたのではないかと考えているところでもあります。

平成22年度におきましても、家庭剪定・草類の分別収集や事業系ごみの搬入方法の変更、処理手数料額の改正といった対策を講じ、さらに焼却量や最終処分量の減少につなげていこうと考えているところでもあります。

なお、208ページ、衛生処理場の周辺対策につきましては、衛生処理場周辺の皆様方のご理解とご協力をいただきながら適切に運営いたしますため、周辺環境整備を実施したところでもあります。また、毎週1回環境パトロールを行い、不法投棄の巡視と啓発を兼ねて、不法投棄物の回収も行っているところでもあります。

続きまして209ページから210ページ、第3目、し尿処理費であります。予算現額1億7,301万2,000円に対しまして、決算額1億6,514万105円、執行率は95.5%であります。主に鳩水園の施設維持にかかる費用及びし尿処理収集処理に要しました経費であります。まず209ページ、し尿処理技術の向上では、これまで放流水のうち、窒素含有量が基準値を超えるおそれがあったことから、水道水で希釈して放流をしておりましたが、これまでの工程では窒素を除去することは難しく平成21年度におきまして、窒素を除去する水質改善工事を実施したところでもあります。次に

210ページ、合併処理浄化槽設置の促進といたしまして、浄化槽設置補助であります
が、河川の水質汚濁を防止するため、平成21年度におきましても、引き続き浄化槽設
置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、
広報紙等を通じましてその啓発に努めたところであります。

以上で、第4款、衛生費に係ります説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第4款、衛生費についての質疑をお受けいたし
ます。

浦野委員。

○浦野委員 成果報告書の174ページ、公害の未然防止の徹底で、1,289万8,0
00円という金額の内容につきまして、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 おたずねの1,289万8,000円というのは、すべて西和衛生
試験センター組合の分担金でございます。分担金につきましては、まず、西和衛生試験
センターの事務局で年間予算を算出をされ、その額を均等20%、人口割50%、財政
割30%に分割をされます。平成21年度で申しますと、全体の予算額が7,343万
円となります。その額を均等割20%で1,468万6,000円、人口割50%で3,
671万5,000円、財政割30%で2,202万9,000円となります。それら
を7町で振り分け、均等割で1町、209万8,000円。人口割では、当町は約19.
4%となります、当町の負担は712万8,432円。財政割では、当町は16.7%
となりまして、当町の負担は367万2,005円で、合計1,289万8,437円
となりました。端数を切り捨てて、当町の分担金の額は、1,289万8,000円と
なったところであります。以上です。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 同じ内容の説明の中で、大和川、竜田川、富雄川の水質の状況、BODの数
値が書かれてるんですけども、通常考えますと、20年度のように、竜田川と富雄川の
ラインも大和川に注いでいるわけですから、大和川のほうはBODが環境基準が悪くな
っています。20年度は5.42という数字ですけども、21年度は逆に大和川のほ
うの数値のほうがよくなっているというのか、これどういう現象なんですか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 河川の水質につきましては、当町だけでなく、流域市町村全体が改

善傾向であります。といったことで、特に大和川について上流側のほうで水質改善が見られたことからこのような数値となっているというふうに分析をしております。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 そしたら、20年と21年度、その取る箇所が違ったということでしょうか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 常にとる箇所については、常に一定の箇所であります。ただ、毎月1回の調査であります。その日のデータが悪かったら、また次取り直すということはしませんので、月1回切りの調査でありますので、日によりましては、雨の少ない時期でありましたら、水質が悪化しているというような状況もありますので、一概にその年の水質が悪化しているというのじゃなくて、時期によっていろいろあるということ。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 いずれにせよ、21年度は20年度よりも水質がよくなっているということで理解しておきます。もう1点。同じ成果書の206ページのごみステーションの整備なんですけども、私、これかねがね提起はさせていただいているんですけども、今回新たに決算の時期でもございますので、特に電柱に網、ネットをくくりつけている箇所をよく見かけるんですけども、町のほうからどうしてもボックスを置けない場所はそういうふうな対策で、とりあえずステーションをつくっているという回答をもらっているんですけども。やはり、斑鳩町、観光地でもございますので、景観上、非常にまずい施策ではないかなと、かねがね考えているんですけども。特に、藤ノ木古墳とか、歴史的な遺産があるまわりに、その電柱に網がくくりつけてあるような状態はちょっとよくないんじゃないかなと思うんですけども。現在の考え方、あるいは将来に向けて、もうちょっと改善していくとかいう考えはあるのでしょうか。この際、ちょっと聞いておきたいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 カラスよけネットを見直す考えはないのかというご質問でありますけども、景観のことを考えますと、やはり収集後、電柱でありますとかガードレールなどに青いネットがくくりつけられているのは、あまりいい状況であるというふうには言えません。すべてのごみ集積場所で、ごみボックスなどを設置できれば非常にいいんですけども、残念ながら当町の市街地形成や道路形態などから、ごみ収納ボックスを設置できない集積場所のほうが多いのが現状であります。このことから、カラスや猫の危害を防止する面からネットはやむを得ないものというふうに考えております。また、集積

場所を利用する住民の方々に、輪番制でネットを持ち帰っていただければ、一部問題の解消にもなるのかなというふうに考えますが、衛生的な面もあり、そこまで町のほうからお願いすることもできないのが現状であります。収集がないときの収納方法としては、今現在とられておりますような方法で、致し方ないのではないかなというふうに考えているところであります。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 現場、現場でいろいろ問題点、無理難題もあるかと思うんですけども、やはり、特に観光地、観光客がよく通られるような場所、他府県から来られて、斑鳩町こんなまずいやないかと、やっぱり私だけじゃなしに思われている方も多々おられると思いますんで、地元の自治会長さんなり、あるいはまたいろいろと相談していただいて、やはりその重点的にまずい箇所に対する善処をしていただきますように要望しておきます。以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 208ページの衛生費の中の清掃費なんですけれども、まず、種類別の中で、可燃ごみが平成20年度は5,756.7トン、それで21年度が5,328.3トンということなんですけれども、その衛生処理場で処分した焼却灰を大阪湾広域臨海環境センター整備処分場に運搬したということなんですけれども、それは20年度は量が多いのに913.70トンと、21年度は984.61トンと、ふえておるといふのはどういうことなかなということと。それと生ごみの処理ということで、隅置きの水切りというんですか、あれいただいたんですねんけど、あれあんまり効果発揮しないように思うんですけれども、それについて、もうちょっと何かこう考えていただけないかなと。あの防臭バケツ、今回アンケートをとってもらったということなんですけれども、それに対して、何かこうもうちょっと考えていただいたらなというふうに思います。

それと、一般質問の中で、他の議員さんからあったと思うんですねんけども、業者の持ち込みですわね、あれは、今までからも何回も言うてるように、業者に委託して持ち込んでおられると。本来ならば、事業者が持ち込むべきものであって、それを今までどういう経緯でそういうふうになったのか知らんけど、それをずっと見逃してきたというのか、何かで、それでもうそれが何か廃掃法か何かで締め出しはできへんということになったら、反対に公認にして、それを公認料を高くとるとか、何かそういうふうな方法でなかったら、またそのときには何か2社が入っているいうて言うてはったけど、今やったら

もっと入っているように思うねんけど、その点についてどうですかね。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、1点目の大阪湾の広域臨海環境整備センターの処分場に焼却灰を持ち出している量でありますけども、平成20年度では、契約料が800トン、それが平成21年度では850トンで契約をしております。その関係で、平成20年度と21年度の量の変動しているということでもあります。もう1点、生ごみの水切りネットにつきましては、現在、委員も今おっしゃっていただきましたように、モデル世帯・モデル自治会の方を対象にアンケート調査を実施をしております。その質問のひとつに水切りネットの使い具合の質問もさせていただいております。その集計を、その結果を見て、また今後の対策を講じてまいりたいというふうに考えております。3つ目の質問であります、業者の持ち込みでございますけども、あくまで斑鳩町の場合は、基本は排出事業者みずからが衛生処理場に搬入するというのは大原則であります。しかしながら、業種によっては自分で持っていくことができないという業者の方もおられますので、その業者の方が、その業者の使者ということで代わりに持ってこられている方がおるといふふうな解釈を町のほうはしているところであります。以上です。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 というのは、私もう今までからずっと言っているように、やはり他町のごみをやっぱりその業者の方が、その中に一緒に入れて持ち込んでおるといふ、そういう状況を知っておられて、そういうふうな形で進んでいるのではないのかなと。朝5時やら4時ごろ起きて、その業者の何走っているのを見てみなはれよ。郡山市とか、そこらざっと走って回ってきてますやんか。だから、そういうふうな何を見逃して、そして、それをやっているというたら、そんなんおかしいのとちゃうんかなと、私はそういうふうには思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 当然、委員からも他町からの事業系のごみが斑鳩町に搬入させているのではないかなというご指摘も受けております。そういったことから、この8月から事業用の指定袋制を導入をいたしました。その指定袋につきましては、排出事業者さんが証明書をうちところが発行してますんで、その排出業者さんが証明書を役場に持ってこなければ袋は買えない仕組みというふうに変更させていただきました。このことからその当町以外のごみが搬入されている、いわゆる越境搬入という疑問にはこれで解消をしているのかなというふうに町は考えております。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 それはもう確信持って、それ言えますよね。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 先ほども言いましたように、排出事業者、お店の証明書、町が発行した証明書をご持参の上、袋を買われますので、そういったことで、もうその袋を買われる方はそのお店の方であるというふうな確認をとっているところであります。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 そしたら、もしか、私がそれを、その現場を何したときには、町はどういうふうな責任を取ってくれはりますか。それやったら。絶対そうないという言い切っているのやったらね。やっぱり、そりゃ、それだけ確信持って言わはるということは、そういうことは絶対ないということじゃろ。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それにつきましては、この8月から実施をさせていただきました。

8月2日が月曜日でありまして、この日の朝からそういう代わりに持ってきていただいた業者さんにつきましてはの展開検査を以後、毎日実施をしております。当初、確かに白いごみの袋でも入っていた部分もあります。これにつきましては、お持ち帰りをいただいて、処分をしていただき、黄色い袋に入ったものだけを焼却炉のほうに入れさせていただいております。ただ、業者とのその指導の中で、やはりまだ袋を買っていただいてないところもあるという中で、その業者さんにつきましては、私どものほうが名前を聞きまして、再度お願いにも参り、黄色い袋を買っていただけるように徹底をしたところであり、今現在ではほぼ黄色い袋、展開検査を行っておりますけども、黄色い袋の状態でごみを捨てに来ていただいているというところであり、協力をいただいている、町内のごみであるというふうに考えているところであります。なお、黄色い袋につきましては、先ほど課長が申しましたように、一応役場でのみ販売をしており、そういったチェックを行っているところでもありますので、今後もこれを継続していき、今、質問者がおっしゃいますようなことのないように努めてまいりたいと考えております。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 やっぱり、私も今回の一般質問でも言うたように、この施設自体がやっぱり延命していかなければね、また巨費を投じんならんような結果になるというふうに思いますので、それは、もう緩めることなしに、徹底してやっぱり今後とも続けてもらわなければ、またやっぱりもとの形に戻ってしまうようなことになったらいかんので。今後

ともそういう時々やなしに、もう常時やっぱりそういうふうな形で、何してほしいなど。というの、やっぱりこの決算何見ても、やっぱりこの処理場の焼却場については、やっぱり1億以上の維持管理とかいろんな人件費とかも入ってあるのやろうけど、いろんなやっぱりそうやって億以上の金がやっぱりかかっているの、やっぱりその点についても、やっぱりきちっとした何でやってもらいたいなということ強くお願いしておきます。以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 199ページの上のほうの廃食用油回収の推進の事業ですねんけど、これ、その2ページ前の196でしたら、これ学校給食、バイオディーゼル燃料の活用ではこう書かれてるんですけど、これはバイオディーゼルの燃料に私はなって、これもうしていただいているという認識を持っておったんですが、そのあたりはどうですか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成21年度当町でバイオディーゼル燃料化したのは、学校給食から排出されたいわゆる事業系の廃食用油でございます。家庭系の廃食用油につきましては、平成6年から竜田川の流域市町村で設置をしております生活排水対策推進会議のほうで回収をしております、平成21年度までの分につきましては、粉石鹼のほうにリサイクルをされている状況でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 これ、住民さんのほうでは、これ結局、廃食用のやつもこのバイオディーゼルの原料になってきているというような認識をみな持つてはるような感じですねんけど。ということは、今現在は、バイオディーゼルに、まだ石鹼のままですか、ちょっとそのあたりお願いします。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この竜田川流域の生活排水対策会議のほうでも、バイオディーゼル燃料化に平成21年度から取り組むということで進めておりました。そういった関係で、当町は学校給食の当町独自のバイオディーゼル燃料化は、学校給食から出る廃食用油というふうに平成21年度では位置づけておったんですけども、その後、生駒市のほうでバイオディーゼル燃料化を竜田川流域のほうですということ進めておられたんですけども、法律等々、いろんな問題で、なかなか、この竜田川流域でBDF化が21年度は実現しなかったということで、当町のほうは学校給食のほうでいち早くBDF化を

しておりました。費用対効果のほうも見えてまいりましたので、この際、竜田川流域からのBDF化という事業には撤退をしようということで、平成22年度から一般家庭から回収しております油も当町独自でBDF化をしているということなんで、住民の皆さんの出された廃食用油は平成22年度からBDF化しております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、これBDF化していただいていると、今現在は。よくわかりました。それでしたら、これに関して、粗品のようなものをいただいているような、持ってきはった方に、そういうように思ってるんですが、私思いますねんけど、これ空き缶というますか、缶の回収のようにエコポイントといいますか、そのポイントのカード、そういうのに共通化されたらどうかなと思いますねんけど、そのあたりはどうですか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 エコポイントカードにつきましては、先ほど部長の説明の中にもありましたように、現在、バイオマスタウン構想にもとづいて当町はいろいろ廃棄物処理でありますとか、そういった事業を進めてます。その中でエコポカードの活用ということもありまして、今後、廃食用油を持ってこられたり、いろいろ環境のイベントに参加されたりすると、そのポイントが加算されると、そういう制度にこれから徐々に移行してまいりたいと思いますんで、この廃食用油もご持参された方については、ポイントをつけていくというふうに近い将来なる見込みであります。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 そうしていただくと、また非常に回収率といいますか、いうのが上がってくると思いますので、よろしく願いいたします。

それで、199の下のほうのこの遊休宅地の雑草除去ですねんけど、これ、非常に私の近くでも困っておられまして、実質、指導はしていただいているんやけど、実質、実行のほうでは、実効性からいくと改善されないというようなことがずっと続いてきておるんですが、そのあたりの認識、どうお持ちなんか、ちょっとお聞きしたいです。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この表で申します指導の28件というのは、その年度内1回も草刈りをされてなかったという箇所でございます。そういった箇所が町内に28カ所、平成21年度ではあったということでご理解をいただきたいというふうに思いますが。近隣の市町村でも草刈り、行政代執行して、後から行政のほうに費用をもらうということを条例化されている市町村もあるようにいろいろお話を聞きますが、なかなか行政で刈る

は、後の費用はなかなか入ってこない問題があるということもお聞きしております。やはり、空き地とは言え、その管理者がおられるわけですから、その方がやっぱり適正に処理をしていただくというのは、もう基本であります。そういったことから、当町では、年に何回も指導書を送り、また、写真を送り、また、近隣の人から手紙もいただいて、その手紙も一緒に送ってほしいという地域もありまして、それも写真も手紙も添えて送っておるんですけど、なかなか刈っていただけない、28件の方いうたら、近くの方ではございません。すべて遠方の方でありますんで、なかなかそういった実感を持っていただけないというのが現状でありますけども、適正に管理していただけますよう、当町としては繰り返し指導書を送付するということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 昨年ですか、うちのほうの自治会でも、近隣の方の署名、いうたら非常に困っている方で署名も取り、それも含め、町のほうと協力させていただいて、そして持ち主さん、地主さんのほうに送っていただいたと。それでもなかなか改善されないというその辺の難しさというのはよくわかるのですが、今後ともそのあたり、住民と協力して、何とか環境がよくなるように、またひとつよろしくお願いします。

最後に、209ページのし尿処理のやつですねんけど、一番下の表に見ますと、21年度のほうがトータルではし尿の処理の量がふえておると。これは、公共下水の関係で、やっぱりずっと減っていくのではないかなというように、確かに、生し尿のほうは減っておりますが、トータルではこういう形になっておると。このあたりは、何でこないなってますのやろ。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成21年度の浄化槽汚泥の処理量がふえているということでありまして、これにつきましては、平成21年の2月にジャスコが閉店されます。それ解体されるのにその21年度の4月以降ですべての浄化槽の中をすべてくみ取ったということで21年度はその分がふえているということでありまして。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 少し細かいことになるんですけども、成果報告書の中にあります175ページ以降ですね。各種予防接種をやっているという状況があるんですけども、私、今回、子宮頸がんの予防接種なんかの要望書も出ている中で、ちょっと予防接

種の関係で見ていると、子宮頸がんのほうも補助率が何ぼとかいう話が出てきましたけれども、この間にこれらの予防接種も補助の状況が変ってきているのではないかなど。この際ですので、ここに書かれております予防接種並びにいろいろな健診ですね、こういったものにどの程度、国や県からの補助っていうのがあるのか。町はどの程度実質的に町が出しているのはどの程度あるのかっていうことをきちっと検証したいなど。ですから、多分、今予防接種にしても前は国庫負担とか国庫補助という形やったと思うんですけど、今は交付税算入と違うんかなど思ったりするんですけど、ちょっとその辺明らかにきちっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。今後の事業実施においても、やっぱり当委員会としても、そういうことをきちっと踏まえて事業の成り立ちっていうものをきちっと踏まえて、十分に研究検討せなあかんということもありますので、その辺、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○嶋田委員長　すぐ答弁できますか。西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長　まず、各種の予防接種でございますが、今、委員さんがおっしゃられたように交付税算入されております。ただ、昨年、新型インフルエンザワクチンの接種におきまして、これにつきましては、低所得者を対象として、国から補助金としてやっております。これは、新型インフルエンザワクチンの接種助成費補助金といたしまして135万3,000円を受けておりまして、補助率は4分の3となっております。非課税世帯の方が接種された費用に対する補助金であります。今年度も非課税世帯に係ります方の費用につきましては、引き続き国のほうとしては助成を実施するということでございます。そのほかでございますが、各種がん検診につきましても助成措置、ことし以前は国からのものが入ってございましたが、今は入っておりません。ただ、昨年、女性特有のがん検診といたしまして、乳がん、子宮がんの受診率アップを図り、健診受診のきっかけづくりとして平成21年度におきまして、国の経済危機対策として健診に要する費用を補正予算措置され、補助率が10分の10となっておりますが、本町においても、増額補正をお願いし、実施したところでございます。しかし、今年度は国の予算の範囲内で2分の1の補助率ということになっております。これは、21年度では308万5,000円を疾病予防対策事業費補助金として受け入れております。

それと衛生費県補助金、健康増進対策費補助金で、疾病対策事業費等補助金といたしまして48万7,000円を受け入れておりますが、これにつきましては、健康手帳の作成、健康教育の実施、骨密度測定、歯周疾患健診、C型肝炎検査の実施などに係ります分、補助金といたしまして3分の2が入っております。金額は48万7,000円

でございます。

それと衛生費県補助金、母子衛生費県補助金で、妊婦健康診査の支援費補助金といたしまして503万9,000円を受け入れております。これは、妊婦一般健康診査に回数は、補助金であります。健診の1回目から5回目までは地方交付税措置されておまして、6回目から14回目までの健診で要した費用で、補助基準額の1人上限6万円で2分の1の補助率となっております。なお、この補助金につきましては、平成20年度から3年間ということでした実施されましたが、23年度以降につきましては、どのようになるか、まだ国のほうでは詳細についてはまだ明らかになっていない状況でございます。それと健診等以外の部分で、保健センターで実施しています新生児訪問の委託、助産師、奈良県の助産師協会に委託して実施しておりますが、これにつきまして、これとこの県の委託料47万円と需用費が1万1,000円となっております。それに対する補助、交付金になりますけれども、次世代育成支援対策交付金の中の一部で補助率2分の1で24万円を受け入れて実施をしております。保健センター、健康対策に係ります補助金等につきましては、補助金を利用して実施をしております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 予防接種については、ちょっと今の説明でははっきりわからなかったんですが、新型インフルエンザはわかりましたけれども。もう法的にやらなければならないと昔から決まっています三種混合であったり、また今般新たに日本脳炎なんかの接種も勧奨されるということもあったりとか、いろんな予防接種のほうの動きもありますね。麻しんとかもえらい若い人たちの間で急に流行したからまたやりましょうとあって、麻しん、風しんなんかもやってもらったりとか、21年度でもかなり対象者数がおったと思うんですけどね。こういうことをやる場合に、予防接種するってなったときに、この金額が、金額のうち、一体、町が実質どれだけ出さんとあかんのか。国や県ってというのがどの程度、町がこういうことをやったときにお金を出してくれているのかってことを私としては知りたいなっていうふうに思ってるんです。それとともに、健診につきましても、今、がん検診とかは言っていたんですが、それと新生児さんの訪問とかも言っていましたけど、法定の健診ありますね、1歳半とか3歳とか、これは、法律で定められた健診なんですけどね。こういう法定健診をするときでも、補助とかどうなっているのかなど。だから、財政の流れっていうものを、私たちはきちっと見ていかんとあかんので、それがきちっと補助金として出てるのか、いや、交付税算入、補助率が2分の1、3分の1で交付税算入されているのか、こういうところについて、やっ

ぱりきっちりと私はこの際ですので、押さえておかなあかんなど。財政の流れがいろいろと変わってくる中で、やっぱりちょっと押さえておきたいなということで質問させていただいてるわけなんです。予防接種それぞれについて、それから法定のこういう子どもさんの、乳幼児の検診についてはどうなっていますでしょうか。

○嶋田委員長 それは金額で、それとも割合でもいいわけなんですか。

○里川委員 そうですね。割合であれば、なおわかりやすいです。国が何ぼ、2分の1なら2分の1みてもらえるんですよとか。いや、国が3分の1で、県が3分の1みるんですよとかいうことであれば、わかりやすい。そうやって、国や県の支援を受けてやっているものだということがわかるんですけれどもね。でないと、この辺については、どの程度、そういう決まりがきちっとないというのであれば、大体、交付税でこういうものも既に見てもらってるんやと。既に見てもらってるんやったら、町としてはこういう実施したときに、どの程度、その交付税の中でこの分が見てもらえているのか、それでは、そうなってくると金額になってきますわね。だから、その辺の押さえを、できたら私たちもきちっとやっぱりこれだけ財政構造がいろいろ変わって、基準変わったり制度変わったりすると、そのつど、我々も押さえとかんとあかんのでね。予防、予防って言わはって、重要な問題やと私は思っていますので、この重要な問題に、やっぱり国や県、どうかかわってくれてはるのか。町が財政厳しいと言いながら町で、やっぱりどれだけお金出していかなんのかということについては、やっぱりその視点できっちりと押さえないというのを、この際ですので。

○嶋田委員長 理事者、どうですか。 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 補助率のほうではっきりわかっているのは、先ほど説明させていただいた補助金についてでございます。その他は、健診で法定健診、それと定期の予防接種等につきましては、交付税算入されておりますことから、その計算につきましては、きっちりしたものがないということになっています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 私たちもついそうなんです、担当のほうにおかれても、交付税算入されると、結局一体この事業に幾ら交付税として算入されてきてて、町として単独で、町単で見たらどの程度、町税やその他の収入の実収入のほうから、どれだけ出さなあかんのかというような考え方がやっぱり成立してこない状況があるんですね、交付税算入をされるとね。ですから、とても難しいなと、こういう判断するのはとても難しいなと思っておるところなんで、今後もこういう点については、私もまたいろいろと、その時その時

をとらえまして、また財政のほうへも出向きまして、またいろいろ勉強していきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 そしたら、13時まで休憩いたします。

(午前12時12分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○嶋田委員長 再開をいたします。

引き続き、第4款衛生費についての質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 181ページ成果報告書の2歳6カ月児健診の実施ということであげていただいています。これは、歯科健診で21年度に新たにやっていただいた事業かなというふうに思っているんですけども。受診率がちょっと低かった、新たに行った事業ということもあるのかなとは思うんですけどね。以前から私も3歳児健診の受診率が低いことも指摘させていただいて、21年度受診率も上がってきているという状況もあるんですけども、どうもこの歯科健診に関しまして、3歳児健診でも歯科健診、若干低いんですけど、2歳半があまりに低いので、ちょっとびっくりしてるんですけども。2歳半ぐらいになってきたら何でも食べますし、親御さんの動機づけ、そして子どもさんも歯磨きはするもんやっていうことの動機づけになるということの意味では、すごく意味のある検診かなというふうに、新たにやっていただいて結構やなと思うんですが、この受診率がちょっと低いのは残念やったと思うんですが、ちょっと取り組み状況とそれとこの結果を受けて、今後の考え方をお聞かせいただけたらと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成21年度より「安心して生み育てる いかるがっ子プラン」、斑鳩町母子保健計画にもとづきまして内容の充実を図りました。ただ、前年度までは3歳6カ月健診と同時実施を、この健診はしてございまして、21年度から単独で実施するようになりました。具体的には歯科衛生士の母親への集団指導や子ども自身への歯磨き指導などを行っております。3歳児健診につきましては、前もって個人通知をさせていただいておりますが、この2歳児6カ月健診につきましては、そういったこともしてございませんでしたので、今後、早い時期から開催日等についての周知につきまして、歯科健診の重要性、今委員さんがおっしゃっていただいたこれから歯が生えてくる時期でもありますので、そういった歯磨き指導等も重要性についても、また周知を図って、啓発をしていきたいというふうに思っております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ぜひその方向でお願いします。もう2歳半になりますと、本当にいろんなもん、大体のもん食べますし、歯もかなり生えてますので。歯磨き嫌がる子も多いんですけど、やっぱりこういうこと、行ったことをきっかけに、せなあかんって本人も思うし、保護者もせなあかんって思ってもらいたいと思いますので、これをきっかけに。ぜひまた努力をしていただきたいと思います。もう1点なんですけれども、成果報告書の209ページのし尿処理の関係なんですけど、鳩水園の運営に関しまして、町のほうが随契でやるんやと言ったときに、随契やったら困りますねと、それは問題があると、入札っていう形に何でならんのかという話があって、年度の途中になってから、入札をしたっていう経過があったんじゃないかなと思うんですけども。その辺の考え方、今後、公共下水が進んでいく、処理する件数も若干減っていくという関係の中でいうと、委託料の問題ってどうなっていくんやろうということと、それと、町の考え方としては、以前、議会から申し上げたように、入札という形をきちっととっていただくのかどうか、この辺のところを確認をさせていただきたいなと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 この鳩水園の管理等については、入札を執行してまいりたいと思います。今、里川委員もおっしゃるように、下水道が進んでいく中であっても、このし尿処理というのは、もう施設そのものについては、だんだん老朽化する中でも、やっぱりこれを維持していかなきゃいけない。そういう点については、やっぱり周辺環境対策というか、やはり、そういう点は、やっぱり神南あるいはまた稲葉、あるいはそういう神南。昭和団地等、そういういろんな補償はしてまいりましたが、やっぱりそういう臭気等の関係等については、やっぱり、もし住民からそういう反発があった場合は、やっぱり制止をしなければいけないということもございますから、やっぱり非常に重要な立場にあるという点については、やっぱりご理解をいただかなかつたらですね。もう昭和52年できてから33年の稼働ですから、かなりやっぱりもう老朽化しております。しかし、必ず下水道が完備しても、必ず、公共ますから宅ますへ、自分の家へ引いていただくというのが、すべて完全になればいいですけど、必ず、どこのまだ市町村でもそういう点ではやっぱり残っているところもあるわけですから。そういう点については、合併浄化槽にしても、どうしても1年に1回は汚泥を収集しなければいけない点がございます。やっぱりそういう点も十分睨んで、一番大きな問題は、やっぱり、生し尿とそれからやっぱりその汚泥の関係等について、負担比率が非常にやっぱり今難しくなっています。

やっぱりそこらのことも十分考えていく中で、やはりそういう点については、これからもやっぱりメンテ等あるいは管理等については、やっぱり十分やっていただかなかつたら、仮に付近住民からそういう問題が出た場合は、やはりその操業を停止しなきゃいけないということもございますから、早急に入札は毎年やってまいりたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ちなみに、確認をさせていただきたいんですが、入札をする場合の予定価格の設定になりますが、その予定価格の設定はどんなふうに積算をされているのか。今の町長の答弁では、今後は下水道の事業、工事をしながら並行して鳩水園も管理運営していかなければならない。公共下水にもお金かかるけれども、管理運営に関してもお金は減ることはなく、そのまま若干その量が減ってきてても、一定の今から入札の積算聞きますけど、その人員であったり、そういうのは変わらないということであれば、入札をする場合でも予定価格っていうのは今後当面、変更、改正されることはないという考え方でおればいいんでしょうか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園の運転業務につきましては、基本的には鳩水園内の一切の機械、装置の運転と保守管理の業務が管理業務というふうになってます。この管理業務の積算につきましては、直接的な分掛りがないことから、労務費等を単価、あるいは建設物価等から確認の上、積算を行っているところでございます。なお、現在、統括責任者1名、主任2名、作業員で2名で積算をしておりますけども、処理量が仮に減少いたしましても、最低この人数はいるだろうと、当面はいるだろうということで、この5名でもって積算をしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 いわば人件費にかかわる問題ですので、その統括責任者や主任、作業員という形の人数の一定の確保が必要で、当面、これだけは要ると。その数字については、労務費や建設作業の関係の数字をあげているということですので、一定の理解はさせていただきたいと思いますが、入札については、適正な執行をしていっていただきたいというふうに考えております。それとともに、210ページにあります鳩水園の維持管理費ということで、先ほど説明のありました水質の悪化に伴いまして、臨時交付金も活用できるということで、修理をしたということですが、1億以上のお金が充てられているということですが、この臨時交付金っていうのは、この工事の費用100%交付金出てるんでしょうか。それとも、率は違う100%ではない、町の持出しもあったのか、そこ

のところを確認させてほしいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ちょっと調べまして、後刻ご説明させていただきます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 また、そしたら調べていただけたらと思いますが、先ほどから私いろいろ数字にこだわって、いろんなことをお聞きしております。やはり、これから財政が厳しいと言われる中で、こういう交付金がおりた、交付金はどの程度、何%充当されているのだろうか。町の持ち出しは幾らなのか。予算や決算を見る場合、こういう数字っていうのは、私たち敏感にこれからも感じとっていかなければならないというふうに考えてます。ですから、担当におかれましても、できるだけ表示などもできるものについては表示をしていただけたら、あえて質問もせずに済む問題もあると思いますので、また、今後の検討課題として、よろしくお願ひしたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 203ページの資源物のリサイクルというところで、ペットボトルの部分について、20年度と21年度と同じような収集量なんですけれども、資源化率は20年度やったら同じような量で19.74%と、21年度では13.10%と、町は収集してはるのを見たら、レットルも外してきれいに洗ってあるような状況であつめてあるように思うんですけども、それにこれ13.1って、4分の1ぐらいしか資源化ができてないというのは、何に原因があるのか。それと、この資源物のリサイクルで、上からビンとかペットボトル、食品トレイとか、ずっとこれ有償で引き取ってもらうとは思わんけど、そのトンあたりの単価わかったら教えていただきたいと、その2点、お願ひします。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、ペットボトルの資源化率が悪いというご指摘ですけども、ペットボトルにつきましては、収集後、圧縮梱包した状態で一定量が確保できるまで保管していく必要がございます。そのため、かび対策というものが重要となってまいります。このことからラベルとキャップを外して、中を洗浄して湯かしてから排出してくださいというお願ひをしているところでございますけども、中を洗浄していないものが非常に多く排出されております。また、中は洗っているけれども、湯かしていないというものが非常に多く排出されております。当町ではそういったペットボトルにつきまして洗浄す

る施設、あるいは乾燥させる施設等がないことから、収集後、それらを選別して洗っていないもの、あるいは湯かしていないものについては、現在、その他プラスチック類として処理をしている状況であります。住民の皆様には広報紙や自治会別の環境問題学習会など、再三ペットボトルの排出の仕方についてはご説明をし、ある程度改善はされてきておりますものの、リサイクル率については、他の資源物と比べて非常に低い数値で推移をしているところです。今後も、正しく排出していただけますよう、あらゆる機会を通じまして、周知をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、これら資源物の処理に要します処理費用のほう、単価でございますけども、平成21年度で申しますとビン類、缶類につきましては、1トンあたり1万3,230円で契約をしております。ペットボトルにつきましては、すべて処理費用につきましては容器包装リサイクル協会で負担をさせていただいておりますので、市町村のリサイクルに関する費用負担は発生をしております。食品トレイにつきましては、処理量の5%に対しまして、1トンあたり6万5,700円の処理経費でございます。その他、プラスチック類につきましては、1トンあたり税込みで、すべて税込みでのご説明ですが、4万5,150円で契約をしております。剪定枝葉・刈草につきましては、1トンあたり2万3,000円。生ごみにつきましては、1トンあたり1万4,000円でそれぞれ処理業者と契約をしているところであります。以上です。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 ペットボトル、せっかくそないして集めはっても、また町でそないして選別して、そしてまた圧縮してしか出荷っていうんですか、出されへんということは、やっぱりもうちょっと町民の方に、せっかくあないしてきれいに見えるように思っても、そないして置いといたらカビ生えたりとか、後に何か残ってたら、それが資源化できないということについては、もうちょっと啓発っていうんですか、それを徹底してやったら、もうちょっと資源化が進むんじゃないのかなと。それでなければ、結構、やっぱり4万5,150円のほうにやっぱり入ってしまうねんからね。やっぱり大方4分の3っていうんですか、その部分については、そっちのほうに入ってしまうのやから。こっちはペットボトルとして資源にできれば、それは協会のほうから、だからそれについてはお金もかからないというような形になっておるといふことで、もっとその点について町民の方に協力をお願いしていただきたいなということをお願い申し上げておきます。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 先ほど里川委員のご質問のあった鳩水園の維持管理についての地域化生

活対策・臨時交付金の補助率で交付金充当率でございますけども、ほぼ100%の充当率ということでご理解賜りたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第4款衛生費についての審査を終わります。

次に移る前に、午前中の委員からの質問にあった答弁のほう、佐藤福祉課長、お願いします。

○佐藤福祉課長 午前中のご質問の中で、調べさせてもらって回答させていただく件でございます。まずはじめに、139ページ、愛の訪問サービスの提供でございます、伴委員のご質問でございます。利用者数の内訳で、独居高齢者が74名、高齢世帯のほうは14名、合計で88名でございます。

続きまして145ページ、里川委員さんのご質問で、人権問題職員研修の実施の中、28万8,000円の費用の件でございます。これにつきましては、28万8,000円の内訳は、ほとんどが市町村人権同和問題啓発活動連絡協議会の負担金がほとんどでございます。この連絡協議会につきましては、奈良県、それと県下すべての市町村が加盟して活動している団体への負担金の支出でございます。それで、あとその145ページに載っております各研修の費用の件なんですけども、グループ研修、人権セミナー、初任者研修につきましては、県内の施設へ出張しておる関係で費用は発生しておりません。それから、町民集会につきましては、職員研修の関係ではないんですが、次のページの146ページの上の人権問題の啓発、この中で、講師の謝礼とかで3万5,000円支出させていただいております。以上でございます。

○嶋田委員長 両委員、何かご質問は。

佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 もうひとつだけ。申しわけないです。150ページ、小林委員さんのご質問で、手話奉仕員の養成の講座の修了者の男女別の人数でございますが、女性が12名、男性が1名、合計13名でございます。以上です。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと朝、質問させていただいた中で、結局、緊急通報装置を使っておられた方と愛の訪問、このあたりのまたその重複して使っておられる、それともまたばらばらで使っておられる、そのあたりをちょっと知りたかったんですが、ちょっとこれ細か

い話になるんで、また後日でもいいですから、ちょっと教えていただけますか、お願いします。

○嶋田委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。

それでは、次に第6款、商工費について説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第6款、商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきまして説明いたします。座らせていただいて説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書225ページをご覧くださいと存じます。

まず、第1項、商工費、第1目、商工総務費であります。「シルバー人材センターの充実」では、1,040万2,402円を執行しております。社会参加の促進・支援を目的に、高齢者の方の豊かな知識と経験、技能を生かした就業機会を提供している斑鳩町シルバー人材センターの運営に対しまして活動助成を行いました。

続きまして、226ページをご覧くださいと存じます。「消費者保護対策の充実」といたしまして、「消費者相談の実施」であります。消費生活相談員による消費者相談窓口を開設して、住民の皆様からの複雑多様化する相談に対応し、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めました。相談件数は48件となっております。

また、その次の「生活設計学習会の開催」であります。金融商品の利用方法や安心な暮らしのための生活設計、知っておきたい暮らしの税等、生活の合理化に資する知識を取得することを目的に学習会を開催しました。今回は、「暮らしを楽しむ節約術」をテーマに学習会を行い、暮らしやすい生活設計の普及に努めたところであります。

以上で、第6款、商工費のうち住民生活部の所管に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第6款、商工費について質疑をお受けいたします。 伴委員。

○伴委員 226ページの消費者相談のやつですねんけど、ちょっと県のほうから、斑鳩さんのほうからの相談が非常に多いと。町のほうではどうなっているんやろうというようなちょっと話も聞いたことがあるんですが、斑鳩町から、県のほう、また町に相談せずに、日が合わなくてというような数というのは、ちょっと把握されてるんでしょうか。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 数は把握しておりません。うちは毎週木曜日しかやっておりませんので、それ以外に相談がございますと、県のほうの、県は、奈良市と高田にございますので、

そちらのほうにご案内申し上げて相談していただきます。お急ぎでない方は、毎週木曜日の1時から4時の間に相談員来られますので、その間にさせていただきます。お急ぎの方は、皆、奈良の県のほうへ電話してもらったり、行ってもらったりしております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱり近くで相談できるのが非常にやっぱり住民からすれば、非常に望んでおられる。ただ、日にちの関係、その辺もありまして、なかなかその緊急のとき、県のほうに行かれているというような実態になってると思うんですね。だから、できるだけ急がれない方は町のほうにというような形で、また広報のほど、よろしく願います。要望しておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第6款商工費についての審査を終わります。

続きまして、認定第3号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第3号につきまして、説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

認定第3号

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成22年8月30日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただいて、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、平成21年度歳入歳出決算書の22ページをご覧くださいと存じます。

国民健康保険事業特別会計では、公平な税負担の観点から、徴収対策の強化を図る一方で、医療費の適正化、保健事業等の積極的な取り組みにより国民健康保険財政の安定化に努めておりますが、近年、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加及び被保険者の年齢構造の変化などにより、国民健康保険財政は厳しい状況にあります。このようななか、執行しました「平成21年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額が28億5,756万6,646円、歳出総額が33億5,609万4,004円

となり、歳入歳出差引額は4億9,852万7,358円の歳入不足となっております。このため、平成22年度会計において、繰上充用の予算補正措置を行って、決算を終えております。

それでは、主要な施策の成果の実施状況につきまして、各項目あるいは款ごとにご説明を申し上げます。恐れ入りますけれども、資料3の「平成21年度 主要な施策の成果報告書」327ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、第1款、総務費についてであります。327ページから334ページとなっております。この款は、第1項、総務管理費から第4項、趣旨普及費までの4つの項から構成されており、項それぞれに1つの目となっております。款全体で予算現額6,386万5,000円に対しまして、決算額は6,076万1,537円で、執行率は95.1%となっております。

327ページから328ページの第1項、総務管理費、第1目、一般管理費では、予算現額3,698万9,000円に対しまして、決算額は3,537万1,259円で、執行率は95.6%となっております。国民健康保険事業に携わります職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係ります経費などを支出しております。

平成21年度末現在におきます加入世帯数は4,275世帯であり、総世帯数に占める割合は38.9%、被保険者数は7,712人であり、総人口に占める割合は26.9%となっております。

次に、329ページから332ページの第2項、徴税費、第1目、賦課徴収費では、予算現額2,584万4,000円に対して、決算額は2,453万6,841円で、執行率は94.9%となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などを支出しております。なお、決算額が前年度と比較して大きく増加しておりますのは、職員1名の増員によるものであります。

平成21年度の国民健康保険税の状況についてであります。330ページの表をご覧くださいと存じます。現年度課税分では、調定額7億3,960万8,100円に対しまして、収入額は6億7,515万8,193円で、収納率は91.3%となっております。現下の厳しい経済・雇用情勢などに前年度と比較して調定額で1,998万2,100円、2.6%の減、収入額で2,011万8,968円、2.9%の減、収納率では0.2ポイント低下をしております。一方、滞納繰越分の状況につきましては、331ページの表をご覧くださいと存じます。調定額2億8,454万9,842円に対しまして、収入額は4,311万4,962円で、収納率15.2%となっ

ております。現年度分の滞納をふやさないための納税相談や特別徴収班による徴収、滞納処分などの徴収対策の強化により前年度と比較して調定額で113万6,147円、0.4%の減、収入額で927万1,161円、27.4%の増、収納率では3.4ポイント向上をしております。今後におきましても滞納整理に早期に着手し、誠意のない滞納者に対しましては、財産調査を行った上、預貯金等の差押えなど、厳正かつ公正な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、333ページの第3項、運営協議会費、第1目、運営協議会費では、予算現額18万円に対して、決算額は8万円で、執行率は44.4%となっております。国民健康保険運営協議会を2回開催し、国民健康保険事業の運営、特定健康診査等の進捗状況などについて審議しました。

次に、334ページの第4項、趣旨普及費、第1目、趣旨普及費では、予算現額85万2,000円に対しまして、決算額は77万3,437円で、執行率は90.7%となっております。被保険者証の更新にあわせまして、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布し、それぞれに理解を深めました。

続きまして、第2款、保険給付費であります。335ページから340ページとなっております。この款は第1項、療養諸費から第5項、葬祭諸費までの5つの項から構成されており、それぞれの項において保険給付を行っております。款全体で予算現額19億6,956万8,000円に対して、決算額は19億2,304万3,049円、執行率は97.6%となっております。

まず、335ページから336ページの第1項、療養諸費であります。この項は、第1目、一般被保険者療養給付費から第5目、審査手数料までの5つの目で構成されており、項全体で予算現額が17億6,912万1,000円に対して、決算額は17億2,650万7,959円で、執行率は97.5%となっております。前年度の医療制度改革に伴う後期高齢者医療制度の創設や、退職者医療制度の原則廃止による対象者の大きな変動、70歳以上、75歳未満被保険者の一部負担金の見直しや、乳幼児の患者負担軽減措置の拡大などの影響が平年度化し、12カ月に及ぶことになりました。この結果、前年度と比較して302万8,629円、0.2%の増となっております。このように保険給付伸び率は鈍化しておりますが、この要因が保険給付の伸びそのものが抑えられつつあるのか、また診療報酬の引き下げが影響したのかにつきましては、今後の推移を見極める必要があるものと考えております。

次に、337ページの第2項、高額療養費であります。この項は第1目、一般被保険

者高額療養費から第4目、退職被保険者等高額介護合算療養費までの4つの目で構成されており、項全体で予算現額1億8,233万9,000円に対しまして決算額は1億8,080万2,570円で執行率は99.7%となっております。前年度と比較して848万9,581円、4.9%の増となっております。療養諸費の伸び率と比較しますと、大きく増加しておりますのが、これは70歳以上の高齢者では、その自己負担限度額の基準が緩やかになることで、比較的少額の医療費であっても、高額療養費の支給が発生することとなり、このことが高額療養費の増加に結びついているのではないかと分析しております。

次に338ページ、第3項、移送費については給付がありませんでした。

次に339ページ、第4項、出産育児諸費であります。この項は、第1目、出産育児一時金と第2目、支払手数料の2つの目で構成されており、項全体で予算現額1,700万8,000円に対しまして、決算額は1,479万2,520円で、執行率は86.9%となっております。給付件数は37件で、前年度と比較して9件の減となっております。平成21年度では妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう実施された国の緊急の少子化対策を受け、平成21年10月から支給額を38万円から42万円に引き上げました。また、この支援にあわせて出産に伴う費用の支払いにつきまして、出産育児一時金の保険者が直接医療機関等に支払うことにより、出産時の経済的負担を軽減させる出産育児一時金直接支払制度が開始されました。

次に340ページの第5項、葬祭諸費であります。この項は第1目、葬祭費のみで、予算現額100万円に対しまして、決算額は94万円で、執行率は94.0%となっております。給付額は1件あたり2万円で、給付件数は47件となっており、前年度と比較して3件の減となっております。

次に341ページの第3款、後期高齢者支援金等についてであります。この款は、第1項、後期高齢者支援金等のみで、第1目、後期高齢者支援金と、第2目、後期高齢者関係事務費拠出金の2つの目で構成されており、款全体で予算現額3億3,919万3,000円に対しまして、決算額は3億3,919万625円で、執行率は99.9%となっております。後期高齢者医療制度は、患者負担を除き、国・県・市町村からの公費は約50%、現役世代からの支援金約40%、高齢者本人の保険料約10%で、先ほど申しました市町村からの公費は約50%で、医療給付費を賄うことになっております。このため、現役世代からの支援金として社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金を納付いたしました。

次に342ページの第4款、前期高齢者納付金等についてであります。この款は、第1項、前期高齢者納付金等のみで、第1目、前期高齢者納付金と第2目、前期高齢者関係事務費拠出金の2つの目で構成されており、款全体で予算現額96万7,000円に対しまして、決算額は96万4,452円で、執行率は99.7%となっております。65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による医療保険制度下の不均衡を是正するため、前期高齢者財政調整制度が平成20年度に創設をされました。この制度は前期高齢者が多い医療保険者では、費用負担が大きくなることからこの不均衡を是正するため、医療保険者間で前期高齢者納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者に前期高齢者交付金として再配分されることとなっております。このため、保険者として負担する費用として、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を納付いたしました。

次に343ページの第5款、老人保健拠出金についてであります。この款は、第1項、老人保健拠出金のみで、第1目、老人保健医療費拠出金と第2目、老人保健事務費拠出金の2つの目で構成されており、款全体で予算現額2,760万4,000円に対しまして、決算額は2,760万2,991円で、執行率は99.9%となっております。老人保健拠出金は、老人保健制度の医療費に要する費用の財源とするため、各医療保険者が拠出するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したため、平成19年度の精算に係る拠出金を納付いたしました。

次に340ページの第6款、介護納付金についてであります。この款は、第1項、介護納付金、第1目、介護納付金のみとなっております。予算現額1億2,265万1,000円に対しまして、決算額は1億2,265万597円で、執行率は99.9%となっております。介護納付金は、介護保険制度の給付費に要する費用につきまして、各医療保険者が介護保険の第2号被保険者、40歳以上65歳未満ですが、第2号被保険者の人数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、保険者として負担する費用を納付いたしました。

次に345ページの第7款、共同事業拠出金についてであります。この款は、第1項、共同事業拠出金のみで、第1目、高額医療費共同事業拠出金から第3目、その他共同事業拠出金までの3つの目で構成されており、款全体で予算現額3億1,991万8,000円に対しまして、決算額は2億9,442万2,999円で、執行率は92.0%となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県国民健康保険団体連合会を事業主体として県内の市町村が拠出金を出しあって財

源とする高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業などが実施されております。このため、これら再保険事業に対して拠出金を納付いたしました。

続きまして、第8款、保健事業費についてであります。346ページから347ページとなっております。第8款、保健事業費は、第1項、特定健康診査等事業費と第2項、保健事業費の2つの項から構成されており、款全体で予算現額2,950万8,000円に対して、決算額は1,976万7,997円で、執行率は66.9%となっております。346ページの第1項、特定健康診査等事業費では、第1目、特定健康診査等事業費のみで、予算現額2,530万6,000円に対しまして決算額は1,580万6,815円で、執行率は62.4%となっております。平成20年度から生活習慣予防の徹底を図るため、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防とその予備軍の減少を目的とした健康診査、保健指導が医療保険者に義務づけられました。このため、高血圧、脳卒中などの生活習慣病を早期に発見するとともに、日常生活習慣を見直し、生活習慣病を予防するために、個別健診にて特定健康診査を実施しました。受診者数は1,629人で、受診率は29.4%となっております。

次に347ページの第2項、保健事業費であります。この項は、第1目、医療費通知費と第2目、人間ドック健診受診費用助成費の2つの目で構成されており、項全体で予算現額420万2,000円に対して、決算額は396万1,182円で、執行率は94.2%となっております。健康に対する認識や医療給付についての理解を深めてもらうため、医療費通知を送付するとともに、被保険者の健康の保持・増進と疾病の早期発見のため、平成21年度からは50名分から100名分に拡大して、人間ドック健診受診費用に対して助成、上限額2万円を行いました。

次に348ページの第9款、公債費につきましては、未執行となっております。

続きまして、第10款、諸支出金についてであります。349ページから351ページとなっております。この款は、第1項、償還金及び還付加算金と第2項、療養費等指定公費立替金の2つの項から構成されており、款全体では予算現額422万8,000円に対して、決算額は198万5,453円で、執行率は46.9%となっております。349ページから350ページの第1項、償還金及び還付加算金は、第1目、一般被保険者償還金から第9目、高額療養費特別支給金の9つの目で構成をされており、項全体で予算現額311万6,000円に対しまして、決算額は169万8,652円で、執行率は54.5%となっております。所得の修正や重複納付などによって、過誤納付となりました国民健康保険税の還付と後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、自己

負担限度額をそれぞれ本来の2分の1相当にする特例措置に係る遡及分としまして、高額療養費特別支給金を支給しました。

次に351ページの第2項、療養費等指定公費立替金、第1目、療養費等指定公費立替金では、予算現額111万2,000円に対して、決算額は28万6,801円で、執行率は25.7%となっております。70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、自己負担は1割に据え置くため、国の負担しています1割相当額の指定公費負担医療費分を保険者がいったん立て替えて支給をします。その後、国民健康保険団体連合会を通じて、国に立替分を請求して、指定公費負担医療立替交付金が交付される仕組みとなっております。このため、療養費等として公費立替金として、奈良県国民健康保険団体連合会に支払いをしました。

次に、352ページの第11款、予備費につきましては、予備費の充用はございませんでした。次に、353ページの第12款、前年度繰上充用金についてであります。平成20年度会計において5億6,570万4,304円の歳入不足が生じたことから、平成21年度会計で繰上充用の予算補正を措置いたしました。

続きまして、歳入決算の状況についてであります。恐れ入りますが、325ページにお戻りいただきたいと存じます。325ページでございます。第2表、平成21年度国民健康保険事業特別会計歳入決算の内訳をご覧いただきたいと存じます。なお、この歳入の決算額は千円単位となっております。

まずはじめに、1行目の区分のところ第1款、国民健康保険税では、決算額は7億1,827万3,000円となっております。現下の厳しい経済雇用情勢などにより前年度と比較しまして、1,084万8,000円、1.5%の減となっております。

次に2行目の第2款、国庫支出金では、決算額は6億6,930万2,000円となっております。制度廃止による事務保険医療費拠出金、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金が減額となったものの、療養給付費負担金、財政調整交付金などが増額となったことから前年度と比較しまして1,243万9,000円、1.9%の増となっております。

次に3行目の第3款、療養給付費等交付金では、決算額は8,237万6,000円となっております。前年度と比較して1億536万1,000円、56.1%の減となっております。退職被保険者等の保険給付費、老人保健拠出金の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職被保険者等の一般への移行、老人保健拠出金の減額に伴って、引き続き減額をしております。

次に、4行目の第4款、前期高齢者交付金では、決算額は7億5,019万6,000円となっております。歳出のほうでご説明を申し上げましたとおり、前期高齢者の各医療保険者間での年代による給付等に対する負担の不均衡を調整するために、社会保険診療報酬支払基金から再配分されるもので、前年度と比較して1億2,110万8,000円、19.3%の増となっております。

次に5行目、第5款、県支出金では、決算額は1億1,427万9,000円となっております。高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金などが増額となったことから、前年度と比較して507万1,000円、4.6%の増となっております。

次に、6行目の第6款、共同事業交付金では、決算額は2億7,258万9,000円となっております。高額療養費の発生による影響を緩和するために交付されますもので、対象医療費の増加により、前年度と比較して1,576万9,000円、6.1%の増となっております。

次に7行目の第7款、財産収入では、決算額は1,000円となっております。国民健康保険財政調整基金の預金利子で、同額を当基金に積み立てております。

次に8行目の第8款、繰入金では、決算額は2億4,214万6,000円となっております。前年度と比較して、3,224万8,000円、11.8%の減となっております。国民健康保険事業の運営に必要となる人件費を含む事務経費、及び療養給付費に係ります町負担などの法定繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補てんするための財源を一般会計から支援していただいております。また、国民健康保険事業の安定的な財政運営を図るため、2,480万円を財政調整基金から繰り入れております。このため、基金現在額は6万9,187円となっております。

次に9行目の第9款、繰越金につきましては、平成20年度会計においても実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生しておりません。

最後に10行目の第10款、諸収入では、決算額は840万5,000円となっております。前年度と比較して247万2,000円、41.7%の増となっております。国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為損害賠償納付金が発生した保険給付に係る損害賠償金、70歳以上の負担凍結に伴います療養費等指定公費返還金などが主なものとなっております。国民健康保険制度は近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の変化などによる医療費が増加傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。このような状況の中で、被保険者の疾病や負傷に対し、保険給付を行うなど、医療サービスも安定的な提供に努めております。この基盤となる

財政は2年連続して単年度収支が黒字になるなど、改善傾向は見られますものの、この前期高齢者交付金の創設を主としたものでございまして、翌年、翌々年度精算により、今後変動することもあり得ることから、引き続き予断を許さない厳しい状況となっており、今後におきましても国民健康保険の健全で安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第3号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 成果報告書の330ページにあります現年度課税分の状況で見させていただいて、ちょっと気になったのが、21年度の介護一般のところの収納率がほかに比べて極端に低いんですね。ということは、40歳以上の方のところ滞納が結構出てるのかなと、ここでこの率が低くなっているというのは、そんな気がしたんですけども、ただ、その前年度を見ますと、6.7ポイントも違うんで、21年度については、何でこんなにここが突出して低かったんだろうか。相対的に斑鳩町では滞納の分、滞納になる分っていうのは結構いつもあるんですけども、収納状況が悪いっていうことについて、どう分析をされてるのかなと。どのように保険者と被保険者とお話をされているんだろうとか、その辺の背景がこの40歳以上に係ってくる介護一般のところ低いっていうのがすごく気になったんですが、状況としてはどうでしょうか。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 介護一般に係る保険の収納率の低下ということなんですけれども、委員おっしゃいましたとおり、40歳以上に係る分なんですけれども、ただ、現年のどういったらいいんですかね、分納誓約等もございまして、充てるところが先に一般からとかいう形になってまいりますので、そういったところにも影響があるのかなということも分析しております。ただ40歳以上、ちょうど働き盛りの方なので、そういった方の所得の減であったり、そういった社会的な状況も影響しているのではないかなというふうに分るところです。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 どちらにしましても、比較的、斑鳩町はちょっと全県の滞納の状況っていうのを国保新聞のほうで出てましたのを参考に見させていただいても、斑鳩町は、比較的

滞納している率が高いというふうに思われるんですけども。収納が91.3%ということで、前年度と比べて0.2ポイント下がっているだけなんですけれども、あとこの国保医療課のほうに人事異動で参事を置いて、ここに力を入れるんだというようなことで取り組まれたという理解を私はしてるんですけども、それでもなおかつここが数字がまだ下がるっていうことは、かなり斑鳩町の町民の皆さんのお暮らし向きが厳しい状況にあるのかなど。厳しい状況にある中で、やっぱり支払い能力を超えている国保というのは大変しんどいのかなというふうには思ったりしてるんですが、その分納誓約とか、いろんな相談、かなりの件数受けてはるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその現状も、どういう状況なんかお知らせをしていただけたらと思います。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 滞納者の中には、委員が申されましたように、本当に払いたくても払えない方もたくさんおられます。また、逆に資産があるにもかかわらず、払わない方もおられるのも事実でございます。また、納期までに納付できない方につきましては、窓口にお越しいただきまして、その方の状況を把握した上で、その人の生活状況に合わせて分納誓約等を提出していただくなどしていきまして、さらにその方の滞納がふえることのないように指導をしております。現在の分納受理件数でございますけれども、現在358件の分納誓約を受けております。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 分納誓約で、誓約書が入ったら、あとその誓約書にもとづいて、自主的に納めていただいている状況と、それとさらに日にち来てますよということで、督促をせんとなかなか払っていただけない状況とかあるんですが、この分納誓約書358件のうち、何とか履行していただけてるのかどうか、その辺の状況もちょっとお聞かせください。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 この358件のうち、約80件程度が分納不履行という形で現在年に2回ほどその分納不履行通知という催告の文書をもって催告を行っております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 なかなか厳しい状況があるということがわかりますが、担当におかれても大変だろうと思うんですが、住民さんのほうもかなり大変な状況があることも私も聞いておりますので、それでもやっぱり少しずつ払っていただくということしか仕方がない面もありますけれども。あと、その保険税が払えてないので、保険証をようとりにこんというような形で、保険証が留め置きになっている状況っていうのが結構発生するんです

ね。そういう状況っていうのは、斑鳩町ではどういうふうになっているか、また、その留め置き状況になったときには、どういうふうに処理していただくのか。以前に、私も申し上げまして、子どもさんのいる家庭で留め置きになっていたり、保険証が行きわたってないというようなことがないようにということで、厚生労働省からも通知もありましたし、町ではそれについてはきちっと子どもさんのある家庭についてはやっているということはお聞きしておったんですが、現状で、留め置きの状況っていうのがあれば、お聞きしたいと思います。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 平成22年度におきます保険証の留め置きの件数でございますけども、現在159世帯でございます。そのうち窓口での納付相談の結果、1年の正規証を交付したものが33世帯、そして6カ月の短期被保険者証が42世帯となっております。まだ現在保険証をとりにこられていない方が84世帯ございまして、その方につきましては、再度文書で保険証をとりにきて、納付相談を受けるようにということで指導をしております。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 その84世帯のうち、以前にも確認をさせていただいたことがあるんですけども、改めて確認をさせていただきますが、18歳未満の子どもさんのあるご家庭っていうのは、84世帯にはございませんか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 84世帯の中には18歳未満の子どものおられる世帯はございません。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。それと、成果報告書の346ページにあります特定健康診査の関係なんですけど、昨年度というのか、20年度よりは受診率をこれ伸ばしていただいておりますが、これ宿題やと思うんですね。何年までに何%という、何か厚生労働省の方から数値目標が決められてたと思うんですよね。その数値目標に向かって、受診率を上げていくという形で取り組んでいただかんとあかんかったと思うんですけれども、それがペナルティにもなるんだということで、当初そんなペナルティにまでっていうのは大変なことやなという話もしておったんですが。これ、どうですかね。この率はここからは上がりましたが、取り組みとしては、今後何年までにどういうふうにしていかなあかんのか。町の取り組みについてお尋ねしておきたいなと思っております。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 目標というか、国で定められているのが、平成24年度までに受診率を65%に持っていくという基準がございます。本町におきましても、これに従って計画を策定しているところでございます。ただ、その目標率と比べますと、著しく低いことは確かでございます。特定健診の受診について分析してみますと、男性の受診率が低い、男性の受診率が28%と女性に比べて7.3ポイント低い状況となっております。また、その中でも特に40歳代の男性のかたの受診率が、例えば40歳から44歳までの男性で10.4%、さらに45歳から49歳までの男性では4.9%となっている状況でございます。兼ねてからこういったことが指摘されていたことなんですけれども、今後におきましても、いわゆる壮年期、40歳代の方にいかにして受けていただくかといったものを、受診勧奨ですね、そういったものに取り組んでいって、少なくとも65%に近いところまでは持っていきたいかなということを感じているところでございます。

また、特定健診に対するペナルティの件なんですけれども、確かに、特定健診の受診の達成状況によりましては、現行法上では、加減、加算の制度は残っております。ただ、25年度にこの後期高齢者医療制度そのものがなくなりますので、今後どういった状況になるかっていうのは不透明な状況となっております。ただ、思われるには、国のほうでは何らかの動機づけ、受診率を上げる動機づけについては、されていくのかなというふうに感じているところでございます。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね。こんなやればやるほど、町がお金もかかってくるのに、そういうペナルティをかけられるということについては大問題であるということで、当初、私もいろいろ申し上げましたが、今、課長が言われるように、医療制度そのものがどうなっていくんか、今ちょっとなかなか見極めていかなあかん、一般質問でも言いましたけど、国保の広域化とか、いろいろ今本当に混とんとしている状態ですので、今後の推移は見守っていきたいと思いますが、今課長が言われたように、やっぱり早期発見であったり、早い手当っていうの重要なことですので、40代の方、50代の方に早いうちにいろいろ自分の悪いところなどとか、気をつけたほうが良いところなど、実際わかるほうが良いと思いますので、できるだけまたこの受診率が上がるように努力をしていっていただきたいというふうに思います。それと、もう1件、これは別に単純なことなんですけれども、成果報告書の351なんですけれども、療養費等指定公費立替金の支給のところの数字を見ていまして、これ何かおかしいんちゃうかなと思ってね。支給件数と支

給金額のところ、20年度と21年度ですごい大きく違ってはるんですけど。支給件数と金額がこんなに引っついてる、金額的に引っついてるっていうのがおかしいんで、これ組み方間違っていないんでしょうかね。何か、私、これ不自然な数字の並びのような気がして仕方なかったんですが、これで間違いありませんか。この数字。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 再度確認させていただきます。すいません。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 331ページの滞納繰越分の状況の不納欠損なんですけど、21年度にごんと不納欠損を上げておられると。これ、やっぱり長期で、何年以上ずっと払っておられない、ちょっと見通しが見つかないとか、何かこのあたりの基準がどうなっている、急に3倍近く上がってるんで、確かに収入額も上げていただいていることは事実ですねんけど、ちょっとこの数字の根拠といいますか、お願いします。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 平成21年度の国民健康保険税に係る不納欠損の状況についてでありますけれども、平成22年3月31日付けで地方税法の規定にもとづきまして、徴収することが不能なものについて、合計7,202万2,000円の不納欠損処分を行っております。実人数で288人となっております。事由別には地方税法第15条の7第4項で、滞納処分の停止が3年間継続し、納付納入義務が消滅するものでありますけれども、この事由により531万1,000円。地方税法第15条の7第5項で、これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございますけれども、これが134万4,000円。そして、地方税法第18条第1項で、これは消滅時効に係るものでございまして、時効により徴収権が消滅したものでございます。これが6,536万7,000円の不納欠損処分を行っております。今回、不納欠損処分で消滅時効がかなり多くなっております。実際には、滞納者の財産が全くない、事案でも執行停止を行わずに、あるいは形式的な差押え等で消滅時効の進行だけを中断していたものが中にはございました。そうしたものを精査する中で、今回、こうした大きな不納欠損処分の金額になっております。今後におきましては、停止後もノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納整理を進めていきたいと考えております。以上です。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今のお答えから今までのいろんな面を精査された結果、こういうような形で整

理したんだというような解釈をしておきます。

次に、347ページの間人ドックですねんけど、これですねんけど、前、20年度のときに、定員50に対して49、1人分少ない目で、次の年になると、100に対して98、掛ける2みたいな感じにこうなってますねんけど、何かこれ1人分ぐらいはちょっとあけて、そんな感じでこれはなつとるわけですか。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 いえ、そういったことではございません。実績として98件ということになっただけで。当初、抽選で100名分を確保させていただいているので、その分でキャンセルされた方もございますので、そういったことになっております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、募集してくれてるのは、何人ぐらい募集してくれてはりますのやろう。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 130名から140名程度になってます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 これ、助成ってなると、これはもう全額助成してくれてはるのか。それとも金額何ぼって決まっておるわけですか。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 2万円を上限としております。実際にかかった分の2分の1を助成させていただいているところでございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて認定第4号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第4号につきましてご説明を申し上げます。その前に、まず議案書を朗読させていただきたいと存じます。

認定第4号

平成21年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議

会の認定を求めます。

平成22年8月30日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただいて、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、平成21年度歳入歳出決算書の28ページをご覧いただきたいと思
います。決算書の28ページでございます。

平成21年度会計は、平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行し
たことから、老人保健法にもとづく医療の給付等は平成20年3月までの診療で、主に
月おくれによる請求されるものやレセプトの過誤の返戻処理により再請求されるもの
に限られ、これらに係る医療費の給付等を行いました。

その結果、平成21年度の老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1,040
万6,709円、歳出総額が2,401万8,513円となり、歳入歳出差引額は1,
361万1,804円の歳入不足となりました。このため、平成22年度会計において、
繰上充用の予算補正措置を行って、決算を終えております。なお本特別会計の制度上
の仕組みにより、この収支不足額については、平成22年度会計において、支払基金、国
庫、県から精算交付をされることになっております。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、各項目、あるいは款ごとにご説明
を申し上げます。恐れ入りますが、平成21年度主要な施策の成果報告書の357ペー
ジをご覧いただきたいと思います。

まずはじめに、第1款、総務費についてであります。この款は、第1項、総務管理費、
第1目、一般管理費のみとなっております。予算現額67万3,000円に対しまして、決
算額は64万8,730円で、執行率は96.3%となっております。医療給付等の事
務の執行に係る経費を支出しております。

次に、358ページから359ページの第2款、医療諸費についてであります。この
款は、第1項、医療諸費のみで、第1目、医療給付費から第3目、審査支払手数料まで
の3つの目で構成されており、款全体で予算現額3,596万5,000円に対しまして、
決算額は1,814万4,535円で、執行率は50.4%となっております。老人保健
制度における老人医療費の給付事業として、平成20年3月までの診療費で月おくれ請
求されますものや、レセプトの過誤返戻処理により再請求されます入院や外来または調
剤等に対する医療給付費1,785万4,538円や、コルセットや高額医療費等にか
かります医療費支給費28万8,035円などとなっております。

次に、360ページの第3款、諸支出金についてであります。この款は、第1項、償還金のみで、第1目、償還金と第2目、還付金の2つの目で構成されており、予算現額112万5,000円に対しまして、決算額は112万3,462円で、執行率は99.8%となっております。平成20年度に超過交付となりました支払基金交付金32万705円、県支出金80万2,757円を返還しております。

次に、361ページの第4款、予備費につきましては、予備費の充用はございませんでした。次に、362ページの第5款、前年度繰上充用金についてであります。平成20年度会計におきまして、410万1,786円の歳入不足が生じたことから、平成21年度会計で繰上充用の予算補正を措置しております。

続きまして、歳入決算の状況についてであります。恐れ入りますが、355ページにお戻りいただきたいと存じます。355ページでございます。第2表平成21年度老人保健特別会計歳入決算の内訳をご覧いただきたいと思っております。決算額は千円単位となっております。まずはじめに、1行目、第1款支払基金交付金では、決算額は21万5,000円となっております。各医療保険の拠出金を再配分するもので、医療費の法定負担分と審査支払手数料に係る交付金となっております。平成21年度に請求のあった医療給付等に対して、不足する交付金につきましては、平成22年度会計において支払基金から802万1,000円が精算交付されることとなっております。

次に2行目、第2款、国庫支出金では、決算額が522万5,000円となっております。法令で定められました医療費の国の負担金で、平成20年度会計において不足となった国庫医療費負担金となっております。平成21年度に請求のあった医療給付に対しまして、不足する負担金につきましては、平成22年度会計において、国庫から447万3,000円が精算交付されることとなっております。

次に、3行目の第3款、県支出金につきましては、法令で定められました医療費の県の負担金であります。交付はございませんでした。平成21年度に請求のあった医療給付に対して不足する負担金につきましては、平成22年度会計において、県から111万8,000円が精算交付されることとなっております。

次に4行目の第4款、繰入金では、決算額が176万7,000円となっております。医療給付に係る町負担分の法定経費及び老人保健制度の運営に必要となる事務経費を一般会計から繰り入れております。次に、5行目の第5款、繰越金につきましては、平成20年度会計においても実質収支が赤字となったことから決算余剰金は発生しておりません。最後に、6行目の第6款、諸収入では、決算額が320万円となっております。

第三者行為により発生した医療給付にかかる損害賠償金、レセプトの過誤返戻処理等による医療給付の返還金などが主なものとなっております。

以上で、認定第4号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第7号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第7号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成22年8月30日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただいてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、平成21年度歳入歳出決算書の48ページをご覧いただきたいと存じます。

平成21年度会計は、介護を必要とする方々や、そのご家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めたところでございます。

その結果、平成21年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億13万2,007円、歳出総額15億6,923万7,086円、歳入歳出差引額3,089万4,921円の歳入超過となりました。歳入超過とはなりましたが、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金につきましては、法令で定める割合より約904万円多く受け入れておりますことから、平成22年度において償還する予定でございまして。また、事務費関連の差引額を除いた給付関連の歳入歳出の差引額から、国・県への償還金と、

過年度還付未済金等を差し引いた約1,970万円につきましては、介護給付費準備基金に、平成22年度において積み立てする予定であります。

それでは、主要な施策の成果の実施状況につきまして、各項、目、あるいは款ごとにご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料3の平成21年度主要な施策の成果報告書378ページをご覧いただきたいと思っております。378ページでございます。

まず初めに、第1款、総務費でございます。この款は、第1項、総務管理費から第6項の地域包括支援センター運営協議会費の6項からなり、それぞれ1目ずつを有しております。款全体の予算現額は4,860万400円に対しまして、決算額は4,410万3,486円で、執行率は90.7%となっております。

まず、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。予算現額2,650万5,000円に対しまして、決算額2,624万9,844円で、執行率は99.0%であります。介護保険に携わる職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出が主なものであります。

次に379ページから380ページにかけて、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費についてであります。予算現額150万円に対しまして、決算額は113万858円で、執行率は75.4%であります。職員の人件費及び賦課徴収事務執行に係る経常経費の支出が主なものであります。平成21年度の介護保険料につきましては、第4期介護保険事業計画に示された給付額にもとづき、年間基準額4万6,700円の保険料賦課を実施いたしました。現年度分特別徴収保険料の調定額は2億9,678万9,970円、現年度分の普通徴収の調定額は3,013万5,840円、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額は1,473万8,510円、合計3億4,166万4,320円であります。

現年度分の収納状況についてであります。特別徴収につきましては100%の収納となっており、普通徴収につきましては、納付額2,483万2,845円であり、収納率は還付未済分を除き、82.3%であります。特別徴収と普通徴収をあわせました収納率につきましては、還付未済分を除き98.4%となっております。徴収率の向上に向けての取り組みとしましては、制度の啓発、口座振替の推進もさることながら、新規の未納者、65歳到達者に対しまして直接の電話、訪問等による徴収を強化し、また慢性的な滞納者につきましては、粘り強く交渉に当たり、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に381ページ、第3項、介護認定審査会費、第1目、介護認定審査会費についてであります。予算現額1,876万1,000円に対しまして、決算額1,530万3,

994円で、執行率は81.6%となっております。職員の人件費及び介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料に係る経常経費の支出がその主なものでございます。平成21年度から介護支援専門員の資格を有した介護保険認定調査専門の臨時職員を2名雇用し、新規申請と変更申請に係る認定調査を行いました。

次に382ページ、第4項、趣旨普及費、第1目、趣旨普及費についてであります。予算現額171万4,400円に対しまして、決算額134万3,790円で、執行率は78.4%となっております。介護保険制度全般の周知用冊子の作成に係る支出であり、制度に対する周知啓発に努めてまいりました。平成21年度におきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を執行し、「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」を作成いたしました。

次に383ページ、第5項、介護保険運営協議会費、第1目、介護保険運営協議会費についてであります。予算現額8万円に対しまして、決算額7万5,000円で、執行率は93.8%となっております。平成21年度におきましては、主に事業実績の報告を行いまして、今後の方針を協議し、計2回の会議を開催いたしました。

次に384ページ、第6項、地域包括支援センター運営協議会費、第1目、地域包括支援センター運営協議会費についてであります。委員が介護保険運営協議会と同じであり、また開催日につきましても同時開催としたため、決算額はゼロ円となっております。

次に、385ページから390ページにかけては、第2款、介護給付費についてであります。この款は、第1項、介護サービス等諸費から第6項、特定入所者介護サービス等費からなり、予算現額14億9,176万6,000円に対しまして、決算額は14億7,845万4,537円で、執行率は99.1%となっております。当科目は、要介護及び要支援認定を受けた被保険者等が介護サービス、介護予防サービスを受けた場合等、その費用の保険部分を支出する科目であり、介護保険事業特別会計歳出予算の大半を占める科目であります。決算額のうち、最も保険給付の金額が大きい科目は、施設介護サービス給付費となっており、保険給付全体の約40%を占めております。施設サービスの利用といたしましては、保険給付額が大きいものから介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設、介護老人保健施設の順となっております。残りの給付のうち大半を占めるものが、居宅サービスにおける保険給付でございます。

第1項、介護サービス等諸費、第1目、介護サービス等諸費の決算額は、13億2,472万8,572円で、執行率は99.3%。第2項、介護予防サービス等諸費、第

1目、介護予防サービス等諸費の決算額は、7,694万3,854円で、執行率は99.0%。第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料では、介護給付に係る審査支払手数料であり、決算額は241万4,520円で、執行率は98.8%であります。また、第4項、高額サービス等費、第1目、高額サービス諸費の決算額は、2,706万6,621円で、執行率は99.1%であります。第5項、高額医療合算サービス等費、第1目、高額医療合算サービス諸費につきましては、高額医療合算サービスに係る給付を行う予定でしたが、未執行でございます。第6項、特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費の決算額は4,730万970円で、執行率は94.7%であります。介護給付費の総額につきましては、介護保険事業計画の約102.3%の執行率でありました。今後におきましては、さらなる制度の周知に努め、介護が必要とされます方が、その必要なサービスを安心して受けやすくする環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に391ページ、第3款、基金積立金、第1項、基金積立金であります。第1目、介護保険給付費準備基金積立金、第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金をあわせまして、予算現額435万円となり、決算額は434万8,801円で、執行率は99.9%となっております。介護保険給付費準備基金は保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化を図ることを目的として積み立てるもので、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、介護従事者の処遇改善を図るといふ、平成21年度における介護報酬の引き上げの趣旨等にかんがみ、当該改訂に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための基金でございます。

次に392ページから399ページ、第4款、地域支援事業費についてであります。この款は、第1項、介護予防事業費と、第2項、包括的支援事業・任意事業費からなり、それぞれ2目ずつを有しております。款全体では、予算現額4,211万7,000円に対し、決算額は3,416万2,474円で、執行率は81.1%となっております。

第1項、介護予防事業費であります。第1目、介護予防特定高齢者施策事業費と、第2目、介護予防一般高齢者施策事業費をあわせまして、予算現額1,459万3,000円に対しまして、決算額は971万4,931円で、執行率は66.6%であります。

第1目、介護予防特定高齢者施策事業費は、要介護状態に移行するおそれの高い虚弱高齢者、いわゆる特定高齢者の方に運動指導や栄養の相談、口腔機能の向上等を行うことにより、転倒予防や生活機能の向上を図ったところであり、なお、介護予防サービスが必要と思われる特定高齢者を把握するため、介護予防事業として平成20年度

より生活機能評価を実施をいたしました。その概要といたしましては、要支援・要介護の認定者を除く65歳以上の人を対象に、生活機能に関するチェックリストを実施し、その結果を受けて、特定高齢者の候補者となった者に、生活機能評価の受診を勧奨し、特定高齢者の把握に努めるといったものでございます。

次に394ページ、第2目、介護予防一般高齢者施策事業費であります。要支援・要介護認定を受けておられず、また特定高齢者でもない一般の高齢者の方々に対し、運動器の機能向上事業、また口腔機能の向上のための事業を実施し、介護予防に努めました。介護予防事業につきまして、より多くの皆様にご参加をいただき、健康の維持・向上に努めていただけるよう、本年度も引き続き啓発・普及に努めてまいりたいと考えております。

次に396ページ、第2項、包括的支援事業・任意事業費であります。第1目、包括的支援事業費と、第2目、任意事業費をあわせまして、予算現額2,752万4,000円に対し、決算額は2,444万7,543円で、執行率は88.8%となっております。第1目、包括的支援事業費でございますが、斑鳩町地域包括支援センター運営に係る費用で、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託しております。斑鳩町地域包括支援センターにセンター長、社会福祉士、看護師、主任ケアマネージャーを配属しており、高齢者の方々のご相談や、要介護状態に移行するおそれの高い虚弱高齢者、いわゆる特定高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望されます方には介護予防ケアプランを作成し、地域支援事業の各種サービスの利用につなげております。

また397ページ、第2目、任意事業費でございますが、高齢者を介護しているご家族に対しまして、知識や技術を習得をしてもらいますために、家族介護教室の実施を行いました。さらに、常時失禁状態にあります高齢者を介護されております低所得の方々を対象に、紙おむつ等の家族介護用品の支給を実施し、家族介護を支援いたしました。また、家族介護慰労金の支給といたしまして、要介護4及び要介護5の認定を受けた高齢者が介護保険のサービスを過去1年間利用をされなかった場合、在宅で介護しているご家族に対し、10万円の慰労金を支給いたしました。次に、徘徊高齢者家族支援サービスの提供としましては、認知症の高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムの使用料を助成しており、家族の介護におけます負担の軽減に努めてたところでございます。また、居宅を訪問して昼食を配食しながら、高齢者の安否確認を行う配食サービスの提供を実施しました。なお、成年後見制度サービスの提供につきましては、サービス利用者がおられませんでした。

次に400ページ、第5款、諸支出金についてであります。第1目、第1号被保険者保険料還付金から第3目、第1号被保険者還付加算金をあわせまして、予算現額1,043万5,000円に対し、決算額は816万7,788円で、執行率は78.3%となっております。当科目は、資格の喪失等に伴い発生する過年度分の保険料還付金及び平成20年度に受け入れ超過となっております介護給付費交付金の返還金の支出であります。次に、第6款、予備費につきましては、未執行でございます。

続きまして、歳入決算の状況につきましてご説明を申し上げます。376ページをご覧いただきたいと存じます。第2表としまして、歳入決算の内訳を記載をしております。この決算額は千円単位で表記をしております。

まず1行目、第1款、介護保険料の決算額は3億2,453万1,000円であります。内容につきましては歳出でご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。次に2行目、第2款、使用料及び手数料についてであります。決算額は1,000円であります。次に3行目、第3款、国庫支出金では、決算額は3億1,329万6,000円あります。介護給付費地域支援事業等に係る国の支出金及び財政調整交付金が主なものであります。次に4行目、第4款、支払基金交付金は、決算額は4億4,841万8,000円あります。介護給付費地域支援事業に充てるために、社会保険診療報酬支払基金より受け入れた交付金であります。次に5行目、第5款、県支出金であります。決算額は2億2,747万3,000円あります。内容につきましては、介護給付費における居宅サービス費用及び施設介護サービス給付費の一部を受け入れる介護給付費負担金が主なものであります。次に6行目、第6款、財産収入についてであります。決算額は30万2,000円となっております。この財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子でございます。次に7行目、第7款、寄附金についてであります。決算額はゼロであります。次に8行目、第8款、繰入金についてであります。決算額は2億5,972万5,000円となっております。この繰入金は一般会計より繰り入れる介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金によるものであります。次に9行目、第9款、繰越金についてであります。決算額は2,632万2,000円となっております。この繰越金につきましては、平成21年度において介護給付費準備基金への積立等に充てております。最後に10行目、第10款、諸収入についてであります。決算額は6万4,000円となっております。

以上で、平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計に係りますご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 成果報告書の379ページにあります第1号被保険者の保険料の状況なんですけれども、普通徴収の収納率がやっぱり年々下がってきている。20年度と比べても、4.6ポイントこれ下がって、もう82.4っていうたら、結構、かなり低い状況になってるんですね。普通、特徴やったらいいんですけど、普通徴収の場合、なかなか払にくいお金のない人は払にくい状況もあると思うんですけれども。また、不納欠損の金額も結構21年度出てますし、そんな中で、ちょっと気になるのが、以前に、大分前ですけど、保険料の段階設定してますけれども、その段階設定の中で、どの段階の方がこういう滞納がたくさん出てるかっていう、そういうのは、常々意識を持って見ていただきたいなというふうには思っておったんですが。以前、私も議会から介護保険の運協に委員として出させていただいているときは、そういうことも全部資料で出せと出していただいたりして見てましたけれども、今ちょっと議会からは、そういう運協とかいっておりませんので、またそういう資料の請求もなかなかふだん、ようしておりませんでしたけれども、傾向としては、どの段階で多い滞納が出てきているかっていう把握はされておりますでしょうか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 今、委員おっしゃっている、どの段階で滞納が多いということは、申しわけないですけども、把握しておりません。ただ、普通徴収につきましては、新たに65歳になった方とか、斑鳩町に転入された方なんかもあるわけですけども、そういう方は、補足の関係で半年ぐらいでもう特徴に行ってしまうと。そしたら、常時普徴にある方というのは、基本的には年額で年金額が18万未満の人が多くいてはるということなので、今のその景気の低迷等でなかなか生活が苦しくて、納めていただけないと。こちらのほうで訪問調査もさせてもらっているわけですけども、そのときでも今はちょっと無理やから待ってくれというようなお話もございますので、基本的にはそういう生活の関係で、滞納が、収納率が低くなっているのではないかと考えています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 普通徴収の賦課人数は平成21年度で770名ってなってます。それで、今の課長の答弁では、年金収入が低い方っていうふうな説明だったと思うんですけれども、特徴で徴収されている方の配偶者の方も普通徴収の方が結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その数字で770人ってなっているというふうには思うんですけれどね。

ご夫婦で支払う段階が違うっていうケースとかもあったりするとは思いますが、もうちょっとこういう人数であったり、データで傾向、こういうものをやっぱり絶えずつかんどいていただきたいなというふうに思います。今、わからないようでしたら、それについては、また後日でも、また調査をさせていただきたいと思います。ただ、不納欠損っていうのは、成果報告書に380ページにあるように、普通徴収の保険料で131件の354万。これは1件あたり2万7,029円という、かなり1件あたりの金額低いものにはなっているということは、これ見て把握はしたんですけどね。ただ、不納欠損はそうだけれども、滞納になっているのは保険料の段階で、どの辺だろうかなというのは、ちょっと気になっているところですので、またそれはそれで、また今でなくてもそれは結構です。

あと、成果報告書の389ページに、高額医療合算サービス諸費ってあがってます。これは、私たちも問題にさせていただいて、議会でも取り上げてずっと言ってきましたが、その後、この医療保険と介護保険における自己負担の合算での高額医療費の関係ができてきましたけれども、結局予定していたけれども、これは支給がなかったっていうのも、ご本人がこの制度を知らなかったら利用できない状況になってるのではないかなと。もう介護保険の保険者となっている担当と、医療保険の保険者となっている担当が違いますので、そこでわざわざ合わせて、あなたここに該当しますよって言うようなシステムにはなっていないのではないかなと。本人が気がついて、本人が申請しなければこれは受けられないものではないのかなというふうに思ってるんですが、制度的にいかがでしょうか。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 すいません。ちょっと後で調べてお話しさせていただきます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、それも後ほど制度的なものですので、きちっと私も把握をしておきたいですし、利用できるのにしておられないという状況があるのであれば、啓発も進めていただかないといかんで、後ほどまたご報告をお願いしたいと思います。

それと、成果報告書の396ページにあります包括的支援事業、これは、いわゆる地域包括支援センターの運営ということであげていただいてまして、常々問題にはさせていただいてきたところなんですけど、今の説明にありましたように、資格のある人が必要なこのセンターっていうこともありまして、斑鳩町では直営にせず、社会福祉協議会に委託をしたと。よそでは、近隣はみんな直営でやっておられるんですけどもね。私は、

この委託にしていることそのものについて、問題がなければ、それでもいいんですけども、結局委託にして、これこういうふうには決算で出てきましても、地域包括支援センターがどんな仕事をしているか、この決算、成果報告書を見ていても、さっぱりわからないんです。内容が全くわからないんです。どんな事業している、何人ぐらいの人がここで、この事業を受けてる。委託したらしっばなしってというような、そんな感じがしてしゃあないんですよ。よそ直営でやっってはる町やったら、どんな資料出してきてはるのかなど、ちょっとよその資料を見てみたいなど今思っているところですけども。これやったら、ほんまに地域包括支援センターどんな仕事してもうてるのか、さっぱりわかりません。それについては、もうちょっときちっとした報告してもらわんと、これ結構な金額ですのでね。ですから、ここに住人1人あたり額何ぼって書いてくれてはるけど、こんな必要よりは、ここで事業を受けておられる方が1人あたりどれぐらいの事業費かかっているのかのほうがもっと知りたいですよ、私らとしてはね。この地域包括支援センターは、しかも委託した社会福祉士とか、資格もった人間が必要だと。町はその人間を確保するのが難しいので、委託したと。けれども、職員さんが途中で、年度途中で21年度ですね、長期に休まれた後、お辞めになった。そこでまた人事がたがたなっておりますけれども、また職員さんがお辞めになるということのをうわさで聞いておりますけれども、本当にこの地域包括支援センターっていうのは、今の介護保険事業の中でいうと、お金がかかっているのは、施設介護かもわかりませんが、今さっきの部長の説明ではね。施設介護に一番お金とられているかもしれないませんが、そこに行かないために、施設介護に行かないために、何とかして早い段階で予防する、重度化を防ぐというようなことで、地域包括支援センターっていうのは、重要な役割を担っていただいている、地域のお年寄りとの関係をつくっていただいている、地域のお年寄りの状況を知っていただいているっていう、重要な部分なんですね。ですから、この事業の内容がわからないということで、それと委託はしているものの、その委託先の人がせっかく事情わかってくれてはる人が、ちょっと辞められるというようなことの中では、運営について非常に心配をしてるんですけどもね。これは、もう委託という考え方は、町はもう変えるつもりはないんでしょうか。よその市や町のように、直営でやるっていう考え方は、もう全くないのか。全くないのであれば、委託をしている中で委託先に対してどのように指導、要求をきちっとされるのか、その辺は確認をさせていただきたいなと思います。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 地域包括支援センターでの今後直営の必要はないのかということでございます。まず、地域包括支援センターを委託をしておりますのは、先ほど質問者もおっしゃいましたように、その専門職員の確保が難しいという中で、社会福祉協議会に委託をしております。その後、確かに需要もふえた中で、職員も臨時職員も増員をしてきて、スムーズな運営について町のほうも補助金をまた上げて、運営しやすいようにもやっております。で、今回、職員がことしの平成22年の冬以降、休まれておいて、そのまま退職をされたという中で、また需要がふえてくる中、相談者の需要もふえてくる中で、3.5人を4人にして、内部でそのケアマネージャーも異動させて、その包括支援センターの運営に努めてきたところであります。また、今、おっしゃいましたように、また1人は辞める予定ということで、聞き及んでおられます。確かに辞める予定というふうに町のほうも聞きました。その職員の補充につきましても今、間もなく社会福祉協議会のほうで、その資格をもった職員の補充の募集を行う予定となっております。で、そういった中で、町は職員に対しまして、やはりどのような指導をしているのか、また、どのように運営をしているのかということでございますけれども、今までこれを町のほうに、例えば町のほうに戻しますと、社会福祉協議会でやっているその専門職の職員のあり方について、また検討することもございます。検討していかなければならないということもございますので、今せっかく社会福祉協議会のほうで、この地域包括支援センターの専門職員を確保してきている中では、やはり、当分の間、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託をしていきたいと考えております。また、ただ、社会福祉協議会の生き生きプラザ斑鳩の中でもありますので、また福祉活動拠点の生き生きプラザへの来館者の方もあると思いますし、そういった中でご相談もしやすい部分もあるのではないかなど。相談室もありますので、充実してますので、そういう個人情報等もかわります相談業務につきましても、生き生きプラザのほうで相談していくのが今のところはいいのではないかなど、こう考えておりますので、当面はまだ社会福祉協議会に運営をお願いしていきたいと、このように思っております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 それならそれでも結構です。ただ、例えばですよ、学校給食なんかの調理・洗浄業務を委託しますと。委託するに当たって、栄養士がきちっと管理していますと、そのことについてね。そういう関係っていうのがありますやんか。そんな中であって、介護保険の場合、介護保険の保険者は斑鳩町です。保険者が斑鳩町で、地域包括支援センターに関しては委託をしたと。だけど、保険者として委託をした地域包括支援センタ

一に対して、きちっと物言わなあかんときには、物言わんとあかんと思うんですけどね。何か町は及び腰で、何か社協さんに任せてる、任せてるからよくわからないみたいな、ちょっと及び腰であったり、何かあいまいであったり。こちらで聞いてわからなかったり、それで、私が最初に指摘したように資料が全くないと。地域包括支援センターで一体何をしているのということが全くわからないようなこういうのを出してきているということが、私はちょっとその辺について委託をしていることについて、いいか悪いかっていうのは、町の判断もあるし、一概に悪いとも言えないというふうには思っているものの、こんなふういきちとなかなかどんな仕事やってるかもわからへんような状況やし、町はどうもきっちり指導するなり、物言うなりしてるのかなって。そういうところがきっちり見えへんというようなことで、私は、すごく大事な事業やと思ってるんですが、そういう点では不安に思ってます。ですから、今あえて、この機会ですので、こうやってお金これだけ使いましたと出てきたときに、きっちりこういうことを言わせていただいているんですが。体制としては、もう間違いのないように。保険者は斑鳩町なんです。斑鳩町が責任持ってやらなあかんことなんです。これ何遍も私、言うてますけどね。たまたま、その業務の一部を委託しているだけですので、保険者としての責任を斑鳩町がきちっと持っていただかないといけないということ。これだけははっきりと申し上げておきたいと。何度も申し上げますが、申し上げておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第8号につきましてご説明を申し上げます。その前に議案書を朗読させていただきます。

認定第8号

平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成22年8月30日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただいて説明させていただきます。恐れ入りますけども、平成21年度歳入歳出決算書の54ページをご覧いただきたいと存じます。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、従来の老人保健制度にかわり、平成20年4月から新たな医療制度として、後期高齢者医療制度が開始されました。運営の主体は、県内の全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合で、資格の管理や保険料の決定、医療給付を行っております。市町村は法令の規定により特別会計を設置し、保険料の徴収や各種申請の受け付け等を行っております。

平成21年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が2億6,754万432円、歳出総額が2億6,666万7,032円で、歳入歳出差し引き額は87万3,400円の歳入超過となっております。この歳入超過につきましては、出納整理期間中に収納のあった保険料及び還付未済となった保険料にかかる広域連合からの還付金の受け入れにより、平成20年度会計に繰り越しした上で出納整理期間中に収納のあった保険料等にあつては、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するとともに、保険料の還付未済については、被保険者の方に還付をしております。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、各項、あるいは各目、あるいは款ごとにご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料3の平成21年度主要な施策の成果報告書の405ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、第1款、総務費についてであります。405ページから406ページとなっております。この款は、第1項、総務管理費と第2項、徴収費の2つの項から構成されており、項それぞれに1つの目となっております。款全体で予算現額479万1,000円に対して、決算額は443万3,361円で、執行率は92.5%となっております。まず、405ページの第1項、総務管理費、第1目一般管理費では、予算現額126万6,000円に対して、決算額は102万8,805円で、執行率は81.2%となっております。後期高齢者医療の資格管理事務の執行に係る経費などを支出しております。平成21年度末現在におきます被保険者数は2,979人で、総人口に占める割合は、10.4%となっております。

次に、406ページの第2項、徴収費、第1目賦課徴収費では、予算現額352万5,000円に対しまして、決算額は340万4,556円で、執行率は96.5%となっております。被保険者に対して、奈良県後期高齢者医療広域連合長名で、保険料額決定通知書を、また斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。また、保険料の納付方法は年金から支払う特別徴収と、納付書や口

座振替による普通徴収の２種類となっております。平成２１年度の後期高齢者医療保険料の状況についてであります。現年度分では、調定額２億１，６７３万９，５００円に對しまして、収納額は２億１，６３０万３００円で、収納率は９９．８％となっております。前年度と比較して、調定額で８４５万２，５００円、４．１％の増、収入額で８２０万８，７００円、３．９％の増、収納率では０．１ポイント低下しております。また、滞納繰越分の状況につきましては、調定額４５万４，８００円に對して、収入額は１８万８，０００円で、収納率４１．３％となっております。

次に４０７ページの第２款、後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。予算現額２億６，６６９万７，０００円に對しまして、決算額は２億６，１８８万９，７７１円で、執行率は９８．１％となっております。広域連合事務費負担金１，３３２万１，０００円、町が徴収した保険料２億１，６６９万８，０００円、及び保険基盤安定負担金３，１８７万７７１円を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付をいたしました。

次に４０８ページの第３款、諸支出金についてであります。予算現額６９万５，０００円に對しまして、決算額は３４万３，９００円で、執行率は４９．４％となっております。軽減認定や死亡などによって過納付となった保険料の還付となっております。

次に、４０９ページの第４款、予備費につきましては、予備費の充用がございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況であります。恐れ入りますが、４０３ページにお戻りをいただきたいと思ひます。第２表、平成２１年度後期高齢者医療特別会計歳入決算の内訳をご覧ください。決算額は千円単位となっております。

はじめに、１行目の第１款、後期高齢者医療保険料では、決算額が２億１，６４８万８，０００円となっております。前年度と比較して８３９万６，０００円、４．０％の増となっております。次に２行目の第２款、使用料及び手数料では、督促手数料で、決算額は２万３，０００円となっております。次に３行目の第３款、寄附金につきましては、寄附採納はございませんでした。次に４行目の第４款、繰入金では、決算額が４，９５５万５，０００円となっております。前年度と比較して、２２８万５，０００円、４．８％の増となっております。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務の経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の軽減補てん相当分を一般会計から繰り入れております。次に５行目の第５款、繰越金では、決算額は１０４万６，０００円となっております。最後に、６行目の第６款、諸収入では、決算額は４２万８，０００円となっております。後期高齢者医療制度の周知等を図りますために、交付され

る後期高齢者医療制度広報、それから健康増進等の事業補助金等の減により、前年度と比較して26万7,000円、38.4%の減となっております。後期高齢者医療保険料の納付に伴う延滞金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

平成21年1月から制度が開始された後期高齢者医療制度につきましては、町では加入者にとって身近な窓口として、保険料の収納管理のほか、保険証の引き渡し、加入などの申請や届出の受け付けなどを行い、医療サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、国において後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度が検討されており、その動向には、十分注視してまいりたいと考えております。

以上で、認定第8号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 これを見てましたら、介護保険と違って、随分収納率が高いなというふうには思ってるんですけども、普通徴収の人数っていうのを、特別徴収の人数と普通徴収の人数っていうのがわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

それと、この確か21年度の予算の時点で、20年度は制度が始まったところだから、滞納が20年度では出てきていませんでしたから、でも、21年度で見ますと、滞納っていうのが出てきていまして。20年度では数字としては出てないけれども、予算の21年度の予算のときに確か全く納めていないっていう人が20人斑鳩町にもいるというようなこともちょっと聞いていたんですけどもね、予算のときに。現状としては、収納率、かなり高い状況にはなっていますけれども、滞納の、ですから人数としてちょっとつかみにくいので、人数っていうのがわかれば教えてほしいなど。それと滞納、いよいよ滞納という形にはなってますので、広域連合のほうでは、資格証についてどのような考え方になっているか、改めてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 まずはじめに、普通徴収と特別徴収の人数なんですけども、直近の数字で、特別徴収の方が2,400余り。その他、普通徴収の方が800名余りということになっております。これは22年の当初課税、直近の数字でございます。また、滞納繰越分の関係なんですけども、平成20年度の当初では、20名ぐらいの方が全く

納めておられなかったということなんですけれども、その後、18万8,000円程度入っておりますので、それと比べれば、20年度の繰り越しについては減っている状況でございます。人数的にも減っている状況でございます。

最後、資格証の発行なんですけれども、これにつきましては、本町、あるいは奈良県の広域連合におきましては、現在、資格証の発行は行っておりません。以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 それでは、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

(午後 3時05分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部、上下水道部所管にかかる決算審査に入ります。

まず初めに、第2款、総務費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第2款、総務費のうち、都市建設部が所管をいたします事業につきまして説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。よろしく申し上げます。決算書の96ページ、97ページでございます。また、主要な施策の成果報告書の109ページ、110ページでございます。よろしく申し上げます。

第1項、総務管理費、第8目交通安全対策費であります。予算現額621万7,000円、決算額578万8,557円で、執行率は93.1%となっております。本年度決算内容のうち、まずソフト事業といたしまして、交通安全対策の推進として交通安全に対する意識の高揚を図るため、財団法人奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会等の交通安全活動団体の協力を得て、広報活動や幼児・児童などに対する交通安全教室を延べ17回開催いたしました。また、交通安全の啓発・普及等を推進するために、交通安全活動団体、3団体に対して補助金を交付し、その活動の支援を行いました。

ハード事業では、交通事故の未然防止の対策といたしまして、見通しの悪い個所での道路反射鏡の整備や歩行者や車両等を安全に誘導するための白線の整備、転落防止を図るための防護柵の整備、利用者に諸注意などを促すための各種標識の整備などを行った

ところでございます。今後も、各交通安全活動団体の協力を得ながら、だれもが安全に道路を利用できるように交通安全の啓発や施設整備に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、第2款、総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第2款、総務費について質疑をお受けいたします。 里川委員。

○里川委員 成果報告書の110ページのここに白線整備やら、いろいろ標識の整備やら、あげていただけてますけれども、大体、この整備をする基準っていうんですか、例えば自治会からの申し出があったからするとか、学校の関係で通学路の関係でPTAなどから意見があった、要望があつてするとか、何かそういう住民サイドからのアクションがあつて、こういうものをする場合がほとんどなのか。それとも、道路パトロールなどをやって、町が自主的にこういうことを行うっていうことがあるのか。大体、その基準となる、こういうことをする基準となるものはどういうことなのかっていうのは、一応、認識を持っておきたいので、教えていただきたいと思います。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 白線整備等の関係につきましてでございますが、基準といたしましては、当然見えなくなってきた段階において、整備を行っているところでございます。こういう形といたしまして、道路パトロールを行ったり、また住民からの通報によりまして対応させていただいているところでございます。また、路面表示等につきましても、消えかかっている部分、あるいは新たに交差点につき注意を促す路面表示とか、そういった物もやっておるわけございまして、基本的には、消えかけたところを主にやっているという形でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 特に町内で事故とかが起こったりしたら、よりやっぱりその場所については気をつけてやっていただいているっていうような状況もあるというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 今、おっしゃいますように、当然事故のある個所、西和警察のほうからも報告ございました個所については、そういった形で検討を行って、路面表示とか、白線表示を行っているところでございます。

○嶋田委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第2款、総務費についての審査を終わります。

次に、第5款、農林水産業費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款、農林水産業費について、説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。決算書の146ページから153ページでございます。主要な施策の成果報告書の211ページから224ページでございます。

農林水産業費全体といたしましては、予算現額1億3,867万2,000円に対し、決算額1億2,480万8,116円で、執行率は90.0%となっております。

また第1項、農業費は、予算現額1億3,845万9,000円に対し、決算額1億2,461万5,825円で執行率は90.0%となっております。それでは主要な施策の成果報告書の211ページをお願いいたします。

第1目、農業委員会費でございます。予算現額790万3,000円に対し、決算額722万181円で、執行率は91.4%となっております。毎月、農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定にもとづき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議、処理を行ってまいりました。そのほか、遊休農地の解消対策であります。国際的な食糧事情が不安定化する一方、国においては、「食糧・農業・農村基本計画」の策定により、平成32年までに食糧自給率を50%にするという目標を定めました。この目標を達成するには、農地転用の厳格化による優良農地の確保とともに、耕作放棄地を解消することが重要であり、さらには消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、遊休農地を解消して地域の農業振興を図ることが重要課題であります。こうしたことから、昨年引き続き、耕作放棄地の状況を1筆ごとに把握するという耕作放棄地全体調査を実施し、この調査をもとに地域ごとの解消計画を策定いたしました。

次に212ページ、第2目、農業総務費であります。予算現額3,318万1,000円に対しまして、決算額3,293万144円で、執行率は99.2%となっております。ほとんどが農林関係業務に従事いたします職員の人件費でございます。

次に213ページをお願いいたします。第3目農業振興費であります。予算現額335万3,000円に対しまして、決算額306万6,315円で、執行率は91.4%となっております。斑鳩町の農業を取りまく環境は、遊休農地の増加、農家の高齢化、担い手不足など、厳しい状況が続いています。しかしながら、農地は作物の生産の場だ

けではなく、洪水調整機能や景観などの環境面など多様な機能を持っています。これらの機能を十分に発揮するには、農業を活性化させていくことが、ますます重要な施策になると考えているところであり、今後とも農業の活性化を図る施策を展開していきます。このような状況の中、農業経営の改善を目指し、農家・農協・行政の連携による相互扶助体制など効率的・安定的な農業経営の確立に努めました。また住民参加型の緑化の推進活動を行っている「斑鳩ガーデニングクラブ」や、斑鳩町内で活動している農業関係団体への支援を行いました。次に、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供することにより、町内産業への理解と認識を深めていただくため、「斑鳩町産業フェスティバル」が11月28日から2日間実施されました。

次に215ページ、第4目、土地改良事業費であります。予算現額8,720万1,000円に対しまして、決算額7,588万1,745円で、執行率は87.0%となっております。農業生産の近代化、流通等の合理化を図り、あわせて農村環境の改善を図る上で必要な農道整備工事を高安地区・三井地区・幸前地区で実施いたしました。そのほか、農業経営を合理化し、農業振興を促進するため、水利組合等の団体が実施する水路・ため池、揚水機場等の農業用施設の新設・改良・維持修繕に関する整備に対し支援を行いました。

次に217ページ、第5目、生産調整推進対策費であります。予算現額442万8,000円に対しまして、決算額353万6,272円で、執行率は79.9%となっております。生産調整の着実な実施による需給均衡の回復と、稲作・転作が一体となった水田農業の確立を図るため、国の助成の対象となる生産調整実施水田の45.81ヘクタールに対し、10アールあたり5,000円の町単独の助成を行いました。また、転作田団地化の促進といたしまして、生産調整の円滑な推進と転作営農の安定化を推進するため、30アール以上の同一作物で団地を形成した水田8.93ヘクタールに対しまして、10アールあたり3,000円の助成を行いました。なお、転作の実施状況につきましては、農家の皆様のご理解とご協力によりまして、平成21年度においても生産調整目標の達成できております。また、生産調整推進対策も平成22年度は、戸別所得補償モデル対策が新たにスタートしております。今後においても、米の需給均衡化の対策としては重要な施策でありますので、引き続き、国・県・農協・農業関係団体等との関係者と協議を行いながら、推進してまいります。

次に219ページ、第6目、有害鳥獣駆除対策事業費であります。予算現額30万円に対しまして決算額30万円で、執行率は100%となっております。農作物への被害

をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなど139羽を駆除いたしました。

次に220ページ、第7目、地域農政推進対策事業費であります。予算現額55万7,000円に対しまして決算額20万7,897円で、執行率は37.3%となっております。農業者の高齢化など、担い手不足が深刻化する中、斑鳩町では担い手の育成対策として集落営農等の組織化の推進を行っていることから、地域の農業者の代表である農家組合長を対象に、奈良県農協の協力のもと、合同での先進地の視察研修を実施いたしました。この研修により、地域ごとで新たな集落営農の設立に向けて検討していただいております。また、個人の担い手対策としては、意欲のある農業者、認定農業者の方でございますが、これの掘り起こしや勉強会や意見交換会などの開催を実施いたしました。

次に221ページ、第8目、遊休農地解消総合対策事業費であります。予算現額78万4,000円に対しまして、決算額77万9,316円で、執行率は99.4%となっております。農地の保全を図る上で遊休農地解消は緊急の課題となっていることから、平成21年度は遊休農地解消に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、2班体制で解消に向けた取り組みを実施いたしました。1班は小規模農家の規模拡大、新規就労農希望者が容易に農業経営に参入できるよう、農地取得の際の下限面積を現行50アールから20アールへの引き下げを決定いたしました。2班については、遊休農地解消とあわせて生産調整や転作面積に実績参入が可能であり、生産面においても通常の米づくりと同じことや価格面においても比較的優位であることから、米粉などの新規需要米の推進を行いました。また、昨年度から、そば・菜の花・黒米・ジャガイモ栽培を実証展示圃で行いながら、「食」や「農」への理解を深めていただくため、そばやジャガイモ栽培において栽培サポーターの募集を行い、サポーターの方々と一緒に栽培を行いました。

次に222ページ、第9目、農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費であります。予算現額75万2,000円に対しまして、決算額69万3,955円で、執行率は92.3%となっております。農業者の高齢化等により、今まで農業者だけで守ってきた農地や農業用水路・農道などの地域資源の保全管理が困難になってきています。こういったことから、今までの農業者に加え、自治会等の非農家の方の参画を得て、新たな活動組織を立ち上げ、一丸となって施設の保全活動を行っていくという事業でございます。斑鳩町におきましては、平成19年度から2つの活動組織がこの共同活動に取り組みされておまして、平成21年度においても引き続き活動の実施をされております。また、環境に優しい農業に取り組む営農活動として、化学肥料を慣行から5割以上低減し、化

学合成農薬については慣行より3割以上低減する取組みを稲葉車瀬地区で実施をされています。

次に223ページ、第2項、林業費でございます。予算現額21万3,000円に対しまして決算額19万2,291円で、執行率は90.3%となっております。主要な施策の成果報告書の223ページをご覧くださいと思います。

第1目、林業振興費であります。予算現額12万円に対しまして、決算額9万9,947円で、執行率は83.3%となっております。林業振興について、森林の造成を推進し、国土の保全、水源のかん養、森林資源の利用等に資するため、造林事業を実施する者に対し、経費の一部を支援しました。平成21年度においては、法隆寺の山林において、0.77ヘクタールの間伐を実施をしております。

次に224ページ、第2目、里山林機能回復整備事業費でございます。予算現額9万3,000円に対しまして、決算額9万2,344円で、執行率は99.3%となっております。平成18年度から奈良県が森林環境税を徴収しており、この森林環境税を活用した事業として、平成18年度から5か年で荒廃した里山林の機能回復を図るため、里山林の整備を森林所有者の協力を得て、町内のボランティア団体により実施をしております。平成21年度においても引き続きボランティア団体により里山の下草刈り、不用木の撤去など里山整備を実施をされました。また、整備後の里山において、植物の観察会を実施をされ、里山の利活用に努められました。

以上が、第5款、農林水産業費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伴委員。

○伴委員 221ページの遊休農地の再生活動ですねんけど、これ50アールから20アールにこれ引き上げさせたということで、これ非常にいい取り組みやと思うんですが、実質のところ、これに対する反応っていうようなものはどのようなものでしょうか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 下限面積を50アールから20アールに引下げたのは、7月1日から施行しておりますねんけど、今のところ特に反応というのはありません。その20アールの制限を使っただけの申請は、今月1件出てる程度、それも農家どうしの権利移転ですので、期待しているようなことはまだ起こっていない状況です。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 非常に今までサラリーマンをされていた方で退職されてから、またそういうのに関心のある方というのもちらほらと、そういうのも聞きますんで、そのあたりに対する働きかけ、またそのあたりよろしくお願いします。要望でしておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第5款、農林水産業費についての審査を終わります。

次に、第6款、商工費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款、商工費について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。決算書152ページから157ページ、主要な施策の成果報告書の225ページから232ページまででございます。

第6款、商工費全体といたしましては、予算現額1億2,706万8,000円、決算額1億217万9,088円で、執行率は80.4%となっております。なお次年度へ1,695万円を繰り越しをしております。繰越額の内容といたしましては、観光ルート案内サインの設置に係る工事請負費250万円と三井観光自動車駐車場トイレ改修工事に係ります工事請負費1,445万円でございます。

第1項、商工費につきましても、同様の額の決算額となっております。それでは施策の成果報告書の225ページ、第1目、商工総務費でございます。予算現額2,430万2,000円に対しまして、決算額2,301万7,873円で、執行率は94.7%となっております。主なものは商工事業や観光事業に従事する職員の人件費とシルバー人材センターへの助成でございます。

次に227ページ、第2目、商工業振興費であります。予算現額1,663万1,000円に対しまして、決算額1,508万4,266円で、執行率は90.7%となっております。斑鳩町の中小企業を取り巻く経済状況は依然として厳しく、町内商工業者の経営の近代化、合理化及び安定化を促進するため、県が行う融資制度を活用した資金融資に対する債務保証料に対しての助成も、この情勢を反映いたしまして、増加傾向となっております。また、このような状況の中、地域経済活性化のため、地域振興事業、創業、経営革新への支援事業に取り組んでいる商工会に対しまして引き続き支援をしてまいりました。

次に228ページ、第3目、観光費でございます。予算現額1,701万円に対しまして、決算額1,511万4,662円で、執行率は88.9%となっております。

平城遷都1300年祭への宣伝誘致活動により、増加傾向を示しております観光客ではありますが、法隆寺を中心とした拠点通過型観光であります当町の観光では、観光による経済効果が少ない状況となっております。このような状況の改善を目的に、地域特産物の販路拡大と地域観光の振興に資するため、「斑鳩市」を開催することにより、観光力の向上に努めました。また、斑鳩を訪れる観光客に対し、「もてなし」の心を持って、案内業務、観光情報の発信、観光イベントを開催するとともに、観光客の誘致活動を行っている斑鳩町観光協会に対し、補助を行ってまいりました。また、歴史街道推進協議会など、観光振興団体とも協力しながら、斑鳩町の観光情報の発信を行い、誘致活動に努めてまいりました。

229ページ、第4目、観光会館費であります。予算現額53万5,000円に対しまして、決算額52万8,759円で、執行率は98.8%となっております。現在では、主に地域住民の交流の場として活用されている状況であり、これらの方々が安全で快適に利用していただけるよう、窓ガラスや鍵の修理を行うなど、適切な維持管理に努めています。また、地上デジタル放送対応テレビの導入を行いました。

次に230ページ、第5目、歴史街道ネットワーク事業費であります。予算現額624万7,000円に対しまして、決算額358万1,279円で、執行率は57.3%となっております。16回目を迎えました「太子ロマン斑鳩の里・観月祭」であります。奈良金剛会の協力により、金剛流の里帰り公演として、9月22日に県内外より多くのご来場をいただき開催をいたしました。また、斑鳩の里を訪れる観光客のため、観光パンフレットの日本語版、中国語版の更新を行いました。

次に231ページ、第6目、法隆寺iセンター管理費であります。予算現額3,726万3,000円に対しまして、決算額3,482万5,097円で、執行率は93.5%となっております。法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置づけられておりまして、指定管理者である斑鳩町観光協会により管理運営がされております。法隆寺iセンターでは、斑鳩町及び周辺地域の観光情報の提供・案内を観光ボランティアの方々の協力を得ながら、斑鳩町観光協会を中心として行っていただいております。アンケート等によっても観光客の皆様には好評をいただいているという結果が出ております。また、法隆寺iセンターの空調設備、LED電球取替工事を行い、光熱水費の削減を図るとともに、地上デジタル放送対応テレビの導入を行いました。

次に232ページ、第7目観光自動車駐車場運営費であります。予算現額2,508万円に対しまして、決算額1,002万7,152円で、執行率は40.0%となって

おります。三井観光自動車駐車場トイレ改修工事の1,445万円を次年度に繰り越しをさせていただいております。観光自動車駐車場につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っております。指定管理者であります斑鳩町観光協会におきましては、観光シーズン等の駐車予想台数を的確に把握する中で、職員の配置など調整をして運営に努めてまいりました。また、三井観光自動車駐車場の充実を図るため、トイレの改修につきましても、工事を進めることとして、必要な設計業務に着手いたしました。

以上が、第6款、商工費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伴委員。

○伴委員 230ページの観月祭の開催なんですけど、これ21年度は、ウォークイベントと連携してやっていただいたとこういうふうに書かれていますねんけど、本年は何かと連携して、また開催というようなことを考えておられるわけですか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 去年、平成21年度の観月祭の当日は、国民の休日となりました。9月22日がちょうど休みとなっております。5連休の4日目に開催することができました。このことからボランティア団体が計画されております花めぐりラリーが9月19日の開催にさせていただくことが協議ができましたので、連携することができました。このように今、日程等の条件もありますが、イベント同士の連携など、開催する計画に際しましては、新しい試みを入れるよう努力をしていきたいと考えておりますが、ことしに関しては、特にというたらおかしいですけども、連携するような事業を行っておりません。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 確かに日を決めておられるということで、平日になるか、また土・日・祭日に絡むか、これによって連携というのの難しさというのはあるとは思いますがねんけど、平日の場合、平日なりにちょっと考えていただいて、何かと引っつけてやっていただくということを今後検討していただきたいと要望いたします。

続きまして、232ページのこの三井観光自動車の駐車場ですんねんけど、これトイレの改修工事もしていただいたということで、これ、私思いますねんけど、これ法隆寺のほうの上のほうの駐車場と、これ何か連携するようなことができへんやろうかと。結局、

ひとつのチケットを買えば、また2つあって、1つを置いていくっていいですか、そんな感じで、こんな両方斑鳩こう回っていただくというようなこともできるん違うやろうかと。そういうこともちょっと今後考えていただけないかなと、私思うんですが、そのあたりはどんなものでしょうか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 法隆寺にある本駐車場とそれから三井にあります三井観光自動車駐車場ですねんけど、本来、三井の駐車場を設営した経緯はできるだけ斑鳩町を法隆寺だけじゃなく、法輪寺・法起寺も回ってもらうためにそういう設置を考えております。それで、今後もその形で三井の駐車場を極力利用していただくような活動をしていきたいとは考えておりますねんけど、チケットの件ですねんけど、法隆寺の観光自動車駐車場は、現在は駐車料金をとっております。三井につきましては、今減免で無料という形にさせてもらっておりますんで、チケットにより操作は考えてはおりませんねんけど、今後どういう形に三井の駐車場を利用するかということを検討を進める中で、そういうチケットの考え方等も検討していきたいと思っておりますんで、よろしくをお願いします。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 ちょっと町の姿勢として確認をさせていただきたいんですが、成果報告書では228ページに観光協会に対する支援という形であがってます。この観光協会なんですけど、以前から町長が会長となっている、こういう団体について、その組織のあり方とかいうのを私たちはいろいろ申し上げてきた経過もありますし、今、ここにきまして事務局長につきましても、以前からいろんな意見があった中で、高齢になられたということもあり、事務局長が替わられた。替わられたのはいいんですけれども、やっぱり町の職員の管理職を退職になった方が行かれた。行かれた方については、熱心な方でよくやっていただける職員さんやということは私もよく存じ上げてはおりますものの、ただ、形として、今後もそういう道がついてしまったのか、今後も、例えば社会福祉協議会でもそうですけれども、そうやって町の職員を退職された管理職がそうやっていくっていうような、もう形になってしまうのではないかと。住民の皆さんからも、そういう声はちょこちょこお聞きするところなんですけど、観光協会の事務局長のあり方について、この際ですので町のご意見をお聞きしたいと思っております。それと、指定管理者となったときに会長が町長であるということで、会長の、町長の名前で書類を作成するのはどうかということで、町長の名前ではなく、どなたでしたか、副町長の名前やったんか、どな

たの名前かで何か書類を作成したか何かそんな話をちょっと聞いたんですが、その状況をちょっと私のはっきり認識をしておりますので、この際ですので、認識をさせていただきたいというふうに思っております。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、ご指摘の関係等については、私は職員の退職者をこの事務局長にするとかしないとかいう問題よりも、やっぱり、今そういう点の関係よりもやっぱり財政的な面を考えますと、観光協会、職員そのものについては18万8,000円という給料等考える中で、私はやっぱりそういうことも十分配慮しながら、何も職員が必ずそこへ行くということにはならないと思いますけれども、やはり、適材適所のことを考えていくというのが一番ベターであろうと考えておりますし、また、今、ご指摘のように委員会の中で、副会長の名前で出された。これは当然やっぱり観光協会会長は私ですから、私の名前で出すのが当たり前であるということでございます。ただ、金銭的な関係等については、結局、副会長が申請をされて、受理されるということになってまいります。当然会長は私の形ですから、当然そういう点については、会長名で書類を提出するのが本来であろうと思っております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ですから、組織的なあり方として、今後も十分検討していかなければならない問題だなというふうに思っております。指定管理者との関係、そして、また退職なさった職員さんが管理職の場合はそういうふうな一定のポストに就く、管理職でない場合は、再任用というような形で満額の年金の支給が65歳からになったということの中でそういうシステムになってきている傾向も強いかなとは思いますが、ただ、管理職を経験した職員さんはああやって天下りみたいな形であっちこっちへ行かはるのかなという印象を町民の方々から、そういう印象を受けられたという感想をいろいろ私もお聞きする中で、そのあり方がどうなのか。常々私たちは考えている状況にある。町民の方たちはそういう見方をしておられるってということについては、町のほうもご承知をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、231ページに法隆寺iセンターの充実ということで、空調設備とLED電球の取り替え工事を行っていただいたということなんですが、iセンターはそもそも県がつくった施設で、管理は町が行う。当初そういう形でスタートいたしましたけれども、その後の状況を見ていると、もう町に丸投げという形で、あとあといろいろな問題が出てきたときに、町がいろいろなことをせんとあかんようになってきているのかなとい

うふうに思うんですが、今回のこの空調設備やLED電球の取りかえ工事のこの金額っていうのは、丸々町が単独で、町単事業としておやりになったのかどうか教えていただきたいと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、里川委員からご指摘のように、このiセンター、近畿初めてのiセンターということで、県が誇りを持ってつくられたわけでございますけども、いつも県の関係等については、つくることはつくるけども、後の維持管理、あるいはそういう点については、もう年数がたってきますと、もう10年たってきますと古くなってくる。あるいはリニューアルせなあかんということになったら、担当のほうに申し入れますと、もうそれは予算がないとか、あるいはそういう高額のものについては難しいということで、ああいう一番最新の機械を入れられた多目的な関係の1階あるいは2階の西岡棟梁の関係等についても、1階はもう撤去して、今はもう寄附いただいた夢殿を置いてますし、周辺はベンチということでしていただいた。2階のほうも、私は野村工芸さんにせっかく県から最新の技術やということでやっていただいた、藤ノ木の関係もやっていただいているのに、部品がないとかあるとかいう問題やない。ほんなら修理できますやないかというて、この間からずっと調整中ではあったやつを、現場で見た職員に、これ一遍どうなったんのと。せっかくこんだけのものを、部品があるないとか、お宅さんが責任持ってやらんなあかんやろうというてたら、修理をしましてですね、今現在は、うまく活用されるようになりました。その経費は50万かかったんですけども、今、私は川端課長に、県に対しても、やっぱりこういうことの関係等については、やはり当然支払っていただくような便法をとるように、努力をせえという話もされてますし。いろいろとこの関係等についても、朝から演説されている日本共産党の宮本県会議員も、なかなかいろいろとしゃべっておられますよってに、ありがたい話ですけども。いずれにいたしましても、やっぱりこういう点については、私はやっぱり県というものは、今でも一緒ですけども、仮にやっぱり、今、荒井知事が、昨年あたり、災害の関係でも、水害が起こったところはやっぱり奈良県下で網羅して、その点をやっぱり重点的にやれと言うところで、斑鳩町でももう2回起こった中でも、なんら、奈良県の郡山土木を見にきたこともなけりゃ、こっちから申請して初めてわかりましたという話だけですので、やっぱりこういう点についても、もっと連携を密にしていかなかったらですね。やっぱり、県と今、大阪の橋下知事が言うように、もう県はもう存在価値はないやないかと。大阪市の存在価値ないということで、道州制とか広域圏化を、今、関西広域圏化を、奈良県は参

加しないということになっておりますけども。やっぱりいずれにいたしましても、やっぱりそういう昔のような行政の関係であったら、必ず県とうちの職員とで、やっぱりもう災害が起こったら、お互いに郡山土木の職員とやっぱり分かち合いながら、やっぱりこういう点については改良しようということもやっていただいたこともございます。やっぱりそういう点になっていかなかったら、今、里川委員のご指摘のように、やっぱり何でもかんでもしてやったと、これでもう後はお宅でやりなさいということには相ならんと思いますし。やっぱりせっかくの世界遺産がある法隆寺を中心としたこの斑鳩町の町を、やっぱり県の方々も十分目を届いていただいて、何かあったら法隆寺の案内やと、お寺へこれ来賓が、国賓が来るとか、そういう点については、県の関係については、必ず連絡がくるはずでございまして。そういうことを踏まえた中で、我々としても、これから今後県との関係についても、非常に大事なことだと思っております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 この1, 575万円の内訳ですね。空調設備にいくらかかって、LED電球の取り替え工事にいくらかかって、そして、この金額がすべて町が単独で、今の町長のお話から全部出しているのかなと。何らかの取れるものっていうのは、なかったのかなっていうふうには思ったりするんですが、その辺の内訳的なものはどうなってますか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 空調設備またLED電球の取り替え工事ではありますが、この工事は地域グリーンニューディール基金事業という事業を使わせてもらってます。その中の公共施設の省エネ・グリーン化推進事業を取り入れておりますので、この事業は100%補助という形になっております。それと、空調等の取り替えですねんけど、空調設備につきましては753万かかっております。それから、LED機器の取り替え一式が381万円。これは物だけの工事ですて、あと取り替え工事費が約400万かかっているという内訳になります。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今ちょっと聞いて、工事費が高いのはびっくりしたんですけどね。LED電球が補助あるっていうのは多分そうだろうと。一般の消費者にも、私たちが買うときにもエコポイントを使うとLED電球、エコポイントで半額ぐらいになりますのでね。今、すごく安くで、3,000円ぐらいするものが1,500円ぐらいで買えると。エコポイント使えばね。そういうシステムになってるようですので、ですから、自治体においても、一定のそういった何か補助があるのかなっていうふうに思っておりましたら、そ

ういう100%補助であるという形でお聞きをしたんですが、空調設備もあわせて100%補助ということではないですか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 もうすべてあわせて100%補助になります。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 木田委員。

○木田委員 227ページの活力ある地元商業の確立というところに、商工会に対する支援という中で、平成20年度と21年度と比べたら、加盟数は490から474というふうに1年で16社というのか、16件も減ってきておるような状況の中で、斑鳩町の商業をこれから発展させようと、町もいろいろと考えて努力してくれてはるねんけれども、実際問題としてそれができるのかどうかという、やっぱり大型店舗であったら、オートバックスなんかでも今国府のほうへやっぱり移転してしまったり、そしてまた植田石油も月末でやめはったり、いろいろとそういうこの25号関係でもそういうふうにどんどんと閉鎖とか移転とかされるような状況の中で、斑鳩町として本当にそれが実際活力のある商店というんですか、それが商業として発展していくんかどうかという、その点が何かもうひとつ思ってるようにはいってないように思うねんけど。いろいろ債務保証とかいろいろやってくれてはるねんけども、それには本当に効果を発揮しているのかなど。やっぱり観光だけ、文化観光都市で、文化は斑鳩町は今までからのずっとある文化ですよって、別にそれが減ることもないし何やけど、観光の面においても、徹底したやっぱり観光客を迎えられるような、まだ体制には、私はなっていないように思いますわ。やっぱり仮にバスだけやなしに、法隆寺駅からずっと歩いてこられるというような形の中でも、それがまだいまだに完成してないというようなところにもあるやろうし。そして、またこれ今、そばとかいろいろ考えてやってくれたはるのやけども、それでも、それがなかなかそれ思うように値段の面とか、やっぱり今はもうある程度、安売りというんですか、おいしいものを安く食べれるような時代になってるから。だから、本当に斑鳩町の商工業活動は実際もう活発になっていくためには、どうしたらいいのかなど。やっぱりもちろん町だけの努力では難しいと思うのやけども、それにはどうしたらええのかなって、私かていろいろ考えても、なかなかこれやという決め手はないと思うのやけども、町もこないして一生懸命努力してくれてはる、その努力はわかるのやけども、これから、10年も20年も先のことを考えたらどういうふうにやっていったら一番ええのかなど。やっぱりもう法隆寺さんだけに頼らずに、またやっぱりいろんな観光の面も考えて、やっぱりやっていく方がええんかなとか、いろいろ考えるねんけど。町として

は、今後どのようにやっていこうと思っはるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田委員もご指摘のように、この21年度の結果を見ますと、商工会の会員数が490から474とか、その中でも活力ある地元商業の確立ということですので、私は、最近のやっぱり商工会の考え方というのか、皆さん方がやっぱり何とかしなきゃいけないということで、私が今一番ありがたいのが、やっぱり商工会青年部が非常にやっぱり会員数もふえてまいりましたし、やる意欲というのか、そういうものがこの7月の商工まつりにおいても、あるいはいろいろ斑鳩町の商工会の青年部から、奈良県の商工会連合会の青年部部長ということになっておられますけれど、何かそういうものを、斑鳩に活力あるものややっぱりしていきたいということで、いろんな商工会の補助金というのか、地域活性化の補助金というものを活用して、その地域、地域に何かを、仮に陶芸とか、あるいはそういうもののかを考えた、いろんなことをされている今企画とかそういうものを真剣に考えておられる方があるし。私はやっぱり商工会そのものについても、これからはやっぱりいろいろな地域地域で、それはやっぱり並松商店街でも、今はその商店街等が活力がないということをおっしゃるけども、私はやっぱり商工会等について、並松商店街を1月1回ぐらいは100円ショップとかそういうものをやっぱりして、あの間通行止めして、やっぱり何らかの形でやっぱりしていくということをしていかなかったら。あるいは竜田市、竜田市としての基本を示していくとかいうものやっていたらですね。私は、やっぱり何かをやっぱり催しすることによって、必ず最初はなかなか来ません。三井の法輪寺前でも、フリーマーケットしてもですね、3件か5件ぐらいのものだったら、1年たってようやく10件あるいは20件、もう今だったら40件以上こられる、それにもやっぱり抽選をしなきゃいけないというような状況までなってきた。そういう継続をしていくということが、これからのやっぱり斑鳩町の商工会に課せられた問題だと思います。何も法隆寺があるからどうかというのも、法隆寺そのものについても、結果的には、やっぱり門前の業者さん等が潤うというのか、やっぱりそういう関係になってくるし。その関係等については、町はそれだけの資本投下をしなきゃ、あるいはそういうものを資本投下しなきゃいけませんし、やっぱりそういうものについて、これからやっぱりJR法隆寺駅のあの間がですね、私はかなりやっぱり土曜、日曜、あるいはそういう点については、もうバスですね、臨時バス等についてはいつも満杯という現象も起こってますように、非常にやっぱり今J

R王寺駅も活用されている部門も、今観光案内所をたまに見ますけれども、今日は何人来ましたかという、大半がやっぱり法隆寺等を訪れられると。それとあわせて、土曜・日曜は高速料金が1,000円になりましたから、法隆寺インターへまずこられて、そこから法隆寺を見学して、それからというのは、かなりふえている状況であると思いますし。やっぱりそういうことを考えますと、ゴールデンウィークでもあるいはそういうふうな状況でも、ほとんど東京、関東方面のプレートとか、名古屋方面のプレート、あるいは九州方面のプレートとかですね、ほとんどもうそういう車が町営駐車場にとまっているとか、あるいは現状がございまして。そこらをうまく活用していく、それをやっぱり商工観光という結びつきを示していくのが今後の斑鳩町の体系だと思えますし、それは、やっぱり私はひいては、この任に当たる商工会の会長をはじめ、あるいは商工会の青年部長、あるいはまた女性部長がお互いに結束をしながら、この町の活性化にやっぱり寄与していくことが将来のこれからの発展につながっていくのではないかと考えています。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 それと、商工会の中に、あれ何か入って左側に2人ほど仕切りみたいにしてはるけど、あれはこの生駒郡の商工会の連合会の中から派遣されてはる、そういう形になってますのかな、あれは。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 何年か前に、商工会も合併ということで、広域化ということで、これの関係等については生駒郡の三郷、平群、安堵、斑鳩ということで、その商工会の会長されている竹本さんが、斑鳩町で事務局を設けるといってさあしてですね、そのときの覚書を見ますと、会員数で会費を振り分けるということですから、斑鳩町が一番会員が多いわけですから、いわゆるその点については、持ち出しが多いわけで、今、会長が苦勞していますけれども。そういう関係で、斑鳩町に広域圏の商工会の三郷、平群、安堵の方があそこで常駐されると、1名ずつ、そういう関係でございまして。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 とにかく商工会自体の活動がやっぱりこれからもどんどんとそういうのをされて、やっぱり斑鳩町が衰退していかんようにですね、やっぱり行政も頑張っていたきたいなというふうに思いますし、それと平城遷都1300年ですか、これで町は今までどれぐらいの観光客というんですか、町営駐車場も含めて、今まで、昨年に比べたらどれだけふえたとか、それ以前と比べてどのぐらいのパーセンテージというか、何人と

かというような形では言い切れへんけれども、どのぐらい増加するいうんか、その増加をどういうふうに受け取ってはるのか。多分、今までよりは何ぼかふえてるように思いますねんけども、どうですか、その点は。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 この関係等についても、町営駐車場そのものよりも、周辺のやっぱりみやげ物屋さんが駐車場を設けてますから、やっぱり団体とかそういうものはやっぱり東北方面とかいろんな関係で、修学旅行とか、みな誘致に行かれますから。そういう点では、富の里とか、あるいはかどやとか、松本屋、あるいはまた聖光堂、そういうところにバスが配置されますから、町としては、一般的に町のほうに入ってこられるという関係でございます。そんなに、バス等はふえてるという感じは、乗用車がふえてるといような現状は、それはよくわかります。ただ、昨年度は新型インフルエンザの関係で、4月から6月はほとんど来なかった。その分が秋に回ったということでございまして、これは一番難しい問題は、やっぱり町営駐車場、あるいは門前業者でも、斑鳩町の場合は、3月、4月、5月、6月ぐらいまでが修学旅行で、また9月、10月、11月ぐらいですから、6か月から7か月はひとつの商売時ですから、あとがうまくコンスタントに来ていただいたら、本当にありがたい話ですけども、その辺をどうしていくかということが我々に課せられた大きな問題で、もし2月の暇なときにああいう斑鳩市をやったりですね、いろんなことをやって、活用、販路を広げていくというのも大事なことだと思うし、私は、将来的にやっぱり斑鳩町町営駐車場をやっぱりもっと活用する方法を考えて、閑散時のときに、何かをやっぱり催しをするということもこれからのやっぱり大きなイベントではないかなと思ってますし。その点については、あとで農家の方々、あるいは一方では、長野県あたりから野菜とかを仕入れて、やっぱりそういう販売の経路も持ってくとか、そういうこともやっぱり踏まえたこともやっぱり十分考えていくことも大事だし、やっぱり今、富郷がやっている朝市でも、できればやっぱり昔やってた、睦会がやっていた法隆寺の農協倉庫のところです、あこらをやっぱり活用して、町営駐車場に車をとめていただいて、そして、ああいう朝市をすとかですね、やっぱりそういうものもこれから大事だと思いますし、ただ木田委員もおっしゃるように、バスの関係等については、そんなにふえているということではないと思います。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 今、町長、そないして積極的にやっていこうというふうな考え方を持っておられるということで、おくれんようにできるだけ早いこと、やっぱりそういう方向に向

かっていただきたいなど。そうでなかったら、もう今の現状を見てたら、やっぱりあな
いして1年間で16件か、何ぼか、商工業者が少なくなっていくというような現状を考
えたら、これからもどんどんまた減っていくのではないかなど。やっぱりこの斑鳩町の
町の火を消してはいかんということで、積極的にやっていただきたいということをお願
いしておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

私のほうからひとつ伺います。毎年商工会は約300万円ほどの赤を出して、貯
蓄があと2年分ほどしかないと聞いております。これは、去年の決算委員会のときにも
お聞きしたと思うんですけども、高給、給料の多い方が辞められて、これで赤はな
くなるやろうと思っていたら、県の商工会の連合会から人員が配置されたと。それで、去
年の赤が180万、120万減ったという喜んではりますねんけども、別に減ってない
わけで、その人の給料が少ないから180万の赤で済んだというだけのことであろうと
私は分析してるんですけども。その方が辞められて、これでよかったなと思ったら、
また新たな人が配置されたと。これは商工会が雇ったんやなしに、県から派遣されてき
ていると。そういうふうな状況にある。これもあと2年ほどで貯金がなくなって、正味
の赤になってくると。そこら辺、去年も、指導をどのようにされるのかお聞きしまし
てんけれども、商工会の会長もかわられたということで、そこら辺、商工会とどのよう
な話をされているのか、お聞きしたいと思います。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 商工会は、先ほど町長も申しましたように、合併の方向に向いて一
応話も進んでいるということは聞いてますねんけど。今、人事の関係で県の連合会が、
県下の人事を動かすというような状況と聞いております。それで、人数が減れば削減、
配置するというような形で人事配置をされているとは思いますがねんけど。今後、経営に
関しましては、商工会についての職種、いろんな経営相談とかいろいろ事業をやってお
りますんで、人的にはしんどいということを言われてますねんけど、徹底的な経営改革、
改善等をするような形で、協議は進めております状況です。

○嶋田委員長 経営相談やとか、商工会のってありますけども、自分とこの経営がうまい
こといかへんような状態になってきてますんで、そこら辺は、町の強い指導でもって、
指導していただきたいと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 それとあわせて、商工会は、来年事務局長が退職をされるわけですから、そ

の辺のどこをやっぱり事務局長をどうしていくのか、その職員が上へあがるのかどうか分かりませんが、やっぱり一人の減を守っていかなかったら、これはもう今、委員長がおっしゃるように、とにかく今までの基金を取り崩して、なおかつ赤字やという状況ですから、そりゃもう大変なことは目に見えてます。ただ、上村会長も喜んでおられるのは、町からこういう810万円と商工祭350万円の補助をもうてるから、商工会というのは成り立っているぞということを上村会長は以前からずっと言って、いつも礼に来られますけれども。やっぱりそういうことを十分考えていかなかったら、やっぱり職員の補充というのが、何も金がないのに県から割当てやとかいうことで、もう1人の方がもう辞めて、生駒市かどこかの職員でいかれたわけですから、あともうもらわなかったらいいのに、またもらうという、そういうところに私は何か欠点があるんじゃないかなど。やっぱり、はっきりともう斑鳩町かて金ないねんと。金ないやつを県からその人の分だけでも県が払ってくれるのやったらわかるけれどもということやっていかなかったら。ふえるわ、我々の皆さん方がだれが来たかわからんという方がたくさんおられますからね。せめて、やっぱり議員さん、あるいは我々のところへもわかっていただいたらいいですけども、今おる職員だけでもわかるか、わからないというような現状ですから。やっぱりそういう点については、やっぱり嶋田委員長がおっしゃるように、十分そういう点については人件費も減らして、できるだけやっぱり今は赤字をふやさないというか、できるだけ決算でいけるようにやっていく指導をしていかなければと思います。

○嶋田委員長 強い指導力をお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第6款、商工費についての審査を終わります。

次に、第7款、土木費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川建設部長 それでは、第7款、土木費につきまして説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。決算書の156ページから167ページでございまして、主要な施策の成果報告書の233ページから252ページまででございまして、土木費全体といたしましては、予算現額9億2,084万4,000円に対しまして、決算額7億8,831万3,417円で、執行率は85.6%となっております。

主要な施策報告書の233ページをお願いいたします。

第1項、土木管理費、第1目、土木総務費であります。予算現額7,111万1,0

00円に対しまして、決算額6,923万7,111円で、執行率は97.3%となっております。主なものは人件費でございまして、そのほかには、備品購入費としての公用車の購入に伴う経費、使用料及び賃借料で、土木工事に係ります設計及び積算を迅速に行うためのパソコン活用の経費や、道路や河川などの整備促進などを目的といたしました各協議会等への負担金でございます。

次に、第2項、道路橋りょう費でございます。決算書の158ページでございます。予算現額2億4,242万5,000円に対し、決算額は1億4,348万5,433円で、執行率は59.1%となっております。

主要な施策の成果報告書の234ページ、第1目、道路維持費でございますが、予算現額4,078万4,000円に対し、決算額3,253万7,565円で、執行率は79.7%となっております。安全で快適に道路を利用いただくための維持管理に要する経費でございまして、定期的に行います道路パトロールにおいて確認したものや、住民の皆さん方からの連絡によるものなどで把握をいたしました、舗装が悪くなった箇所における舗装の補修や道路排水施設などの道路構造物の補修にかかる工事請負費、また路肩の草刈りや未登記道路敷地の整理に伴います登記の委託料などでございます。

次に237ページ、第2目、道路新設改良費であります。予算現額2億164万1,000円に対しまして、決算額1億1,094万7,868円で、執行率は55%となっております。地域活性化・緊急経済対策臨時交付金によります大和川堤防道路、岡本循環道路の道路改良事業に要する経費、6,118万円を次年度に繰り越しをさせていただいております。主な執行内容でございますが、5カ年計画道路の継続路線として2路線、6m計画道路として2路線、その他の道路として6路線の改良事業工事を実施いたしました。

続きまして、第3項、河川費でございます。決算書の160ページをご覧くださいと思います。予算現額1,574万5,000円に対し、決算額1,259万781円で、執行率は79.9%となっております。

主要な施策の成果報告書の240ページで、第1目、河川総務費でございますが、予算額745万1,000円に対しまして、決算額744万5,781円で、執行率は99.9%となっております。内容といたしましては、まず毎年春に実施をしていただいております地元自治会における水路清掃に伴う土砂の処理を行ったものでございます。また住環境の改善を図るため、自治会等の受益者が自発的に施工されました水路改修及び水路浚渫工事3地区でございますが、これに対する経費の一部を支援したものと、水路浚

漂工事に要したものでございます。

続きまして242ページ、第2目、河川改良費であります。予算現額829万4,000円に対しまして、決算額514万5,000円で、執行率は62.0%となっております。浸水対策の推進事業といたしまして実施いたしました浸水対策計画において、町内の4水路の現状調査を行いました。また、予定をしておりました水路改修につきまして、用地の協力が得られず、工事着手ができなかったために執行率が低くなっております。

続きまして、第4項、都市計画費であります。全体といたしましては、予算現額5億8,484万円に対しまして、決算額は5億5,646万4,186円で、執行率は95.1%となっております。なお、次年度へ288万円を繰り越しをしております。繰越額の内訳としては、都市計画総務費の法隆寺線整備事業及び都市計画マスタープラン策定業務委託料でございます。

まず243ページ、第1目、都市計画総務費では、予算現額1億95万9,000円に対して、決算額8,504万4,828円で、執行率は84.2%となっております。人件費以外の主な執行といたしましては、町内道路網の骨格となる都市計画道路の整備に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理経費、既存木造住宅の耐震診断に対する支援に要する経費、経済危機対策臨時交付金による公用車の購入、斑鳩町都市計画マスタープラン策定業務委託及び地震ハザードマップ作成業務委託の経費でございます。まず、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業であります「いかるがパークウェイ」では、主に円滑な事業の整備促進に向けまして、国との調整及び地元対応を行ってきたところでございます。事業では、稲葉車瀬区間では道路造成工事と稲葉岩瀬橋橋りょう上部工の一部工事が実施をされているところでございます。岩瀬橋から三室交差点までの区間では、地元の自治会との道路構造協議について協議を行ってまいったところでございます。

次に、都市計画道路・法隆寺線の整備でございます。国道25号から南へ約680mの区間の整備事業であります。未取得の事業用地は残り1件となっておりますが、地権者のご理解を早期にいただき、25号との接続を行い、事業効果を発揮できるよう努力してまいります。

次にJR法隆寺駅南北自由通路の維持管理でございますが、安全で安心して利用いただけるよう機械設備の保守点検や清掃管理費に要する経費及び電気代等需用費関係の経費を執行しております。

次に、既存木造住宅にかかります耐震診断に要する経費の助成であります。平成20年度から診断にかかる費用の個人負担を無料として、引き続き多くの方々が耐震診断を受けていただいております。今年度は20件の耐震診断に対する助成を実施し、これまでに累計で95件の方々に

診断を受けていただきました。また平成20年度に診断を受けていただきました30件の方に対するアンケートの実施をいたしましたところ、約60%の方々から、耐震改修にかかる費用が高額であることを理由に改修に踏み切れないという意見もいただいております。こうした意見にこたえるため、平成22年度から耐震改修工事に対する支援事業を実施するという事としております。

次に、斑鳩町都市計画マスタープランの策定でございます。これは、上位計画に当たる斑鳩町総合計画や県が策定主体となります都市計画区域マスタープランなどをもとに、斑鳩町の都市の将来像や土地利用の方針を明らかにし、斑鳩町における都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすもので、都市計画法にもとづきます「斑鳩町の都市計画に関する基本的な方針」に当たるものでございます。平成20年から3カ年をかけて策定作業に取り組んでおりました。平成21年度では、マスタープランにおける都市像・地域別市街地像、全体構想案の作成などにかかる委託経費について予算を執行しております。

次に245ページ、第2目、公共下水道費では、予算現額3億5,494万1,000円に対し、決算額3億4,731万2,268円で、公共下水道事業特別会計への繰出金として支出をいたしております。詳細につきましては、公共下水道事業特別会計において説明をさせていただきます。

次に246ページ、第3目、都市下水路費につきましては、予算現額190万円に対し、決算額178万5,000円、執行率は93.9%であり、都市下水路4路線の浚渫作業等を実施をし、都市下水路の適正な維持管理を行っております。

次に247ページ、第4目、公園費であります。予算現額1,046万1,000円に対して、決算額は991万9,687円で、執行率は94.8%であります。主に公園の維持管理費であります。公園等に設置されております遊具による事故が全国各地で発生していることから、事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者に公園施設の安全点検と保守点検業務委託を行っております。本年度は、町管理及び自治会管理の公園におきまして、遊具が設置されている公園、広場37公園において専門業者への委託による安全点検を2回実施をいたしております。なお、自治会管理の公園につきましては、これらの点検により異常等が見受けられた10件の自治会に報告をいたしまして、すべて修繕等の対策を講じていただいたところでございます。

次に248ページの第5目、都市計画審議会費でございます。予算現額12万円にしまして、決算額5万円で、執行率は41.6%となっております。審議会を1回開催

したことによる委員報酬でございます。開催をいたしました審議会では、主に線引き及び用途地域の定期見直しに関すること、都市計画マスタープラン及び景観施策に関する基本的な考え方、及びJR法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況の報告をいたしております。

次に249ページの第6目、開発指導調整費であります。予算現額86万6,000円に対しまして、決算額は66万695円で、執行率は76.2%となっております。都市計画法など、関係諸法令及び町開発指導要綱にもとづき、より良好なまちづくりの推進に努めてまいったところでございます。また、屋外広告物に関する事務につきましては、違反広告物の撤去、また屋外広告物許可申請にかかる事務処理を行い、町の美観維持に努めてまいりました。

次に250ページ、第7目、景観保全対策事業費であります。予算現額757万3,000円に対しまして、決算額624万214円で、執行率82.4%となっております。本町の景観形成の基本方針策定及び景観条例の策定のため、平成21年、22年度の2カ年でその作業を進めているところございまして、現在、景観計画策定委員会において審議をいただいているところでございます。平成21年度では、その基礎調査にかかります委託経費について執行いたしております。また、身近な緑化の推進として、小学校の入学記念樹として4月に町の花「サザンカ」を、11月の産業フェスティバルでは「ブルーベリー」の苗木をそれぞれ配布し、町内におけます緑化推進と住民意識の高揚に努めてまいりました。また、法起寺や法輪寺周辺などの自然景観や歴史的景観が一体となった地域において、潤いと安らぎが感じられる風景や景観の形成を図るために取り組んでいます景観形成作物・コスモスの栽培でございますが、5地区農家の方に協力いただき、2万8,843㎡においてコスモス栽培を実施いたしました。これらの取り組みに要する委託料等の経費を執行しております。

次に251ページの第8目、JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。予算現額1億802万円に対しまして、決算額は1億545万1,494円で、執行率が97.6%となっております。JR法隆寺駅周辺整備事業では、当町の玄関にふさわしい魅力ある交通拠点として、町民や来訪者が、安全に安心して駅を利用いただけるよう、駅舎のバリアフリー化や駅前広場、駅へのアクセス道路など、駅周辺を一体的に整備するものとして、今日まで事業を推進してきております。21年度の事業の取り組み状況と予算の執行といたしましては、5号線整備事業の用地を取得し、また、南口広場や周辺道路整備に伴います測量・調査を実施いたしました。また、そのほか、周辺道路の整備にかかる地元調整、関係機関協議などを行い、事業の推進に努めてまいりました。

続きまして252ページの第5項、住宅費、第1目、住宅管理費であります。予算現額672万3,000円に対しまして、決算額653万5,906円で執行率は97.2%でございます。快適な居住環境を確保するための維持管理に要するものが主なものであります。今後も入居者の方が快適に安心して暮らしていただけるよう維持管理に努めてまいります。

以上が、第7款、土木費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりました。19時まで延長いたします。

第7款、土木費について質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 成果の250ページの真ん中、苗木の配布で、今、説明ありましたサザンカの苗木を260本、小学校の記念樹として配布したということなんですけども。前にも私、建設水道常任委員会の関係で、サザンカが春先に新芽を吹いたときに、毛虫が大発生するというので、ちょうど都市計画道路・法隆寺線の中央公民館、東へ出て、南へ行ったところにサザンカが都市計画道路に植えられているんですけども、大発生しまして、それで、近隣の家の庭木にそれが移って行って、被害が出たというような、2年ほど前でしたか、ありましたんで、サザンカを植えるのは、ちょっと考えたほうがいいよということで指摘をさせていただいた経緯があるんですけども、これまた苗木を配られてるんですけど、全然、その反省が見えないなと思うんですけど、その点についてはどうですか。

○嶋田委員長 加藤都市整備課長。

○加藤都市整備課長 入学記念樹のサザンカですけども、もちろん基本的には町の花ということで位置づけまして、入学児童に対してその思いでの時期にそういった町の花を知っていただこうと、認識していただこうという意味も含めまして配っているわけなんですけども、ただ、おっしゃるように法隆寺線、私が建設課におりましたときも毛虫が出て駆除をいたしたところがございますけども、そういった町の花であることを意識した上で、配らせていただいているというところがございます。そういった駆除を、当然毛虫が発生していることも十分把握した上での、こういうサザンカを配らせていただいているという状況でございますので、反省とおっしゃいますけども、ほかの花となれば、記念のときに配る花として何が適当なのかということも含めて検討していかなければならないかなと思います。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 この毛虫、桜の木でも大発生するとか、毛虫の好みもかわってきているように思うんですけども。町の花サザンカという指定のもとに配られたと、今答弁ありましたんですけど、やはりそういう弊害も多々見受けられます。うちの庭にもサザンカが大発生しておるんです。だから、駆除しているんですけど、これ、苗木配られて、その苗木がまた各家庭で被害が隣へ移っていくということも十分考えられると思いますんで、今後、またそういった苗木を選定する際には、十分考慮していただきたいなということ指摘をしておきます。それと、246ページの都市下水路の管理、3号線、5号線、10号線、12号線の都市下水路の浚渫工事をしたということなんですけども、これは、いつも、今言いました4つの号線のみを定期的に浚渫されているんでしょうか。それとも、たまたま21年度はこれを行ったということなんでしょうか。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 都市下水路の浚渫につきましては、隔年で行っている路線、通常定期的に行っている路線と分けて行っております。3号路線、5号路線、12号路線につきましては、ほぼ毎年行っている路線でございます。また、10号路線につきましては、部分的に隔年で行っている路線でございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 同じ都市下水路なんですけども、本年の8月27日に床下浸水になったというそのところも、都市下水路が関係しているのではないかなというふうに思いますねんですけども。その対策ですね、実際その都市下水路があふれてつかったのか、あるいは、そこに降った雨が排水できなくて床下浸水になったのか、その点はどちらなんですかね、これ。毎年こないしてやってもろていても、それがはけなかったというのは、何かそこに原因があるのかなというふうに。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 主に、12号都市下水路、駅前付近ですけども、そこで浸水、ことしも2回にわたって浸水したということでございます。そのうち1カ所につきましては、どうしても宅地が低い個所がございまして、水路をオーバーする以前にその内水が排除できないという個所がございまして、その個所につきましては、土のうを運びまして、玄関に積んで、玄関の中に入らない、床上までこないような対策をとっているところでございます。もう1カ所につきましては、その上流、第一地所から来る水の内水が都市

下水路に流入が負けているというような状況で今現在把握しているところでございまして、これにつきましては、今後、一般質問でもございましたが、町内の水路等の検討を進める中に、そこも検討材料として、これから町におきまして対策をとっていきたいと考えているところでございます。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 土のうを積んだということなんですけれども、土のうだけで水を防ぎ切れるのかなと。やっぱり土のうなんかは浸透して、じわじわとにじみ出てくるように思うねんけども。短時間でそれが排水できれば、それでも防げるやろうけど、長時間、やっぱりつかっているっていうんですか、水が滞留しているような状況の中では、土のうはあんまり効果ないように思うねんけども。やっぱりそれしかもう方法がないというんですかな、それは。それよりも、床がというのか、宅地が低いところについては、これはもう致し方ないとしても、ある程度そうでないところについては、その都市下水路の改修というんですか、それを何とか早いことやっていただいて、こんなん毎年毎年、こないして新聞記事になるようでは格好悪いですやんか、斑鳩町がね。だから、その点について、もう少し町の部分については、やっぱりもっと早いことやってもらうように、そうでなかったら、あそこのわし、いつも高安のとき言うてるけど、あそこの前のところで、あんな土のうずっと並んで積んであるようなところ、いつまでもこれからまだ県の河川やからいうて、10年も15年も積んでおくようなことあってはやっぱりいかんと思うので。何とかそれを防止するためにはですね、やっぱり県の方だけやなしに、やっぱり町としてもそれを防止するために、何か方策がないのかなというふうに思ってますねんけども。その土のうだけでそれは浸水というのか、それは防げるのかなと、わし、ちょっと不思議に思いますねんけどね。どうしてもその中に土入っているだけやから、それが一応ある程度吸水というんですか、吸収したらもうそれ以上は吸収しないとなったら、そこからじわじわと漏れていくというふうな形になるのではないかなと思うのやけど。これは短時間で、1時間か2時間で、もうその排水というんですか、降雨っていうんですか、それが終わってしまったら、それで済むんかもわからへんねんけど。そういう長時間になってきたら、そんなん低いところに土のう積んで家の中入らんようになっておっしゃってますけど、それだけでその家の中に水が浸水してくるのを防げるのかなと。もうそれこそ、人力で水をかい出すというのか、それしか致し方ないのかなというふうに思いましたけども。それらについて、その低いところについては、結構なんですけどねんけども、そういう都市下水路のやっぱりこの斑鳩町の都市下水路が、そこからあふれるというよ

うな形にはならんように、何かこれから考えていただきたいなと思いますねんけど、それについてどう考えておられるのか。

○嶋田委員長 小城市長。

○小城市長 木田委員のご指摘の点については、第一地所の関係から流れてくるわけですが、私も昨年そこでずっとおって、もう瞬間的に降ったら、八百丑さんとこのちょうどその裏に水路がありまして、もう、向出さんの辺りから水があふれ出てきますし、そこから直通のところはもう多賀の米屋さん、服部道に出ますから、その当たった水がこっちに12号水路に流れますから。もう必ずわずか15ミリ、20ミリでも瞬間的に降ったら、おそらくそれがよう吸い込まない。もう以前、もう第一地所の場合は、非常にやっぱり低地であって、もう必ず水害が起こってたんです。それを今回、ここまで食い止めてきたというのか、そういう関係で、もうそやけど、この12号水路も結局これ以上のやっぱり関係というのは、非常に難しいと思いますし、そういう点はやっぱり操作というのか、やっぱり瞬間的な20ミリとか30ミリになったら、とてもあふれてまいりまして、そういう点については、やっぱり第一地所の関係から、やっぱり12号水路については、今、上田課長も申しましたように、ちょうど低地ですから、ちょうど吉本さん、「ん」さんとかあの辺のところは、やっぱりちょっと水がもしもということは、もうその対応するのやっぱり、土のうを積まなきゃいけないという感じでやっていますけども。木田委員もおっしゃいますように、富雄川でも結局まあ言ったら、土のう積んでるからどうかという、やっぱり高安側の問題と、こっち側の問題がありますから、水というのは、やっぱり非常に難しい問題があるわけですから。一応、やっぱり土のうは積んでますけども、結局それ以上のオーバーフローになったら、もう必ず溢水したらもう無理だということがもう目に見えてます。ただ、やっぱり今、富雄川も河川改修をやっぱりちょうど鉄橋のところですね、もう4、5年かかって今やっています。あと西安堵の井堰と、それから興留井堰と高安井堰の問題はこれから解決したらいいわけですが、そこまでいくのになかなか時間がかかる。ただ、今、高安西の関係等についても、郡山土木から説明会を開いていただいて、今、計水のあれをつけるとか、いろんな話をしています。そういうとこまで話し合いができてくるというのは、私は非常にいいことだと思いますし、やっぱりそういう点について、やっぱり皆さん方とともに、努力をしていく。私は第一地所については、もう本当に必ずそこから三代川から道路を越して、必ずずっといくというのが現状で、あの中でもようあれだけの改修ができてきた。我々は、そういう皆さん方のご熱意で、ある程度そういう分については努力をしてき

たと思っています。今の関係等には、一時雨がやっぱり30ミリ、40ミリというのは、とてもやっぱり防ぎきれないというのか、ある程度そういう点については、もう本当に水路の形態をかえなかったらとても無理だと思いますし、そういう現状をやっぱり我々としては努力をしていきたいと思っています。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 そないして、町長も地元であって、やっぱりそないして何年に1回か、そうしてオーバーフローっていうんですか、そういうふうなことになるということは、やっぱり町長の行政手腕も問われますのでね、やっぱりそういうことが起こらんように、これからも頑張ってやっていていただきたいなということを強く要望しておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 244ページのいかるがパークウェイの整備促進ですねんけど、21年でこういうような形で動いておられたと。地域の住民、私の近隣等、平成20年、平成21年、このあたりは年2回、3回と意見交換、意見の交換というような形で催されておった。だけど、今年度こういうような形で進捗がなかなか出てこないというようなことから、ストップしてしまっていると。ちょっとこれ、今の状況というのは、ちょっともしわかりましたら教えていただきたいんですが。

○嶋田委員長 加藤都市整備課長。

○加藤都市整備課長 いかるがパークウェイの現状はどうかということでございます。今、委員もおっしゃっていただきましたように、工事については、今現在の稲葉車瀬区間の道路改良工事については、順調に進んでおるということでございますけども、今年度行っている工事も21年度の繰越事業として行っている状況でございます。先般にも議会のほうから関係機関に対しまして、その整備促進に関しての要望活動をしていただいたところでございますけども、当町のほうも、早期完成と供用開始を早くしてほしいと。それから、岩瀬橋から三室交差、それと五百井・興留区間についても早期に整備されるように要望活動を行ってまいったところでございます。先般、自治体の平成23年度の政府予算編成に向けた要望項目について、民主党の奈良県総本部の地域戦略会議に対しまして要望を行いまして、去る8月22日に、その民主党の地域戦略会議が開催されました。23年度整備予算編成に向けた要望項目について本町の要望についても認められたということが、新聞報道等で知っておるところでございます。その地域戦略会議におきましても、このいかるがパークウェイの整備促進の必要性についてもご理解をい

ただいてるといふふうに思っておりまして、本町といたしましても、予算確保ができれば、すぐに整備促進に向けた体制がとれるような環境づくりを現在行っていっているという状況でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 せっかく住民と行政が話し合うというような形で、いい格好になってきているというようなところで、ちょっと今回、この企画こうなってますんで、やっぱりせっかくいい空気を維持できるように、またひとつよろしくお願ひしたいと、こう思います。

続きまして247ページの公園の維持管理ですけど、昭和町の下の堤防のどこ、最近もあれ刈っていただいてましてんけど、これ年間どれぐらい刈ってくれてますねやろ。

○嶋田委員長 加藤都市整備課長。

○加藤都市整備課長 大和川第一緑地、神南のところにつきましては、年間7回の草刈りを実施しているところでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 確かに7回ぐらい刈ってくれはったら、あんまりえろう伸びんと常に刈っていただいているなという認識を持ってましてんけど、刈るときによれば、ちょっと荒っばいときがちょっとありまして、ちょっとだけまた指導していただいて、きっちり刈っていただくようお願いしたいんですけど。それと、その公園の草刈りはやってくれはるねんけど、国の管轄になりますねんけど、王寺側のほうは木が全然、これ流れてきた流木が大きな木になってまして、斑鳩のほうが。それがまばらにこうきまして、カラスがえろうとまっているというような状況にあって、町のほうからも国のほうに何とかあれ木の伐採してもらえんかということで、ちょっと私もお願ひした、町のほうにお願ひしたことがあります。その辺の経過といいますか、その辺の状況はどんなもんですかね。

○嶋田委員長 加藤都市整備課長。

○加藤都市整備課長 大和川第一緑地、神南また目安も同じ状況だと思っております。昨年、そういった要望を町のほうに言っていただいて、国のほうに大和川工事事務所のほうにも要望をさせていただいております。ただ、その時点での国の要望というのを確認しますと、洪水敷になるわけなんですけども、洪水敷については、そういった立木については、国のほうでは、処理、処分というか、そういった形で伐採したりということはないということをおっしゃられたわけなんですけども。ただ、現状を見ていただければ、今委員おっしゃるように、もう増水した後、ごみが引っかかりして非常に見にくい状況だといふふうに認識をしております、再度、大和川工事事務所にも申し

上げて、お願いをしているところをごさいますて、その維持管理に伴う予算配分というのが、ことし、今年度、秋ぐらいになるというふうなことを確認しております。いずれにしても、再度、斑鳩町、大和川のほうも、目安のほうも含めて、きれいにさせていただくようお願いを再度しているところをごさいますて、それが予算がつくかつかんかということについては、秋ごろに大体めどがつくんじゃないかと。それは、必ず連絡くださいと、ついても、つかんでも連絡くださいということを申し上げてますんで、ちょっとその時期までその辺のところを見守っていただきたいと思います。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 住民、あのとき確か、町から国の話を、町から通じてお聞きしましてんけど、またカーブがあったら外側のほうはちゃんと伐採してくれる、内側のほうはあまりいらわないような話をちょっとそのときお聞きしましてんけど、その辺、住民からしたら、カーブの内やとか外やとかいうような、そういうのは、全然、やっぱりおかしいなというような感じを持ってますんで、ひとつその辺、要望、ちゃんとやっていただいと、うように思いますんで、お願いいたします。

○嶋田委員長 ほかにございせんか。

木田委員。

○木田委員 244ページの都市計画道路の整備の中の法隆寺線の整備で、未買収地の収用事業認定申請を予定していたが、事前の関係機関協議の結果、認定要件に満たないとの見解から着手に至らなかったと、こういうふうに説明されておりますねんけど、その認定要件に満たなかったという、その認定要件というのは、どういうことなんですかね。

○嶋田委員長 加藤都市整備課長。

○加藤都市整備課長 その認定要件でございますけども、まず、いかるがパークウェイについては、現在整備中だということで、そういった町内の既存の幹線道路に接続されていない状況ということで、適正な交通の流れを確保できないということがまず認定条件に外れている。そういうことから公益性にまだ現時点では乏しいというような判断をされておりますて、いずれにいたしましても時間がかかりますけども、パークウェイの整備を早くしていただくことと、それとあわせて地権者の方に対して、今、先日9月4日の土曜日には副町長にも行っていただいて、早くご理解いただくように努力をしておりますんで、そういう任意交渉になるところは積極的にやっていっているという状況でございます。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員　そういうことは、仮に収用事業の認定を受けようとしたら、いかるがパークウェイが完成というんですか、西東、東は大和高田・斑鳩線までか、そして、また西のほうは三室まで通過というのか、完成しなければ、そういう収用の認定には入らないというふうに理解してよろしいんですかな。

○嶋田委員長　井上都市整備課参事。

○井上都市整備課参事　今、ご指摘いただいた形ですけれども、県道大和高田・斑鳩線より三室のほうへ接続しなければならないのかというご質問だと思うんですけれども。一応、そういった一定の見込みですね、どちらか、今、私どもが聞いていますのは、県道に、あるいは三室交差点のほうに、いずれか接続する見込みが一定たった状況になれば、そういった認定も受けれるというようなふうに聞いております。

○嶋田委員長　木田委員。

○木田委員　ということは、そないして、副町長が9月8日にお話にいただいたということなんですけれども。この道路はそないして、そないして西か東かどっちか接続しなければ、これは無理やということ。そして、またその収用事業の認定を受けても、なかなかそんなスムーズにすっとはいかないということは、今後は、何年にもわたって、この道路は国道25号と接続しないというような形になるのかなと。そういうふうな危惧があって、あと1件だけ何とかならへんのかなという思いが、先に立って、やっぱりこれは要件を満たさないかんのではないかなということになれば、なかなか、まだ竜田川のとこの辺りを今、工事しているような状況の中で。そして、また東のほうはまだ説明会というんですか、そういう地権者に対しての現地説明会というんですか、何かその程度しか進めてはらへんというような状況の中で、まだまだこれ、先になるのかなということを考えたら、何とかあそこまで行って、あともう15メートルか20メートルぐらいしかあらへんのに、そこでストップしているのが非常に残念でならないんですけれども。それはもうこのままずっとそういうふうな形でいくんか。やっぱりそれは副町長もこないしてせっかく副町長になってくれはって、やっぱりそないして積極的に行ってくれてはるけれども、その成果というのがなかなか出てこないということになったら、もういつまでたってもあのような状況になつとるのかなというふうに思いますけど、その点について、副町長、そないして相手の方と会われたのかどうか知らんけれども、その感触というんですかね、それについて、どういうふうに受け取ってはるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○嶋田委員長　池田副町長。

○池田副町長 あと1件残っておる方につきまして今日まで、数年来かけて交渉してきていただいております。今般、こういう状況で、収用認定は非常に今日の状況では難しいと。そうした中で、町としてはやはり直接買収という方法が一番近道であると認識しておりますので、今、担当課並びに私のほうも、できる限り本人さんにお会いして、向こうの意向も聞くようにはしていておりますので、もう少しちょっと状況を見れば静観をしていただきたいと思いますと思っております。

先般もお伺いしたときについて、こちらからも一定の提示はさせていただきました。まだ金額的な提示はしておりませんが、やっぱり代替地の関係もございます。それについて、本人さんは19日以降に日程調整をして、現地も見に来るとは言うていただいておりますので、今日までとはちょっと軟化しておられるのかなとは認識をしておるんですけど、また気持ちも変られるかもわかりませんが、町といたしましては、なるべく早く直接買収するように担当課と一緒に努力をしてまいりたいと考えております。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 そしたら、今月の19日にまた再度そないして会って、会わはるかどうかわらんけど、その話をされるということなんですか。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 19日以降に本人さんが現地に確認に来ると。代替地の提示もしておりますので、その状況も見に来るということでございます、町の職員と一緒に。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 成果報告書の234ページに、道路環境の整備ということで道路パトロールをあげていただいているんですが、最近、バイクで走っていると、路肩っていうんですか、どうしてもバイクだと左の端のほうを走りますので、すごいでこぼこしたところが多いんですけども。道路パトロールに行かれる場合、多分、車で出られると思うんですね。住民からの情報提供があった場合は、その場所へ行かれるんだろうけれども、ふだんのパトロールっていうのは、車でしか行っておられないのかなというふうに思うんですが。これだけ暑い日が続きますと、他府県でしたけれども、道路にへこみができて、道路の表面の温度がかなり上がって、へこみができて、そこへはまって事故になったとかいうような問題もありましたが、斑鳩町では、道路パトロール、この24回、21年もやっていただいているんですが、そういう点、気候だとか、雨がたくさん降れば水たまりができる場所であったりとか、そういう点についても気をつけながらパトロ

ールっていうものをしていただけてるのかどうかについてお尋ねをしたいなというふうに思います。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 現在、道路パトロールの状況でございますけども、町内の舗装面、いわゆる路面ですね、悪いところもかなり出てきている状況にあります。また現在、ことしのようにかなり暑い日が続いておりますので、やっぱり舗装の部分、一部分陥没したという状況も何カ所ございました。で、7月来より道路パトロールにつきまして、町内の道路パトロール実施マニュアルという形で整理をしてきたところでございまして、今おっしゃいます道路のパトロールのときに、車のみじゃなくて、実際今回から、7月から狭い道路も一応全体的に、徒歩でもってパトロールやっております。実際やってまだ2、3回なんですけども、今後、そういった形で、一応、とにかくことしからは全域をまず確認していくというふうに思って、実施、やっているところでございまして、かなりそういった面で路面のクラック入ったり、でこぼこしたりっていう箇所もかなり数カ所発見されておりますので、観察する場所も当然ございますけども、緊急性のあるところから順次整備をやっていきたいというふうに思ってございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 えらい7月から積極的にやっていただいているということを知って安心しました。私も思わずハンドルがとられるときがあったりして、ちょっと怖い場所なんかもあるんですけれども。やはり、そういう事故につながらないように、せつかくパトロールをしていただいているのであれば、今おっしゃっていただいたように丁寧にやっただけならば、職員の皆さんも大変だろうけれども、住民の生命の安全のためにもよろしくお願ひしたいと思います。それと、1点ちょっと気になったものですから、教えていただきたいんですが、成果報告書の242ページになるんですが、河川環境の整備って言うところなんですけども、水路の改修についてはいろいろ先ほどからご意見も出てましたけれども、ここでは、水路改修及びゲートの設置を予定していたが、用地の協力が得られず、工事に着手できなかつたと、21年度に、書いてあるんですけれども、8月10日、27日に床下浸水などをした箇所があるんですけれども、その箇所とこの21年度に改修ができなかつたことは関係があったのかどうかっていうことが1点。それと、浸水対策の推進ということで、その下段に書いてあるところで、非常に私自身読んでわからなかつたのが、流量計算を行ったという2行目に書いてあるんですが、この流量の計算なんてどうやってやるんやろうという、ちょっと疑問がありましたので、その

計算の仕方について教えていただきたいなっていうふうに思います。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 まず1点目の8月10日、27日の床下浸水と水路改修に伴ってのゲート設置等予定していた箇所と関わりあるのかということでございます。この地域につきましては、並松地域でございまして、実際この箇所で床下浸水の発生したという状況でございまして。こういった形で整備、用地をお願いしているんですけども、ちょっと難しい点がございまして、実際、進めなかったという状況に至っております。それと、2点目の流量計算、浸水対策計画に伴っての、そういった調査を行ってきた、基本といたしましては、昭和40年代から斑鳩町で都市下水路事業という形で、浸水対策の一環として一応、町内で8路線という形で南北の方向で竜田地区なり、法隆地区の方面で8路線、主幹線としてやっております。これの当然その水路に水が集まってくる、各それぞれの路線ごとの集水区域、まず水が集まってくる区域ですね、そういったものがございまして。その区域内において、その流量計算というのは非常に言葉では、ちょっと説明しにくいところがございますんですけども。また、わかりにくいようでしたら、また後日もあれさせてもらいますけど、一応そういった路線がありまして、水が寄ってくるその低い路線、あるいは枝線の水路とかあります、そういったところのまず区域割をするわけで、その区域割をする中で、一番のマニング方式という流量計算の公式があるんです。それにその集水区域に集まってくる、当然流量、あるいはその速さ、時間ですね、そういったものを全部計算にして一定の計画するときの勾配、水路断面、あるいは勾配、勾配が緩くなれば断面が大きくせんとあかんとか、小さかったら、勾配が早かったら、早く水は引きますわね、そういった関係の計算をするわけなんです。それで、今現在、これ、何で、今浸水がこう頻繁に起こるかといいましたら、やっぱり上流部で宅地化が進んできた。当然、今まで農地やった、その地形に対しての、その公式で用いる流出係数というのがございまして、それが宅地化にすることによって、その計算の方式が変わってくるわけですね。当然、時間が早く到達してきますんで、流下能力的にちょっと不足している分が出てきたり、先ほどの話であった枝線が本線に行き立つまでに、その低いところへ水が集まっていきよる。速さですわ、水の速さで、そういったような現象も起こる箇所が何箇所もある、といった形で、ちょっと流量計算とかはそういう形なんですけども、今言うてる浸水対策については、そういったやつを基本において精査したと、21年度に精査したと。何カ所を対象として、結局、流下能力の不足している、計算上ですけれども、そういうデータも出てくるんです。そういったものを今後、検討会議を開

きながら、こういった対策を講じていくのかと、それにあわせて先ほども頻繁に浸水、床下浸水とか被害のある地域について、こういった形で対策するのかといった形で、今年度からそういった将来計画ですけれども、立てていこうという形で現在進めております。また、流量計算のほうはちょっともしややこしかったら、またちょっと見ていただくほうがようわかると思いますので、すいません。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今、1点目のほうが並松地域であったということで、今回そういうことで床下浸水とかもありましたし、地権者の方にもご理解いただけるように努力をしていただいて、また改修のほうを進める努力をしていただけたらと思います。で、今、流量計算につきましては、課長丁寧に説明していただいたので、ある程度私の中でイメージは大体できました。ただ、今言われたように、開発があったり、地形的にいろいろ条件が変わると、この計算の公式を当てはめるときに、何年かたってたら、また数値的にかわってくるということになってくるだろうから、そういうことでは一定、状況を見る中でやっぱり、これはやっていっていただかんといかんことなんやなということで、その公式というのは、もう難しいですから、数学でも一緒ですけど、ほんまにそれが正しいかどうかなんてわかろうと思ったら大変なんで、公式を信頼しますけれども。またそれは地理的にかわっていった、何年かごとにでも、やっぱりきちっとそういうのは見直していただくということは重要だと思いますし、またよろしくお願いします。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第7款、土木費についての審査を終わります。

暫時休憩します。

(午後 5時16分 休憩)

(午後 5時16分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

明日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうもご苦労様でございました。

(午後 5時17分 散会)